

令和 2 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 價 書
[日本高等教育評価機構]

令和 2 (2020) 年 6 月
静岡英和学院大学短期大学部 1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	6
基準1 使命・目的等 ······	6
基準2 学生 ······	14
基準3 教育課程 ······	46
基準4 教員・職員 ······	63
基準5 経営・管理と財務 ······	71
基準6 内部質保証 ······	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······	87
基準A 自治体との連携 ······	87
基準B グローバル化 ······	94
V. 特記事項 ······	96
VI. 法令等遵守状況一覧 ······	98
VII. エビデンス集一覧 ······	104
エビデンス集（データ編）一覧 ······	105
エビデンス集（資料編）一覧 ······	105

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

静岡英和学院大学短期大学部（以下「本学」という）の設置主体である学校法人静岡英和学院の創立は、明治20(1887)年、静岡県下最古の女学校「静岡女学校」の開校に遡る。同年11月26日、カナダの婦人伝道会社の呼びかけに応えた静岡県知事関口隆吉、平岩愼保牧師らの日本人有志の熱誠と協力により、宣教師ミス・カニングハムを初代校長に迎えての開校であった。本学は、その長い歴史と伝統を継承し、平成14(2002)年に開設されたものである。

すなわち、本学の建学の理念の根底には、カナダ・メソヂスト教会および婦人伝道会社のキリスト教精神と、知事をはじめとする当時の静岡の人々の教育にかける熱意があったのであり、それは、①男女平等の思想のもとに、静岡の振興のための女子教育の場を設けること、②その教育の根幹は、キリスト教に基づく人間教育であること、という2点に凝縮される。本学は、男女平等の思想をさらに強化、深化させるために開学時から共学としたが、それを含めてこの学校創立時の理念は、今日に至るまで変わることなく継承されているのである。

2度の大戦を経験した後、昭和35(1960)年に静岡英和女学院中学校・高等学校の第15代校長として松本卓夫を迎えて、昭和38(1963)年に学院聖句「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。」（「ルカによる福音書」10章27節）が定められた。

そして昭和41(1966)年、創立80周年を記念し、静岡の地に根付いた女子高等教育機関として、本学の前身である静岡英和女学院短期大学を設立した。

松本卓夫はその初代学長となつたが、彼が校長就任時から強調していたのが、「愛と奉仕の精神」であった。松本は、短期大学設立にあたって建学の精神を「愛と奉仕の実践」とし、短期大学聖句を「愛の実践を伴う信仰こそ大切です。」（「ガラテヤの信徒への手紙」5章6節）と定めた。そこには、中学校・高等学校・短期大学と、一貫した精神の下に教育を行うことの重要性も示されていたのである。平成14(2002)年、その短期大学を発展充実させるために、本学が開設された際にもその精神が継承されて、本学の「建学の精神」となり、大学聖句となった。

この建学の精神「愛と奉仕の実践」は、本学が、静岡女学校に始まる歴史の中で実践されてきた、キリスト教精神の根幹である「愛」によって、学校の存立する静岡の地の振興のため、またそこに暮らす人々の平安のために働く「奉仕」を継承し、変わることがないことを示しているのである。

本学の目的は学則第1条で「静岡英和学院大学は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人間社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」と定め、学部の教育目的として、第3条第2項では「人間社会学部は、第1条の目的を達するため、人間と社会の有機的関連を総合的に探求、教育し、共存・共生できる社会を構成する自主性に富んだ人格の育成を目指す。」としている。

また第3条第4項では、各学科の教育目的として、人間社会学科では「グローバル化的時代における社会とその形成者としての人間の生き方を総合的に問い合わせ、社会と人間へ

の理解を深め、適切な判断力、実践力、コミュニケーション能力を育成する教育を行う。」、コミュニティ福祉学科では「人間と社会にとっての福祉の意味を問い合わせ、豊かな人間性をもつて対人援助と地域の福祉に貢献するための力を育成する教育を行う。」と、具体的に規定している。

本学の特色をさらに具体的に示しているのは、4つの UI(University Identity)である。これは、本学設置時に静岡英和女学院短期大学学長であり、大学設置準備室室長であった大曾根良衛が、「静岡英和学院大学が目指すもの」と題して示したものである。以下に示すとおり、この UI は、「建学の精神」に加えて、大学の今日的使命、課題を含したものとなっている。

4つの UI

- ◎キリスト教精神に基づく人間教育
- ◎小規模ながら個性をもった大学
- ◎地域社会に貢献する大学
- ◎学問研究・教育の一体化

① キリスト教精神に基づく人間教育

クリスチヤンスクールとしての宗教活動や宗教教育であり、具体的には、入学直後に実施される「始業礼拝」、「イースター礼拝」、「スチューデント・リトリート」、毎週水曜日に行われる「礼拝」、11月の「創立記念礼拝」、12月に行われる「クリスマス礼拝」、3月の「卒業礼拝」、ボランティア活動、さらにカリキュラムにおけるキリスト教関連授業などが挙げられる。教職員に対しても、毎年春の教職員研修会において、キリスト教に基づく人間教育についての理解を深める機会を設けている。しかし令和2（2020）年3月の教職員研修会についてはコロナ禍において開催できていない。

② 小規模ながら個性をもった大学

小規模大学であることを最大限に生かし、伝統的に学生と教員の距離が近いという特色が挙げられる。また少人数であるがゆえに、教員間で一人ひとりの学生についての情報が共有されており、入学直後の履修指導に始まり、出席状況など学生生活一般から就職指導まで、学生一人ひとりにふさわしい指導を可能としている。そして、小規模でありながらも多様な学び、多様な資格取得を可能にする大学として、カリキュラム上の工夫もなされている。

③ 地域社会に貢献する大学

短期大学部はしづおか焼津信用金庫と産学連携協定を結び、地域の企業との連携の中で、学生の実践力の強化や地域産物を生かした商品開発などに取り組んでいる。静岡大学との単位互換協定を生かして、地域に貢献する人材育成に取り組んでいる。加えて、毎年実施されている公開講座のほか、教員が地域課題解決の

ための活動を行っている。また、学内に設置したボランティアセンターを中心にして、学生が地域に向けてのボランティア活動を実践している。さらに、留学生による静岡とアジアの交流にも力を注いでいる。卒業生の多くは地元の自治体、企業、団体等に就職し、地域の振興や、人々の暮らしの豊かさのために働いている。

④ 学問研究・教育の一体化

現代コミュニケーション学科は、教員が、学科の教育目的に基づき諸学問領域の関連性に留意して教育活動に携わりつつ、各自の研究成果を「紀要」や学会誌等に発表している。各教員の専門性をもとにした講義と演習ゼミ、またインターンシップ等の教育活動とは連動しており、個々の学生の様々なニーズに対応した専門性の獲得を目指すことができるようになっている。食物学科においても、各教員の専門性をもとにした学会等での研究成果の発表に加え、学科の特色である栄養士の活躍する現場を熟知している教員も多く、理論面と実践面とを兼備した研究成果を学生への教育に反映することで、研究と教育の質をレベルアップしながら学生のニーズに対応できるようになっている。

これら4つのUIが目指しているのが「愛と奉仕の実践」を行う人を育てることであり、それこそが、静岡英和学院創立以来の静岡の地で、キリスト教に基づく人間教育を行うことの意義である。

学内には、「学院聖句」、「大学聖句」を記したパネルが各所に掲示され、学生に対する本学の「建学の精神」の浸透が図られている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の淵源である静岡女学校は、明治20(1887)年11月26日、静岡市西草深の地に創立された。静岡英和学院大学の現在に至る沿革を、以下に列記する。

明治 20(1887)年	静岡女学校を静岡市西草深に創立
明治 36(1903)年	静岡英和女学校と校名を改称
昭和 16(1941)年	静陵高等女学校として改組
昭和 20(1945)年	静岡大空襲で校舎全焼
昭和 22(1947)年	静岡英和女学院中学校発足
昭和 23(1948)年	静岡英和女学院高等学校発足
昭和 25(1950)年	学校法人静岡英和女学院に改組
昭和 41(1966)年	静岡英和女学院短期大学を静岡市池田山に開学（英文科・国文科）

	教員養成課程認定
昭和 44(1969)年	栄養士養成施設の認可 英文科・国文学科を英文学科・国文学科と改称 食物学科開設
昭和 47(1972)年	専攻科英文学専攻、専攻科国文学専攻を開設
平成 2(1990)年	国際教養学科開設
平成 13(2001)年	英文学科・国文学科・国際教養学科募集停止 静岡英和学院大学人間社会学部設置認可
平成 14(2002)年	静岡英和学院大学人間社会学部人間社会学科編入学認可 静岡英和学院大学 指定保育士養成施設認可 静岡英和学院大学開学（人間社会学部） 短期大学部に現代コミュニケーション学科を新設
平成 15(2003)年	英文学科・国文学科・国際教養学科を廃止 静岡英和学院大学 教員免許課程認定 人間社会学科[中学校教諭 1種免許状（国語、英語）] [高等学校教諭 1種免許状（国語、英語、公民）] 地域福祉学科[高等学校教諭 1種免許状（福祉）]
平成 19(2007)年	静岡英和学院大学 教員免許課程認定 地域福祉学科[幼稚園教諭 1種免許状]
平成 23(2011)年	静岡英和学院大学の「地域福祉学科」を「コミュニティ福祉学科」に名称変更 静岡英和学院大学短期大学部 男女共学化
平成 28(2016)年	学校法人名を「静岡英和学院」に改称
平成 31(2019)年	静岡英和学院大学のコミュニティ福祉学科の収容定員変更(入学定員 80 名)
令和 2 (2020) 年	静岡英和学院大学短期大学部の「食物学科」を「食物栄養学科」に名称変更

2. 本学の現況

・ 短期大学名 静岡英和学院大学短期大学部

・ 所在地 静岡県静岡市駿河区池田 1 7 6 9

・ 学科構成 現代コミュニケーション学科
食物栄養学科

静岡英和学院大学短期大学部

・学生数、教員数、職員数（令和2(2020)年5月1日現在）

(学生数)

(単位：人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在籍学 生 数		
				1年次	2年次	計
短期大学部	現代コミュニケーション学科	100	200	90	92	182
	食物栄養学科	80	160	72	51	123
短期大学部 計		180	360	162	143	305

(参考) 静岡英和学院大学 (短期大学と同一キャンパス内に設置)

(単位：人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在籍学 生 数				
				1年次	2年次	3年次	4年次	計
人間社会 学部	人間社会 学科	210※ ¹	540※ ²	266※ ¹	202	117	131	—
	コミュニティ 福祉学科		400※ ³		44	39	46	—
大学 計		210	940	266	246	156	177	845

※¹ 令和2(2020)年4月入学者から人間社会学部単位での「くくり入試」を行っているため、1年次は学部に所属し2年次から所属学科を選択する。

※² 人間社会学科の収容定員には、3年次編入学定員10人×2学年(3、4年次)が含まれている。

※³ コミュニティ福祉学科の入学定員は令和1(2019)年に120人から80人に変更。学年進行により収容定員が逐次減少。

(教員数)

(単位：人)

学 部	専 任 教 員 数				
	教授	准教授	講師	助手	計
短期大学部	9	4	1	1	15

(参考) 静岡英和学院大学 (短期大学と同一キャンパス内に設置)

(単位：人)

学 部	専 任 教 員 数				
	教授	准教授	講師	助手	計
人間社会 学部	16	11	7	1	35

(職員数) (単位：人)

区分	人数
正職員	31
嘱託職員	2
臨時職員	0
派遣職員	5
計	38

※同一キャンパス内の静岡英和学院大学の事務及び法人の事務を併せ担当

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

静岡英和学院大学短期大学部（以下「本学」という。）はキリスト教信仰とキリスト教主義精神によって設立された大学である。「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。」（ルカによる福音書10章27節）との学院聖句、「愛の実践を伴う信仰こそ大切です」（ガラテヤの信徒への手紙5章6節）との大学聖句に体現される本学の建学の精神は、「愛と奉仕の実践」に集約される。大学としての教育研究を支える本学の基本理念である、「自立しつつ他者と共に生きる「共存・共生」の精神」もまた、「愛と奉仕の実践」を本学における大学教育活動に即して明確化したものに他ならない。

○学院聖句

心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。（ルカによる福音書10章27節）

○大学聖句

愛の実践を伴う信仰こそ大切です。（ガラテヤの信徒への手紙5章6節）

本学においては『大学要覧』『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』『履修要項・講義内容』、大学ウェブサイト等には学院聖句・大学聖句が明記され、大学内17か所には学院聖句・大学聖句を記したプレートが掲げられている。入学式、卒業式、始業礼拝、イースター礼拝、創立記念礼拝、クリスマス礼拝、卒業礼拝などの諸行事、また、毎週水曜日に開かれる礼拝において、学長から、あるいは、宗教主任から繰り返し説かれている。

また、建学の精神にもとづき本学の使命・目的は明確に定めており、学則に規定している。

○静岡英和学院大学短期大学部学則（目的）

第1条 静岡英和学院大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。

なお、教育目的についても同様に学則（第3条）に規定している。

【資料1-1-1】【資料1-1-2】【資料1-1-3】【資料1-1-4】【資料1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

学院聖句・大学聖句を集約した「愛と奉仕の実践」が、建学の精神の簡潔な文章化といえる。また、大学ウェブサイトでは、学長あいさつとして「本学はキリスト教を土台とした高等教育機関です。（中略）「愛と奉仕の実践」を教育活動の根幹に据えています。（中略）さまざまな分野で自らの学びを深めていってください。さらにその学びに中で、自分が大きな愛に包まれていることを知ってください。そして自分も他者に対して愛をもって接するようになってください。そこに真の友情が生まれ、真の豊かさが見えてくると思います。」と、本学の教育・学問の根幹にあるものとして、建学の精神を広く伝えている。

さらに本学の使命・目的及び教育目的は、前項に示したように静岡英和学院大学短期大学部学則の他、現代コミュニケーション学科及び食物栄養学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーにおいても平易かつ簡潔に文章化されている。

【資料1-1-4】【資料1-1-6】

1-1-③ 個性・特色の明示

学生に配布される『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』には、静岡英和学院大学短期大学部学則第1条が明示されている。

○第1条 静岡英和学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。

この学則第1条は、本学の建学の精神が、大学教育に果たす重要性を述べ、育成する学生像を提示したものである。「愛と奉仕の実践」という建学の精神は、自立しつつ他人と共に生きる「共存・共生」の精神の確立という大学としての基本理念に継承され、具体的には、現代コミュニケーション学科と食物栄養学科の教育研究活動によってその使命・目的が体現される。本学の「使命・目的」は、静岡英和学院大学短期大学部学則第3条に規定され、これも『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』に明示されている。

○第3条 本学の学科は、次のとおりとする。

- (1) 現代コミュニケーション学科
- (2) 食物栄養学科

2 各学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 現代コミュニケーション学科

人と人をつなぎ社会を発展させるコミュニケーションについての教育研究を目的とし、幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うための教育を実施する。

- (2) 食物栄養学科

栄養と健康についての教育研究を目的とし、科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成する。

大学ウェブサイトでは、短大部部長から本学の学科が次のように説明されている。

「現代コミュニケーション学科」では、現代社会に必要なビジネス・コミュニケーション能力を養いながら、7ユニットの編成で様々な資格取得に向け、学生のニーズに対応できるキャリア教育を実践している。また、1年、2年とも少人数編成のゼミで、きめ細かく学生に対応している。

「食物栄養学科」では、食品・栄養・調理を基礎から学び、実践的なカリキュラムで“食のスペシャリスト”をめざしている。卒業と同時に栄養士免許が取得できるほか平成21(2009)年度からは「フードスペシャリスト」と「フードサイエンティスト」の資格取得カリキュラムも加わった。

両学科とも、教養教育と実務教育とのバランスを保ち、専門学校とは明確に一線を画しており、卒業時には「短期大学士」の学位が授与される。

【資料1-1-1】【資料1-1-2】【資料1-1-3】【資料1-1-4】【資料1-1-5】

1-1-④ 変化への対応

平成14(2002)年度に現代コミュニケーション学科、食物栄養学科の2学科で短期大学部が創設されて以来、学科構成の見直しや入学定員の見直しを行ってはいないが、平成29(2017)年度は両学科とも入学定員を割ったため、カリキュラムや資格取得についての見直しを行った。現代コミュニケーション学科は、平成21(2009)年度より9つのユニット（ビジネス、マネジメント、ツーリズム、ホテル、エアライン、メディカルクラーク、ウェルネス、ブライダル、ファッショントレーディング）制を導入したが、ユニットの統合及び新ユニットの追加により7つのユニット（イングリッシュ・コミュニケーション、ビジネス・マネジメント、観光、医療事務、ファッショントレーディング、ホ

テル・プライダル、ライフ・デザイン）制となっており、時代のニーズに合わせた改革を行っている。食物栄養学科は、平成 21(2009)年度よりフードサイエンティスト、フードスペシャリストの資格を導入したところ学生数が増加し V 字回復をしたが、平成 28 (2016) 年度からは再び入学定員を下回った状態が続いていることもあり、令和 2 年 (2020) 年度から学科名称を食物栄養学科に変更し、栄養面の専門職養成を行っていることを強調することとしている。このように、両学科とも学科構成そのものの変更はしていないが、つねに見直しを行い、時代に適合しようと努めている。今後も社会のニーズに合わせてカリキュラムやコース、ユニットなどを柔軟に改変していく。

【表 1-2-1】学科別入学学生数経年変化表（単位：人）

年	現代コミュニケーション学科					食物栄養学科				
	入学定員	入学者数	入学定員充足率	学生数	収容定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率	学生数	収容定員充足率
2015	100	82	82%	171	86%	80	84	105%	162	101%
2016	100	79	79%	164	82%	80	77	96%	161	101%
2017	100	85※	85%	162	81%	80	64	80%	137	86%
2018	100	102※	102%	190	95%	80	61	76%	122	76%
2019	100	92	92%	191	95%	80	51	63%	113	70%
2020										
平均	100	88	88%	175	87%	80	73.	91%	149	93%

※転学科生 1 人を含まない。

学生生活に関わるものや、入試制度など、静岡英和学院大学人間社会学部との調整が必要な問題については、各委員会において大学・短期大学部合同の委員会を実施することによって見直しが行われている。

その他、各学科、各委員会において、課題の整理や日常活動の見直しは常に行われている。その結果は教授会において報告され、必要な場合には協議が行われている。自己点検評価実施委員会は教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、『静岡英和学院大学短期大学部自己点検評価報告書』を作成している。

大学経営会議、大学評議会及び教授会が連携して諸課題に取り組み、教授会を支える両学科会・各委員会も様々な変化に対応する教育活動の不断の点検がなされて教授会報告がなされている。

【エビデンス集・資料編】

【表 1-2-1】学科別入学学生数及び収容定員充足率の推移

【資料 1-1-1】静岡英和学院大学短期大学部学則 【資料 F-3】に同じ

【資料 1-1-2】大学要覧

【資料 1-1-3】ウェブサイト

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp>

【資料 1-1-4】CAMPUS GUIDE（学生便覧）【資料 F-5】に同じ

【資料 1-1-5】2019 履修要綱【F-12】に同じ

【資料 1-1-6】ウェブサイト 学長あいさつページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outkine/greeting>

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は関係法令に適合している。特に、平成27（2015）年4月施行の学校教育法改正に対応する学内規則の改正を機に総点検がなされ、適切に運用されている。また、平成27（2015）年度に策定した「平成28（2016）年度～平成32（2020）年度学校法人静岡英和学院中長期計画」の進捗管理を毎年度行う中で、本学の使命・目的を実現するための取り組みが、高等教育機関を取り巻く社会環境の変化や受験生の動向に対応できているか、全学的に確認をしていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的の不斷の継承を図るために、理事会、評議員会、常任理事会、大学評議会、教授会では、祈祷もしくは黙祷を以て開会及び閉会している。毎週水曜日に開かれる礼拝においては、学生・教職員が宗教主任の主宰の下に、現代の諸課題を考え、聖書を読み、沈思し、祈って、建学の精神に思いを致す時間を共有している。始業礼拝・創立記念礼拝・クリスマス礼拝・卒業礼拝も学生・教職員が「愛と奉仕の実践」に思いを致す機会である。卒業礼拝終了後には、卒業する学生を祝福していただいた説教者を講師に、教職員研修会も実施している。

なお、新任教職員に対しては、建学の精神、使命と目的について、オリエンテーションが行われ、理解と周知が図られている。

また、役員に対しては、当該年度の最後の理事会・評議員会において、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明の中で、教育目的達成の方針が説明されており、十分な理解と承認が得られている。

学則をはじめとする基本的な規程については、各委員会・部署で検討され、教授会、評議会で審議され、学長が決定する仕組みとなっている。さらに、常任理事会・理事会の審議が必要な案件については、理事である学長が議案として提案し、理事会・評議員会において審議されるものであり、大学の運営の基本については、理事・評議員

の理解と支持を得る仕組みとなっている。

1-2-② 学内外への周知

建学の精神は、『大学要覧』『大学案内』『入試要項』『履修要項・講義内容』『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』などの冊子に明示されているだけでなく、学内17か所に学院聖句・大学聖句が書かれたプレートが掲げられている。また、大学ウェブサイトに、学院聖句・大学聖句・3つのポリシー・各学科の教育方針を明示している。

新入生には、入学式、始業礼拝、オリエンテーション、スチューデント・リトリートにおける礼拝・主題講演等を通して、建学の精神及び本学の使命・目的を説いている。在学生には、新年度のオリエンテーション、始業礼拝を通して、建学の精神及び本学の使命・目的を再確認させている。上記の使命・目的は、学科のカリキュラム編成に具現化している。短期大学部のカリキュラム編成においては、両学科共通の基礎教育科目において、「キリスト教学入門」（1年前期）と「キリスト教と現代」（1年後期）を必修としている。

学院全体の広報誌『Maple 通信』、大学の広報誌『EIWA UNIVERSE』も、本学の建学の精神・大学の使命・目的を改めて心に受けとめる媒体となっている。

【資料1-2-1】【資料1-2-2】【資料1-2-3】【資料1-2-4】【資料1-2-5】【資料1-2-6】
【資料1-2-7】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学生確保の困難という問題を開拓するために、平成21(2009)年度に平成22(2010)年度～平成26(2014)年度5ヵ年の『学校法人静岡英和女学院経営改善計画』を策定した。当面する最大の課題は学生確保であるが、「建学の精神・ミッション・学院の目指す将来像」として、建学の精神と、大学の使命・目的をしっかりと踏まえることの重要性が改めて確認されている。この『経営改善計画』を受けて、平成28(2016)年度～平成32(2020)年度5ヵ年から展開する『学校法人静岡英和学院中長期計画』を平成27(2015)年9月に策定し、その改革理念の中心に位置付けられた4つの目標の第一として「建学の精神「愛と奉仕の実践」の徹底」が定められている。

【資料1-2-8】【資料1-2-9】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、学科ごとに、建学の精神のもと、短大の使命・目的及び教育目的を実現するために、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、短大ウェブサイトで学内外へ周知している。三つのポリシーは、平易な文章で具体的に示している。

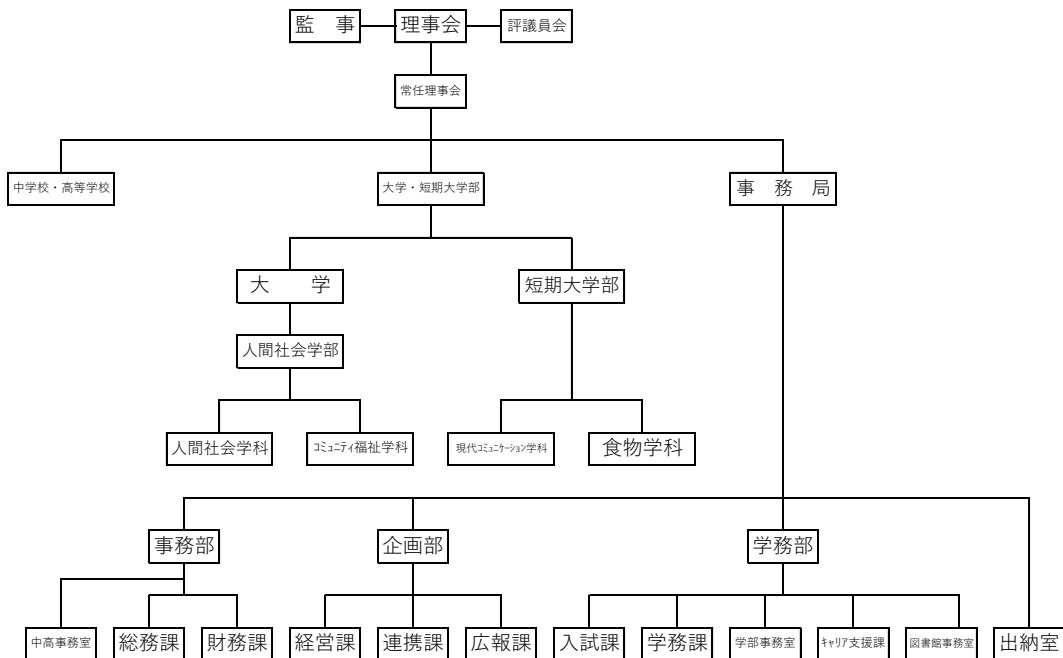
【資料1-2-9】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

学校法人静岡英和学院の教育組織と運営組織は、【図1-3-1法人組織図】に示したとおり、大学教育を担当する静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部、中学・高

校教育を担当する静岡英和女学院中学校・高等学校と各学校の事務を担当する事務局で構成されている。

【図1-2-1】 法人組織図



現代コミュニケーション学科は、「イングリッシュ・コミュニケーション」、「ビジネス・マネジメント」、「観光」、「医療事務」、「ファンション・ビューティ」、「ホテル・ブライダル」、「ライフ・デザイン」の7つのユニットを擁し、他者との関わりの中でいかにコミュニケーションを高めるのかに必要な学問領域を教授するのに必要な教員組織を擁しており、食物栄養学科は、「栄養士」に加え、「フードスペシャリスト」、「フードサイエンティスト」という3つの食領域の資格を教授するにふさわしい教員組織を擁していることから、本学の使命・目的および教育目的と、教育研究組織の構成とは、整合性が取れている。

学科には専任教員全員が構成メンバーである学科会があり、学科の教育課程に基づく学科運営・学生教育等の諸課題を協議する。学科教員は、各委員会の委員となり、それぞれ他学科教員と連絡連携を深めている。委員会には、宗教委員会、ボランティア委員会、学生委員会、教務委員会、カリキュラム検討委員会、図書委員会、入試・広報委員会、就職委員会、財務委員会、国際交流委員会、公開講座委員会、情報システム委員会、英語教育センター、紀要委員会、学報委員会、自己点検・評価実施委員会などがある。アドミッション・ポリシーとかかわる入試・広報委員会、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとかかわる教務委員会には、事務部門の入試課・広報課職員、学部事務室が委員として参画しており、教員と職員との協働体制が整備されている。

短期大学部教授会は、両学科の専任教員全員を構成メンバーとする審議機関である。また、同一キャンパス内にある静岡英和学院大学との連絡連携のもとに運営される評議会がある。評議会は、学長・副学長・事務部長・学部長・短期大学部部長・学科長・宗

教主任・図書館長・主要委員会委員長を構成メンバーとし、事務部門の各部課室長が陪席する。

さらに、中長期的な展望も含め、教学上の重要事項を審議し、評議会・教授会への議題提出等を準備する経営会議がある。経営会議の構成メンバーは、学長・副学長・学部長・短期大学部部長・各学科長・宗教主任・事務部長・企画部長・学務部長であり、事務部門の各部課室長が陪席する。開催回数は、経営会議は月に1回、評議会は2ヶ月に1回、短期大学部教授会は月に1回、学科会は月に2～3回である。

【図1-2-1】 【資料1-2-10】 【資料1-2-11】

【エビデンス集・資料編】

【図1-2-1】 法人組織図

【資料1-2-1】 大学要覧

【資料1-2-2】 大学案内

【資料1-2-3】 入試要項

【資料1-2-4】 履修要綱

【資料1-2-5】 CAMPUS GUIDE

【資料1-2-6】 Maple 通信

【資料1-2-7】 EIWA UNIVERSE

【資料1-2-8】 静岡英和学院中長期計画

【資料1-2-9】 静岡英和学院中長期計画実施管理表

【資料1-2-10】 大学ウェブサイト本学の3つのポリシー（短大）

【資料1-2-11】 法人組織図、2019年度学科別委員等一覧

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神や、大学の使命・目的及び教育目的を反映させた、三つのポリシーを時代の変化、教育内容の変化に合わせて見直しをしていく。

シラバスにおいては、「科目ナンバリング」「カリキュラム・マップ」を導入しており、学生がそれぞれの授業科目について学修することの必要性、必修や選択科目的必然性及びディプロマ・ポリシーとの関連について理解した上で、履修計画が作成できるようしている。学生には、このことによって、短大の掲げる使命・目的及び教育目的が各授業科目に反映されていることをガイダンス等の機会を活用し、さらに周知していく。

[基準1の自己評価]

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づいた教育を行う短大として、その建学の精神、使命・目的、学科の教育がめざす人材を、学則及び3つのポリシーに明確に定めている。教育課程は、建学の精神の具現化と言うべき実質を備え、その教授を担う教育研究組織も整っている。さまざまな媒体を通して、その特質を発信する努力もなされている。

使命・目的及び教育目的の明確性については、本学の建学の精神と基本理念がキリスト教主義に基づいて具体的かつ明確に定められ、文章化されているとともに、それを学

内外に浸透させるための努力が行われている。

また、使命・目的及び教育目的の適切性については法令に適合した目的を掲げており、本学の個性と特色を示すさまざまな取り組みが行われている。本学の目的を達成するための教育を維持継続するためには、現在厳しい状況となっている入学者数を増やして行く必要があるが、これについても両学科の特色を一層強化しつつ、豊かな教養と実際に役に立つ専門学術を持って地域社会に貢献できる人材育成の実績を示す努力をしている。

さらに、使命・目的及び教育目的の有効性については、本学の建学の精神や基本理念を学内外に周知する努力を行っており、それが中長期的な計画に反映されているとともに、教育研究組織との整合性を保持していると言える。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

教育目的

本学では、「UI(University Identity)」、「学院聖句」、「短期大学部聖句」によって、「隣人を自分のように愛し」、「愛の実践」を行う人材を育て、「地域社会に貢献する大学」であることを教育理念として明示している。それは、「本学は教育基本法及び学校教育法に規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」という以下の教育目的に表れている。【資料 2-1-1】

現代コミュニケーション学科

人と人をつなぎ、創造的な力を生み出す豊かなコミュニケーション能力を身につけ、社会に必要とされる実務能力を身につける教育を行う。

食物栄養学科

地域に貢献できる食の専門家を育成することを目的として、栄養と健康に係わる専門的な知識と科学的思考力や実践力を兼ね備えた質の高い栄養士を養成する。栄養士資格とともに、フードスペシャリスト認定資格並びにフードサイエンティスト認定資格の取得のためにカリキュラムを充実させ、地域社会から必要とされる人材を育成する教育を行う。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

教育目的を踏まえ、本学では各学科の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）とともに、静岡英和学院大学短期大学部各学科の3つの方針（ポリシー）として明示している。アドミッション・ポリシーについて下記に「大学ウェブサイト」から全文を引用する。

なお、平成29(2017)年4月1日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年文部科学省令第16号)により、「三つの方針」の策定及び公表の義務化、「教育課程の編成及び実施に関する方針」を定めるにあたり「卒業の認定に関する方針」との一貫性の確保に努めることが定められたことに基づき、本学の三つの方針も改定した。

現代コミュニケーション学科

現代コミュニケーション学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げる知識、技能、能力、目的意識、意欲を備えた人物を募集します。

①高等学校などで習得する教科に関して、基礎的な学力、論理的な思考力、適切な表現力、及びコミュニケーション能力を身につけている。特に以下の能力を身につけていことを希望します。

- ・「国語（現代文）」については、日本語を正確に理解し自らを適切に表現することができ、かつ他者の考えを正しく理解し判断できる。
- ・「英語」については、グローバル社会の人々とコミュニケーションを図るために、相手の話を理解し、かつ自分の意見を適切に伝えることができる。
- ・「情報」については、コンピュータの基礎的な操作ができる。

②志望理由、入学後の学修への取り組みをはじめ、学びで得た知識、経験をもって社会に貢献しようという目的意識、意欲がある。

③キリスト教精神に基づく、本学の建学の精神「愛と奉仕の実践」を理解している。

④入学前教育として求められる入学課題に対して確実に取り組むことができる。昨年度までは推薦入学試験、特別入学試験（留学生）の合格者が対象としていたが、2020年度から入学者全員を対象に実施することとした。

食物栄養学科

食物栄養学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げる知識、技能、能力、目的意識、意欲を備えた人物を募集します。

①高等学校などで習得する教科に関して、基礎的な学力、論理的な思考力、適切な表現力、及びコミュニケーション能力を身につけている。特に以下の能力を身につけていことを希望します。

- ・「国語（現代文）」については、日本語を正確に理解し自らを適切に表現することができ

き、かつ他者の考えを正しく理解し判断できる。

- ・厚生労働省から指定を受けた栄養士養成校の食物栄養学科で、専門教育を学修するための理科（生物）や化学の基礎学力を身につけている。

②志望理由、入学後の学修への取り組みをはじめ、栄養士となる学びで得た知識、経験をもって社会に貢献しようという目的意識、意欲がある。

③キリスト教精神に基づく、本学の建学の精神「愛と奉仕の実践」を理解している。

④入学前教育として求められる理科科目の入学前学習に対して確実に取り組むことができる。

この入学者受け入れ方針は、入学試験要項の冒頭に示されている。また、大学ウェブサイトに掲載するなど、志願者のみならず、広く社会一般に周知するとともに、高等学 校教員を対象にした大学説明会や、オープンキャンパス等において説明を行っている。

学内においては、学生や教職員に配布される『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』のはじめに明記されている。

【資料 2-1-2】【資料 2-1-7】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入試形態による入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学では、前述の入学者受け入れ方針に基づき、多様な入学者の受け入れ方法を取り入れている。

本学の入学試験制度は、現代コミュニケーション学科、食物栄養学科の2学科で共通の日程によって行われている。入学試験実施体制は、副学長を責任者とする入試・広報委員会が組織され、入試課との連携において、日程、試験内容などの一連の制度が定められている。

入学者選抜試験の種類は、指定校推薦入学試験（前期・後期）、公募推薦入学試験（第1回～第3回）、AOエントリー型入学試験（第1回～第2回）、AO自己推薦型入学試験（第1回～第5回）、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験（前、中、後期）である。また、特別入学試験として、グローバル入学試験（第1回～第3回）、社会人入学試験（一般対象、シニア対象 第1回～第3回）、および留学生入学試験（第1回～第3回）を実施している。現代コミュニケーション学科においては、留学生入学試験指定校推薦（第1回、第2回）を行なっている。

入学試験問題作成にあたっては、各科目の作成委員を学長から委嘱している。各科目担当者は入試問題作成要項に従って入学試験問題を作成している。

1) 指定校推薦入学試験

入学実績のある高等学校を中心に、指定校制での推薦入学制度を実施している。高等学校には本学の受け入れ方針を明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第1志望としている生徒の、校長による推薦を依頼している。出願者を、「調査書」、「推薦書」、「面接」により総合的に審査している。

なお、本入学試験を含めて、面接による入学試験では、「面接における注意事項」に明記された口頭試問内容に沿って面接を実施し、客觀性、公平性が保たれるように工夫し

ている。

2) 公募推薦入学試験

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第1志望としている生徒の、校長による推薦を依頼している。出願者には、「調査書」、「推薦書」、「面接」に加え、現代コミュニケーション学科は「志望理由書」の提出、食物栄養学科は試験当日の「作文」を課し、総合的に審査している。

3) AO 入学試験（エントリー型・自己推薦型）

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第1志望としている生徒について、その強い意欲や自身の特徴をアピールできるコミュニケーション能力を有する者を求めている。出願者を、「調査書」、「推薦書」、「面接」「自己推薦書」によって総合的に審査している。

4) 一般入学試験

学力到達度で選抜する試験で、「一般入学試験」では学科試験として「国語（近代以降の文章）」と「英語」の両方、または「国語」と「英語」のいずれか1科目と「面接」を選択し、その試験結果と提出書類等によって総合的に判定する。

入学試験問題作成にあたっては、各科目の作成委員を学長から委嘱している。各科目担当者は入試問題作成要項に従って入学試験問題を作成している。【資料 2-1-4】

5) 大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験受験者に対して、「国語（近代以降の文章）」、「世界史 A」、「世界史 B」、「日本史 A」、「日本史 B」、「地理 A」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「英語」のうち高得点科目1科目の結果と、提出書類によって総合的に判定する。

6) 特別入学試験

グローバル入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験のいずれも、出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致する人を求めている。

・グローバル入学試験

本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、国際的に活躍することのできる人材を募集するため、英検（2級以上）、Cambridge English(PET140以上)、GTEC CBT(960以上)、TOEGUL iBT(42以上)、TOEIC(1150以上 S&W を 2.5 倍)、TEAP(225以上)、TEAP CBT(420以上 9、IELTS(4.0以上)のいずれかを満たす者、あるいは高校入学以後留学経験を有する者を出願資格とし、現代コミュニケーション学科は、「出身学校の成績証明書」、「志望理由書」及び「面接」、食物栄養学科は、「出身学校の成績証明書」、「作文」、「面接」によって総合的に審査している。

・社会人入学試験

一般対象については、現代コミュニケーション学科は、「出身高等学校の調査書又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書」、「志望理由書」及び「面接」、食物栄養学科は、「出身高等学校の調査書又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び成績証明書」、「作文」及び「面接」によって審査を総合的に行ってている。

・社会人入学試験シニア対象

両学科とも「出身高等学校の調査書又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書」、「志望理由書」及び「面接」によって審査を総合的に行ってている。

・留学生入学試験一般選抜

現代コミュニケーション学科は、「出身学校の成績証明書」、「志望理由書」及び「面接」、食物栄養学科は、「出身学校の成績証明書」、「作文」、「志望理由書」及び「面接」によって審査を総合的に行ってている。

・留学生入学試験指定校推薦

現代コミュニケーション学科は、「出身学校の成績証明書」、「日本語学校校長の推薦書」及び「面接」によって審査を総合的に行ってている。

以上のように、本学では多様な入学試験形態を実施することにより受験生のニーズに応えることが可能となっている。これらの入学者の受け入れ方法については、「入学試験要項」などに明示するとともに、大学ウェブサイトへの掲載、オープンキャンパスや高等学校教員対象の大学説明会、また学外で実施される進学相談会、高校訪問等においても説明を行い、入学希望者や高等学校教員などに周知している。

入学者の受け入れにあたっては、「静岡英和学院大学短期大学部 入学者選抜規程」に基づき、各学科の合否判定会における合格候補者案を入学者選考会議において審議し、了承の上で教授会において議決し、最終的には学長によって決定されている。

実施について

入学者選抜にあたって多様な入試区分を策定し、アドミッション・ポリシーに沿ってそれぞれの出願資格や選抜方法を決定し、入学試験要項、本学ウェブサイト等により公表するとともに、オープンキャンパス（年8回開催）や大学説明会などにおいても説明を行っている。

入試問題作成者については、学内の教員の中から学長が委嘱している。問題作成に関する注意事項、作成・点検・印刷等のスケジュール、ミス防止策などの方策については、副学長を本部長とする入試広報委員会の委員長と入試広報課が連携して確認している。委嘱された問題作成者は、入試問題作成要領に従って、それぞれの試験科目の問題作成作業部会を設置し、機密性の保持を図るとともに出題過誤が出ないよう作業部会構成員によって相互確認を行っている。

以上のように、入学者選抜は、「静岡英和学院大学短期大学部 入学者選抜規定」に基づき、適切な体制のもとに運用している。

入学者選抜においては、その客觀性を高め公正を期するために、複数採点者の点数を平均した値を合否判定に用いる等の方策を取っている。合否判定については、各学科の合否判定会における合格候補者案を、入学者選考会議にて審議し、了承の上で教授会に

において議決し、最終的に学長によって決定されている。

検証について

本学では、多様な入学試験形態を実施することにより、受験生のニーズに応えることが可能となっている。また、求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、学科別及び入試形態別のアドミッション・ポリシーを入学試験要項や本学ウェブサイトに記載しており、オープンキャンパス等でも受験生にスライド等で分かりやすく説明している。

入学者選抜に関わる事項において得られる意見は、入試広報委員会で情報共有され、対応ならびに改善策等が講じられた。また入試形態についても、学科、教授会、入試広報委員会、入試制度検討委員会等で審議されてきた。

【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去 5 年間の志願者数、合格者数及び入学者数の推移は、エビデンス集（データ編「表 2-1」）のとおりである。

現代コミュニケーション学科は、平成 24(2012)年度に入学者 69 人と、入学定員を大きく割り込んだ。その前年が 101 人と入学定員を確保したのに対して大きな減員だった。この平成 24(2012)年度の状況に対して、入試広報に関する学科としての取り組みを強化した結果、それ以降は、入学定員には及ばないながらも、平成 27(2015)年度 82 人、平成 28(2016)年度 79 人、平成 29(2017)年度 85 人、平成 30(2018)年度 102 人の入学者を得ている。令和 1(2019)年度についても 92 人が入学しており、入学定員の 100 人を満たせないのが課題はあるが、定員の 92% を確保することができた。

食物栄養学科は、平成 24(2012)年度に 1 人、平成 28(2016)年度は入学定員を 3 人下回ったが、入学定員の 80 人をほぼ満たしている現状にある。平成 30(2018)年度 61 人、令和 1(2019)年度 51 人と減少しているが、定員の 64% を確保することができた。

平成 28(2015)年度～

2(2020)年度の各学科の収容定員充足率は、現代コミュニケーション学科が 82～92%、食物栄養学科は 105～64% で推移している。

なお、一般入学試験については、平成 31 年度（2019 年）入学試験から Web（スマホ）出願を導入し、受験生にとって利便性が高くなるようにした。また、AO 入学試験のエントリーシートも本学のウェブサイトを利用し、志願者はフォームに入力する形式にするなど、出願しやすいものとした。

また、平成 31 年度（2019 年）入学試験から Web（スマホ）出願を導入し、受験生にとって利便性が高くなるようにした。本学の Web（スマホ）出願は、今後進む調査書の電子化を踏まえ、ペーパーレス化及び出願経費の負担減を視野に置き、調査書のみの郵送の形式とし、より受験生への負荷を少なくしている。

【表 2-1-1】学科別入学学生数及び収容定員充足率の推移 (単位：人)

年	現代コミュニケーション学科					食物栄養学科				
	入学定員	入学者数	入学定員充足率	学生数	収容定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率	学生数	収容定員充足率
2015	100	82	82%	171	86%	80	84	105%	162	101%
2016	100	79	79%	164	82%	80	77	96%	161	101%
2017	100	85※	85%	162	81%	80	64	80%	137	86%
2018	100	102	102%	190	95%	80	61	76%	122	76%
2019	100	92	92%	191	96%	80	51	64%	113	71%
2020	100	90	90%	182	91%	80	72	90%	123	77%
平均	100	88	88%	177	89%	80	68	85.1%	136	85%

※これ以外の1年在籍者に転学科生1人がいる。

【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】

留学生の募集については、国内の日本語学校の在校生を対象に、日本留学試験、または日本語能力試験での基準を満たした者を、一般入学試験と推薦入学試験で募集している。 ただ、食物栄養学科はその専門性と出願資格の難しさもあり、留学生の志願者はいない。 なお、入学者の傾向としては、非漢字圏の東南アジア諸国が中心となっているが、近年は、スリランカ、ネパールなどの多様な出身国の留学生もみられ、大学のグローバル化、ダイバーシティ化が問われるなか、本学はこの要請に答えていると言える。

【表 2-1-2】外国人留学生、出身国・地域別、年度別入学生数（現代コミュニケーション学科）（単位：人）

出身国／年度	2016	2017	2018	2019	2020
中国	0	2	3	2	4
ベトナム	9	14	6	10	7
インドネシア	2	2	0	6	0
ミャンマー	1	4	8	5	6
バングラ デイッシュ	0	0	0	2	0
スリランカ	1	6	3	5	4
ネパール	2	1	3	3	0
フィリッピン	0	0		0	0
韓国	0	0		0	0
台湾	0	0		1	0
合計	15	29		34	21

【エビデンス集・資料編】

【表 2-1-1】学科別入学学生数及び収容定員充足率の推移

【表 2-1-2】外国人留学生、出身国・地域別、年度別入学生数（現代コミュニケーション学科）

【表 2-1-3】4大との単位互換科目一覧

【表 2-1-4】静岡大学農学部との単位互換科目受講者数一覧

【表 2-1-5】編入実績一覧

【資料 2-1-1】静岡英和学院大学短期大学部入学者選抜規程

【資料 2-1-2】学部学科の教育目的（2020年度入学要項の該当頁）【資料 F-4】に同じ

【資料 2-1-3】2020年度入学試験要項の該当頁【資料 F-4】に同じ

【資料 2-1-4】アドミッションポリシー【資料 F-13】に同じ

【資料 2-1-5】入試問題作成要領

【資料 2-1-6】静岡英和学院大学短期大学部入学者選抜規程【資料 2-1-1】に同じ

【資料 2-1-7】CAMPUS GUIDE（学生便覧）【資料 F-5】に同じ

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30(2018)年度における、現代コミュニケーション学科の収容定員充足率は 102%、食物栄養学科の収容定員充足率は、平成 28(2016)年度まで 100%を維持していたが、平成 29(2017)年度は 86%、平成 30(2018)年度は 76%であり、定員を満たせていないという問題がある。この点については、学修面では、在学中の学力向上の可視化、カリキュラムの改革、単位互換制度の充実、資格取得率の向上、就職実績率および内容の向上など、目に見える結果をあげて高校生およびその保護者にアピールしていくことが必要である。広報面からは、地域連携・地域貢献などを通して本学の知名度を上げるとともに、高校訪問や出前授業などから高校生のニーズを捉え、それに基づいた広報活動をさらに

行っていく。

両学科とも、入試制度改革を推進しているところであるが、平成30(2018)年度入試より、AO入試を導入することが教授会にて承認された。AO入学試験は、出願前にエントリー期間を設けることで、早期に本学のアドミッション・ポシシーに見合い、本学への入学を熱望する高校生に対し出願を促すものである。また、新たに語学力や国際性の点で特に優秀であると考えられる日本人生徒を対象にした、グローバル入試を導入していく。これは、英検2級以上、他の資格・検定においてもそれと同程度以上の者を、特別な配慮として面接のみで合否を決定する制度である。英検2級以上とは、文部科学省の「資格・検定試験 CEFRとの対照表」に照らし合せた基準とする。

スカラシップ制度のうちeスカラシップについて、入試・広報委員会で検討し見直しを行った。今後も、入試制度に検討を加え、アドミッション・ポシシーに見合う入学者確保により一層努めていく。

両学科とも教育内容の充実を図ることで本学の魅力を高めていくことは必須であるが、本学では単位互換協定を締結することにより、短期大学以外で開講されている科目を履修しやすい環境が整いつつある。併設されている大学とは、以前から単位互換制度を締結し運用してきた。平成29(2017)年度には、教務委員会が中心となり互換可能な科目の範囲を広げ、より多様な学びが学内でできる環境を整えた。

また、静岡大学農学部とは平成25(2013)年度から単位互換協定を締結し、本年度は4年目になる。その間、単位互換科目を履修する学生が増加し、他大学の学生や他大学の教員の指導による学修の機会が日常的になっている。

オープンキャンパスやサマーキャンパスに来学した高校生の中には、静岡大学農学部との単位互換制度を志望理由にあげる生徒もいる。このような単位互換制度は、近隣の短期大学では実施されておらず、本学独自の制度である。これからも学生のニーズや向学心に寄与できる教育内容になるよう検討していく。単位互換による新たな取り組みや農場を利用したフィールドワークなどの充実を図り、アクティブラーニングなどの手法を取り入れた特色ある講義や実習・演習をホームページや学校案内及びオープンキャンパスなどで高校生や保護者にアピールしていく。

「アドミッション・オフィス入学試験」は、各学科のアドミッション・ポリシー(期待する学生像)を理解し、各学科が求める学生像および各学科の教育内容を十分理解し、本学入学を熱望した者に対して出願を認めるエントリー方式を導入した。これは、受験生にオープンキャンパスにおける模擬授業を受講してもらい、その感想をエントリーシートに記載して提出後、出願判定を行なうというものである。また、エントリーシートも本学のウェブサイトを利用し、志願者はフォームに入力する形式にするなど、出願しやすいものとした。

「自己推薦入学試験」では、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒について、その強い意欲や自身の特徴をPRできるコミュニケーション能力を提示してもらうため、出願の際に自己推薦書を提出させ合否判定の資料とした。

入試形態だけではなく、他大学との併願が多い大学入試センター試験利用入学試験や一般入学試験については、平成31年度(2019年)入学試験からWeb(スマホ)出願を導入し、受験生にとって利便性が高くなるようにした。本学のWeb(スマホ)出願は、今

後進む調査書の電子化を踏まえ、ペーパーレス化及び出願経費の負担減を視野に置き、調査書のみの郵送の形式とし、より受験生への負荷を少なくしている。

【表 2-1-3】4大との単位互換科目一覧

基礎教養科目	人間社会学科	コミュニティ福祉学科
英語リスニング & スピーキング	心理学基礎	人間社会総論
英語ボキャブラリービルディング	心理学研究法	福祉とキリスト教
フランス語 I	心理測定法	社会学基礎
フランス語 II	心理統計法 I	経済学基礎
ドイツ語 I	心理学実験演習 I	社会福祉総論 I
ドイツ語 II	発達心理学	社会福祉総論 II
スポーツ実技 I	教育心理学	地域福祉論 I
スポーツ実技 II	学習心理学	地域福祉論 II
地域創造フィールドワーク	心理学特殊講義 経済学基礎 B ミクロ経済学 マクロ経済学 マーケティング論 簿記原理 民法 商法 ビジネスと法 観光学 I 文化観光論 社会調査法 アンケート調査法 観光地域フィールドワーク論 地域社会学 イギリス文化論 Communicative English 国際ビジネスコミュニケーション 国際観光コミュニケーション 日本伝統文化論 日本近代文化論 演劇論	教育原理 幼児教育課程総論 社会福祉援助技術総論 I 社会福祉援助技術総論 II 社会福祉援助技術論 I 基礎 社会福祉援助技術論 I 応用 高齢者福祉論 介護概論 障害者福祉論 社会保障論 I 社会保障論 II 公的扶助論 社会理論と社会システム 福祉組織経営論 医療福祉論 社会調査法 児童家庭福祉 保育内容総論 社会的養護 発達心理学 教師論 教育社会学 教育方法論 A 教育方法論 B 音楽療法入門 海外福祉現地研究 ICT と福祉 障害者スポーツ

【表 2-1-4】 静岡大学農学部との単位互換科目受講者数一覧

科目名	平成 28(2016)年		平成 29(2017)年		平成 30(2018)年		令和 1(2019)年	
	静大	英和大	静大	英和大	静大	英和大	静大	英和大
食農 フィールド基礎演習（静大主催：8月）（1単位）								
フィールド科学演習Ⅱ（静大主催：8月）（1単位）	不明	63	不明	51	不明	52	不明	27
食品加工学特別実習（英和主催：9月）（1単位）	22	3	26	14	27	12	30	10
先端 フィールド科学演習（静大主催：12月）（1単位）	不明	39	不明	25	不明	42	不明	31
食品加工学特別実習（英和主催：2月）（1単位）	25	17	24	15	25	18	30	11
食品加工学フィールド演習（英和主催：2月）（1単位）	8	27	17	32	13	25	11	29

(単位：人) ※不明…静大主催科目のため、詳細人数不明。

本学短期大学から4年制大学への編入学についても手厚いサポートを行っている。本学に併設されている人間社会学部への編入学、指定校あるいはそれ以外の大学への編入実績をきめ細かい指導により積み上げていき、入学生確保に通じる新たな価値の創造をはかっていく。

【表 2-1-5】 編入実績一覧（単位：人）

大学名	2016 年度	2017 年年度	2018 年度	2019 年度
静岡英和学院大学	4	3	6	6
東洋英和女学院大学	0	2	0	0
東京経済大学	1	0	0	0

キャリア支援の面では、キャリア支援課を中心に各方面での連携を強化し、学生のニーズに沿った支援ができるよう組織の強化をはかっていく。短期大学は、入学年次の後半より就職活動が始まる。初年次教育と並行して社会人基礎力を培うためのキャリア教育にも力を入れていく。また、50年余の歴史がある本学の卒業生は、全国に約16,000人おり、各方面で活躍している。同窓会との連携についても強化していく。

その他、受験生の利便性の拡充のため、オープンキャンパスでの受付時のQRコードに

による登録、全入学試験における Web（スマホ）出願を導入し、受験生にとって利便性が高くなるようにする。また、入学定員確保のため、留学生を擁する日本語学校や専門学校との提携を行ない、留学生ガイダンス等を強化していく。

また、オープンキャンパスの内容を強化し、学生スタッフの養成を行っていく。さらに受験生への PR のための印刷物を見直していくと同時に受験生をターゲットとした SNS を活用し、本学のアドミッション・ポリシーも含めて周知する。高校訪問については、入試広報課と教員とで実施し、訪問時には一方的な情報伝達に終わらず、入試情報の提供、卒業生の近況報告など高等学校との信頼関係の構築に努めるとともに、高等学校側の意見や要望を聴取できるような訪問をめざす。また、オープンキャンパスや高校訪問の記録は、個人情報の保護を確保するとともにデータベース化し、入試の参考資料とする。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員の協働体制としては、最終意思決定機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、平成 29(2017)年度より教務委員会、学生委員会に正規の構成員として職員が配置された。就職委員会、入試・広報委員会、FD 委員会、図書委員会、ボランティア委員会などの各委員会では職員が陪席として参加し、委員からの問い合わせに必要に応じて意見を述べている。

FD 活動に関しては、大学・短期大学部各学科より選出された教員と大学・短期大学部教務部長の 6 人に学務部長・学部事務室職員で構成されており、提携業務と新規企画の実施などを担当している。

各教員の授業の進め方は多様である。生きた授業を参観し合うことにより、教員相互の交流をはかり、「教育力」向上を目指すため、平成 26(2014)年度より教員相互の授業参観を継続して行っている。参観対象者は本学教員とし、自由に授業を参観し「授業公開アンケート」に記入し提出する。

【資料 2-2-1】 【資料 2-2-4】 【資料 2-2-5】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

現代コミュニケーション学科では資格支援科目の最終回に試験対策を実施しており、資格取得を支援している。

食物栄養学科は、栄養士養成施設として定められた実験、実習を行う上で、科学的基

基礎知識を必要とする。そこで、高等学校において生物、化学を履修していない学生の基礎学力の定着を図ることを目的とした学修・授業支援として、1年次の前期に「基礎科学Ⅰ」を必修科目、「基礎科学Ⅱ」を展開科目に設定している。平成23(2011)年度から、1年次前期の「食物栄養学基礎実験」、「食品学実験」において、教育支援者2人を配置し、学修および実験等の支援の充実をはかっている。食物栄養学科に入學して初めて実験を行う学生も最近増加傾向にある。教育支援者2人の配置により、担当教員、助手と教育支援者2人、合計4人で学修支援と授業(実験)支援を行うことで、学生の安全性の確保と理解度の向上に役立っている。

食物栄養学科では、栄養士資格、フードスペシャリスト資格とフードサイエンティスト資格に加えて、他の資格取得を目指して、科目を開設している。チーズ検定は、平成29(2017)年度から新に開講した資格であり、多くの学生が取得している。

食物栄養学科では、在学生及び卒業生を対象とした「管理栄養士国家試験受験準備講座」を平成11(1999)年から開講し、各種情報の提供を行い、自学自習の習慣をつけ自信をもって資格取得に臨めるよう支援している。【資料2-2-7】

3) オフィスアワー

平成12(2000)年度より、学生が授業以外に教員の研究室を訪ね自由に質問できる時間として、オフィスアワーを設定している。専任教員は、特別な所用がない限り、研究室等において学生からの履修登録・授業内容についての質問に対して指導・助言を行う。生活面における相談や進路や生き方に関する質問に対しても指導やアドバイスを行っている。

オフィスアワーに関しては、「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」、「履修要項・講義内容」「大学ウェブサイト」で学生に案内している。

4) 中途退学者及び休学者への対応

学力不足による修学意欲の低下、目的意識の喪失、大学での環境に適応できない、あるいは心のトラブルを抱える学生が見られるようになり、退学者及び休学者対策は喫緊の課題となっている。

その対策の一つとして、クラスあるいはゼミにおける指導を強化し、学修継続に支援を要する学生についての状況調査を各クラスあるいはゼミにおいて実施している。このような状況調査を踏まえて各学科では情報を共有し、学科全体で必要に応じた学生の学修サポートをしている。

保護者に対しては、例年11月に保護者会を開催し学生生活におけるサポート内容などを説明し、全体会終了後に、クラスあるいはゼミ担任が個別に面談の機会なども設けている。学生の状況を教員と保護者の間で情報共有し密な連携を図る場となっている。

また、退学や休学を希望する学生には、状況を確認し、可能な限りの対策をとる目的で、クラスあるいはゼミ担任が利用するためのチェックシートが用意されている。保護者の同意により退学や休学、進路変更の手続きが進められる。それにより、学生だけの自由意思による決定でないことを確認し、各ゼミにおける事前対応の均質化を可能としている。

さらに、不登校傾向のある学生等、個人志向の強い学生には図書館を居場所と位置づけていく等、学生の多様化するニーズに対応する環境を整えている。例えば、人間社会

学部人間社会学科では、基礎演習への参加に困難を感じる学生を対象に、図書館と連携して大学内に居場所を作るとともに、図書館での独習を演習参加の代替として認めることでセーフティネットを構築し、中退予防を図る取り組みを平成29(2017)年4月1日より開始した。こうした取り組みについては、効果等も検証しつつ短期大学部にも拡げていくことを検討していく。

また、昨今の家庭環境の多様化により、経済的支援を要する学生もあり、中途退学につながるケースもあることから、経済的に困窮している学生に対して、学外を含めた奨学金の情報が効率的に伝わる工夫をしていく。但し、中途退学につながる理由は多岐にわたっており、様々な問題発生の未然防止について今後検討していく。

5) 学生意見の汲み上げ

授業の内容については、全科目において授業改善のアンケートを実施している。集計結果は図書館で閲覧できるようにしている。また実施の後、各教員からのコメントがフィードバックされ、学生に公開されている。

学生生活についての問題などは、提案箱を設置して学生生活の向上のための意見を吸い上げている。投書の内容別に関係諸機関に伝達され、迅速な対応を心がけている。

卒業時には、学生生活全般の満足度調査が実施され、学生サービスの向上に活用されている。

【資料2-2-1】 【資料2-2-2】

6) 学修支援者等の活用

日本語能力が不足していたり、授業についていけないなかつたりする留学生には留学生センターで日本語サポートと学修サポートを行っている。それらのサポートは本学の奨学金を授与された日本人学生がボランティアで行っている。その結果、留学生は日本人学生からほぼマン・ツー・マンの形で週1時間日本語やレポートの書き方などを習うことができる。また留学生と日本人との交流の場ともなり、双方に良い影響を及ぼしている。なお、このシステムのコーディネーターは留学生センターのスタッフが行っている。

また、食物栄養学科では助手を配置し、教員の教育活動への支援を行い、適切にサポートしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】 2019年度学科別委員等一覧

【資料2-2-2】 CAMPUS GUIDE (F5に同じ)

【資料2-2-3】 静岡英和学院大学評議会規則

【資料2-2-4】 静岡英和学院大学短期大学学生委員会規程

【資料2-2-5】 静岡英和学院大学短期大学部教務委員会規程

【資料2-2-6】 静岡英和学院大学短期大学部就職委員会規程

【資料2-2-7】 履修要綱【F-12】に同じ

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

食物栄養学科において、高等学校で生物、化学を履修していない学生の基礎学力の定着を図ることを目的とした学修・授業支援として設置した「基礎科学Ⅰ」（必修科目）は、全員が単位認定されている。今後も引き続き履修者の増減やレベルの推移などの動向及び単位認定状況を把握し、授業の内容や難易度の検討を行っていく。教員相互、非常勤講師及び教育支援者との情報交換やミーティングを重ね、学修及び授業・実験等の支援体制を強化し、特に、入学後間もない時期に、実験・実習を含めた学修が順調に開始し、継続させることができるよう支援を強化していく。

現代コミュニケーション学科の退学理由には様々なものがあるが、目的意識を見失ったことによる進路変更への対策として、大学での学びへの早期適用と「大学で何を学ぶか」という点を強化した初年次教育として「キャリアデザイン演習」の授業内容の検討を実施し「コミュニケーション演習」と改めた。

食物栄養学科は、入学当初は目的意識の高い学生が多いが、講義・実験・実習を重ねていく過程で、専門職としての適性に不安を抱く学生も生じ、退学の理由としては、進路変更が占める割合が増えつつある。

アクティブラーニングや教室外体験学修プログラムなどを座学においても推進し、学びへの早期適応支援をはかること、「大学で何を学ぶか」という視点に重点をおく初年次教育の充実と開発の検討を各学科、教務委員会等でさらに進める。

さらに平成29(2017)年度からは、退学者及び休学者対策として留学生への日本語サポートプログラムとして、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」に加え「日本事情」を設置した。

【資料2-3-25】また、経済的問題を抱える学生のための奨学金制度の充実、不登校傾向のある学生のための居場所作り等の検討を行っていき、さらにSA(スクールアシスタンント)の導入についても予算化を含め検討していく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学務部にキャリア支援課を置き、本学のポリシーに則って育成した各学生的進路に沿った支援・指導を行う体制が十分整っている。キャリア支援課は、業務総括を担う課長 1 名と各業務担当 3 名の計 4 名で構成されている。【資料 2-3-1】また、学生の就職支援の方針を検討する組織として、短期大学部就職委員会が設置されている。【資料 2-3-2】就職委員長（教授会にて任命された教員）および各学科から選出された委員、加えてキャリア支援課事務職員で構成され、キャリア教育・キャリア支援に関連する事項を審議している。

以下では、「カリキュラム内でのキャリア支援科目」、「キャリア支援課によるキャリア支援プログラム」、「資格取得支援」の 3 項目について説明する。

1) キャリア支援科目

短期大学部の2学科では学科に即したキャリア教育科目を積極的に開講している。

現代コミュニケーション学科では、就職サポート科目として、「就業力基礎(選択科目、1年次後期)」、「話し方とマナーの講座(選択科目、1年次前期)」、「教養と常識(必修科目、1年次後期)」、「販売士概論(選択科目、2年次後期)」を開講している。これらの科目は社会環境を「働く」という視点から捉え、学生独自の職業観を育み、就労意識の育成を図るための総合的な内容となっており、現代コミュニケーション学科の進路に応じている。上記に加え、キャリアサポート科目として「ツアープランニング研修(選択科目、1年次後期集中)」、「フィールドワークI、II、III、IV、V(I、II、III…インターンシップ、選択科目、1,2年次集中)(IV、V…地域連携、選択科目、1,2年次集中)」を開講している。これらの科目は企業や地域で実際に研修を行うことによって、学内では学べない体験をし、実社会へのソフトランディングを図り、主体的に行動し、自らが問題解決をし、克服する力を養うための内容となっている。

食物栄養学科では、キャリア教育科目として、「キャリアデザイン演習(必修科目、1年次後期)」を開講している。この科目は、自分の関心・適性を理解し、社会のニーズや課題を知った上で、人生、将来をデザインしていく内容となっており、2年次から始まるコース制(「栄養士・フードスペシャリストコース」、「栄養士・フードサイエンティストコース」)について知り、各資格と就職分野について具体的に学ぶ機会を設定し、将来自らが働く姿を想定した進路指導、就業指導に役立てている。更に、「インターンシップ(選択科目 1,2年次前期)」により、実際の職場で指導を受けることで、実務に関する技能や知識、また社会人としての基本的なマナーを身につけ、就業人としての心構えや意識を養い、社会人基礎力育成に役立てている。

【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】

2) キャリア支援課によるキャリア支援プログラム

教育課程外での支援に関しては、キャリア支援課を設置し、学生に対するキャリア支援を行っている。キャリア支援課が行う日常業務として、学生の希望進路の把握、学生の就職相談および指導、求人に関する情報の受け入れと発信、学生の進路状況の把握などがある。

学生の希望進路については、両学科との協力体制の下に全学生に対して、毎年進路(希望)に関するアンケートを実施しており、休学等による一部の例外を除いてほぼすべての学生の希望進路の把握が実現できている。キャリア支援課は、これらの情報に基づいて早期から学生の希望進路を把握し、就職相談および指導に反映させている。就職相談・指導に関しては、1回30分の個別面談、書類添削指導、60分の面接指導を行っている。

これらの日常業務のほかに、キャリア支援・就職支援講座の企画・運営、インターンシップ関係の支援、留学生への就職支援、保護者向け就職説明会、業界勉強会、県内短大生のための合同企業説明会、検定資格取得支援などがある。

【資料 2-3-2】【資料 2-3-9】

① キャリア支援・就職支援講座

1年生向けのキャリア支援・就職支援講座(基礎講座)、および2年生向けのフォロー講座の企画・運営を行っている。内容は、1年生対象の基礎講座において就職活動の進め方、身だしなみ、求人票の見方、応募書類の書き方、面接対策など、就職活動の全過程について講義形式で基礎知識を提供し、2年生向けのフォロー講座において、応募書類の作成と面接について少人数を対象とした講座を実施している。また、集中講座として「SPI 対策講座」、「文章力アップ講座」を実施し、基礎力の底上げを図っている。いずれの講座においても本学学生にあったオリジナルテキストを作成し、卒業生の就職実績にあった企業研究などを重視し、本学学生の就職実績や希望進路に対応した具体的指導を盛り込んでいる。

② 留学生への就職支援

主に日本での就職を希望している留学生への支援として、全学年を対象とした留学生対策講座を前期に開催し、短大1年生を対象とした講座を後期に開催している。日本での就職活動の進め方、日本で就職活動をする際のマナーや心構え、在留資格の手続き等について外部講師による講義形式で行っている。また、在留資格等の重要な事柄については、全留学生対象の個別面談による指導も実施している。

③ 保護者向け就職説明会

「保護者ができる就職支援セミナー」を年2回(5月、12月)開催している。本学が行っている就職支援やキャリア教育に対する説明、外部講師の講演と質疑応答形式で行う。保護者が就職活動の現状を知り、学生の就職活動をサポートできることを目指している。さらに、在学生の保護者を対象とした全学行事である「保護者会」の一部として、キャリア支援および就職支援に関する説明会を行っている。内容としては前年度の就職状況、学年ごとのキャリア支援行事、キャリア支援・就職支援講座の紹介、キャリア支援課の活動(個別相談等)の紹介、保護者と大学との連携のお願いなどである。また、説明会終了後に、希望者を対象とした個別面談も行っている。就職活動に先駆けて1年生の保護者の参加が多くなっている。

【資料2-3-4】 【資料2-3-6】

④ 業界勉強会

短大1年生を対象に、両学科とキャリア支援課が協力して全学生が参加する「業界勉強会」を実施している。業界勉強会は、企業研究や自己分析の実践的機会を提供することによって、進路選択やキャリア形成を促すことを目的としている。学生たちは就職活動時と同様の服装で訪問カードを作成して持参し、合同企業説明会と類似した状況を体験する。過去に本学卒業生の採用実績のある企業・団体を中心に、毎年20社程度の参加を得て後期授業期間に開催しており、学生の就職活動に対する意識を高め、実際の就職活動へのスタートラインとなっている。また、参加企業・団体に対しては、学生に対する感想や印象をアンケート調査して、本学のキャリア支援や教育に対する外部からの評価を得る機会ともなっている。

【資料 2-3-8】

⑤ 県内短大生のための合同企業説明会

短大 1 年生を対象とした静岡県私立短期大学協会主催（加盟 6 短期大学）による「県内短大生のための合同企業説明会」の開催運営を当番制で行っている。県内の短大生を積極的に採用する意向がある企業・団体を中心に 16 社の参加を得て、春休み中の企業説明会解禁初日に開催している。地元志向の強い本学学生は参加率が高く、具体的な企業研究、目前に迫る就職活動により明確なイメージを持ち、スムーズに取り組みが行える良い機会となっている。

3) 資格取得支援

現代コミュニケーション学科では、資格支援科目を 32 科目設けており、講義時には過去問演習、模擬問題等の試験対策を積極的に実施している。資格取得した学生にとっては資格を生かした就職の成果を出している。

食物栄養学科では、管理栄養士国家試験対策として、卒業生を対象に「管理栄養士国家試験受験対策講座」を実施している。試験科目ごとに要点を整理し理解を深めて、受験勉強を始める動機づけと学修意欲の向上を目的としている。具体的な講座内容は、試験科目ごとの要点、試験傾向を含めた問題集中心の集中講座で、講座受講後 2 回の模擬試験を設けており、到達度および不得意科目の征服に効果的な内容となっている。在学生にも開講しており、資格取得に対する意識の向上に役立っている。【資料 2-3-12】

ダブルライセンスとして、進めている「フードスペシャリスト資格」に関しては、学生に 2 年次の夏休みの課題として過去問題集を購入させ、試験対策に学科を挙げて取り組んでいる。

また、各学科の受検希望者対象に日本語検定、サービス接遇検定、秘書技能検定などの受検手続きの支援などもキャリア支援課で行っている。

【資料 2-3-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 201 履修要綱

【資料 2-3-2】 進路希望に関するアンケート

【資料 2-3-3】 インターンシップ関係資料

【資料 2-3-4】 保護者会次第、当日資料

【資料 2-3-5】 中途退学者に対する図書館の協力

【資料 2-3-6】 保護者会面談希望者一覧

【資料 2-3-7】 資格取得等対策講座（公務員・日商簿記 3 級）関係資料

【資料 2-3-8】 業界勉強会資料

【資料 2-3-9】 キャリア支援課が行うキャリア支援

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

第一に就職内定率の向上をはかるため、両学科とも教育課程内におけるキャリア教育

を強化する。現代コミュニケーション学科においては、学生の就業意識の低下、企業とのミスマッチを防ぐため実務能力の養成に力を入れ、資格につながる専門的実務教育において更なる強化を図っていく。食物栄養学科においては、活躍できる職域を広げ就職率を向上させるため、ダブル以上のライセンス取得を指導することが必要である。

第二に教育課程外として、多様な学生に合わせた就職支援を行うため、キャリア支援課による個別相談・指導の強化を目指す。

第三には、社会的にも問題となっている「3年以内の離職率」について、学部全体の課題として低下の対策を講じていかなくてはならない。

これら以外では、就職を希望しているにもかかわらずキャリア支援課に足を運ばない学生も僅かながら存在する。この対応として、学生がキャリア支援課に相談に行きやすい雰囲気が整備するのみでなく、キャリア試験課の利用を勧めてもらうための各学科のゼミ担当やクラス担任など、教員からの助言やアドバイスなどの指導を行うことが必然的である。学生がキャリア支援課のサービスを最大限に利用できるようにすることを目的として、入学後の早い時期からの学科教員との連携により就職意識を高めていくことが重要である。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 学生生活、厚生補導のための組織、機能

学生生活安定のための支援として、全学科から選出された教員と事務職員によって構成する学生委員会が組織されている。担当事務部門としては、学生課を設置している。学生委員会と学生課は学生生活の様々なサポートを行っている。具体的には、学生の個別対応窓口業務、学友会等課外活動支援、学園祭等諸行事の支援、日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金の手続き業務、学生相談室・保健室・学生施設の管理、アルバイトの斡旋等の他、学生生活に関する記録・統計処理も行っている。なお、平成29(2017)年度から教職協働を一層推進するため学生委員会規程を一部変更し事務職員1人が委員として参画している。また、外国人留学生の学修・生活支援、交流事業等を担当する留学生委員会も組織され留学生センターが業務執行を担っている。

2) 健康相談、心的支援

本学では保健室と学生相談室を置いている。保健室には非常勤の看護師1人が常駐し、ケガや体調不良に対する応急措置等を行っている。勤務は月曜日から金曜日までの5日間、10時から16時45分までのため、土曜日や時間外の事故等には「学生の「正課」・「正課外」活動中の事故対応マニュアル」に基づき学務課職員を中心に事務職員が対応している。緊急時には教員とも連携し、必要に応じて救急車を要請する。

保健室では、身体的、精神的障害を抱えた学生を把握するために入学時に提出する「学生記録簿」に既往歴を書く欄を設けている他、4月のオリエンテーション時に行う健康診断に際に提出される「健康診断問診票」における身体・心身に関するチェック項目の回答に応じて個別に連絡を取り、学生生活上の健康指導にも努めている。これらの情報はゼミの教員とも情報共有し総合的な精神的身体的サポートに繋げている。

学内にはAED（自動体外式除細動器）を設置している。AEDの使い方については、年1回（秋実施）の防災訓練の際に消防職員から教職員ならびに学生に指導される。

学生相談室には専門のカウンセラー（臨床心理士1人）を置き、令和1（2019）年度からは授業期間中の対応日を週2日から3日（火曜日、木曜日、金曜日）とし、10時から13時まで身体的、精神的問題を抱えた学生の相談に応じられるようにしている。カウンセラーは保健室とも連携して、学生の問題解決に努めるとともに必要に応じて外部医療機関との橋渡しにも関わっている。

保健室及び学生相談室の大学生の利用については、保健室は平成28(2016)年度が87人、平成29(2017)年度が53人、平成30(2018)年度が96人だった。学生相談室は平成28(2016)年度が7人、平成29(2017)年度が0人、平成30(2018)年度が20人だった。両室ともに利用者は増加傾向にある。

3) 経済的支援

①本学独自の奨学金・授業料等減免制度

本学独自の奨学制度として「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部奨学金制度」を設けている。この制度は、短大2年生で学業成績が特に優秀な者を前提としているが、平成25(2013)年度より経済困窮の学生に対しての選考枠も設けた。毎年度の前期、後期ごとに学生委員会による選考を行っている。各学科に3名の選考枠がある。

授業料減免制度としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免制度」を設けている。外国人留学生からの申請と学内審査を経て、入学金、授業料、施設設備費をそれぞれ3分の1減免し経済的支援を行っている。

また、入学時の選考試験の結果によるスカラシップ制度として、「eスカラシップ」、「推薦スカラシップ」、「一般スカラシップ」がある。「eスカラシップ」は指定校推薦および公募推薦合格者を対象としており、高校時代における学業成績および出席状況を評価するものである。「推薦スカラシップ」、「一般スカラシップ」は筆記試験の成績優秀なものに学費の減免をするものである。

その他に減免制度として、社会人入試に合格した者に対して適用される「社会人学費減免」や、父母が卒業生である、あるいは兄弟姉妹が在学生や卒業生である場合に減免される「英和生入学金減免（同窓生子女）」がある。

【資料2-4-1】 【資料2-4-3】

【表 2-4-1】短大部スカラシップ・学費減免制度採用者人数 (単位:人)

年度	2016		2017		2018		2019	
学科 種別	現代 コミニ	食物	現代 コミニ	現代 コミニ	食物	食物	現代 コミニ	食物
薦推スカラシップ	2(1)	2(1)	2	2	2	3	1	1
一般スカラシップ	1(1)	4(2)	1	2	0	2	1	1
e スカラシップ (入全)	4	4	2	1	13	6	7	5
e スカラシップ (入半)	17	3	22	4	13	11	11	5
私費留学生減免	26	0	40	0	52	0	54	0
社会人減免	0	2	0	3	0	3	0	3
英和生入学金減免	5	5	5	5	5	0	2	4

※ () 内は内数で重複者

※入全：入学金全額免除、入半：入学金半額免除

※1年間：e スカラシップ (入全)、e スカラシップ (入半)

2年間：推薦スカラシップ、一般スカラシップ、社会人減免、
私費留学生減免（毎年度審査あり）

②独立行政法人日本学生支援機構奨学金

令和 1(2019)年度は日本人学生 247 人の内、貸与奨学金に 70 人(第一種奨学生 34 人、第二種奨学生 36 人)が採用されている(23%)。給付奨学生は 4 人。また、外国人留学生が対象の「学習奨励費」(給付)の採用者は 1 名。

【表 2-4-2】日本学生支援機構奨学金受給者の経年変化 (単位:人)

現代コミュニケーション学科	2015 年度	2016 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度
第一種奨学金	17	10	15	18	20
第二種奨学金	27	20	20	14	23
給付奨学金			0	0	2
学習奨励費	1	1	0	1	0

食物栄養学科	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
第一種奨学金	17	15	17	13	14
第二種奨学金	27	18	22	15	13
給付奨学金			0	2	2
学習奨励費	0	0	0	0	0

② その他の奨学金

大学と異なり短大生（日本人、留学生）が対象となる外部団体奨学金は非常に限られている。留学生向けの奨学金については募集団体に働きかけて、短大生枠新設の申し入

れを続けていたところ、令和1(2019)年は、エンケイ財団奨学生に1名合格し、月額20,000円の支給を受けた。

4) 学生活動支援

学生食堂は新館地下1階にあり、授業期間中は月曜日から金曜日の10時から15時まで営業している。ごはん、メイン料理、小鉢がセットとなった「バラエティランチ」を始めとして、「ヘルシーランチ」、丼ぶりを中心とした「アラカルト」、うどん、ラーメン、カレー等のメニューがある。大学及び大学後援会から3種類のランチメニューへの補助費と白米に対する8割補助費が出ており、ランチであっても310円あるいは300円という格安の値段で提供されている。栄養のバランスも考えて作られたメニューである。

西館1階にはコンビニエンスストアがあり、授業期間中は月曜日から金曜日の9時から18時まで営業している。サンドイッチ、弁当、おにぎりといった簡単な軽食が販売されている。この店舗の前にはテーブルと椅子を多数置き、食堂同様に飲食スペースを確保している。本年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、営業時間を短縮し、仕切り版設置や席数を減らす等の措置を行い営業している。

学生が自由に歓談、学修できるスペースとしては、新館1階(座席数130席・570m²)、本館1階(座席数34席)に学生専用のラウンジ等を設けている。特に新館1階のラウンジはスペースに余裕があり憩いの場所となっている。また、コンビニ前(座席数95席)と北館2階(座席数40席)にも同様なスペースを設けグループ学修に供している。ラウンジ、コンビニ前にはWi-Fi環境を整えオンライン授業を受講できるよう整備した。

通学面では身体に関わる事情、社会人学生等で配慮すべき特別な理由がない限り自家用車の学内乗り入れは禁止されており、ほとんどの学生がバス通学である。なお、バイクでの通学は届け出制で認めており自賠責保険と任意保険に加入することを義務付けている。年間80人程度のバイク通学者用に体育館脇に駐輪場を設置している。自転車通学の学生に対しては大学の隣地に駐輪場を整備している。

学内への自家用車の乗り入れができないため、大学近隣の民間駐車場を契約し自家用車で通学している学生が散見される。また、民間駐車場への未契約駐車、畦道や近隣商業施設の職員用駐車場などへの違法駐車による苦情があり、対応に追われることもある。そのため違法駐車などにより近隣へ迷惑をかけた場合の罰則規定を設けている。

5) 課外活動支援

本学では学生委員会が学友会と連携を図りながら、課外活動への支援を行っている。令和2(2020)年度5月1日におけるサークル数(短大・大学共通)は、体育系11団体、文化系13団体、合計24団体である。また、有志5人と顧問が揃うことで同好会の創設申請が可能であり、1年間の実績があれば、サークルに昇格する仕組みとなっている。サークルには、毎年度、活動費用として一律額が支給される他、活動ごとに必要経費を補助申請できる制度を設け、活発に活動するサークルには支援を厚くできるようにしている。

【資料2-4-2】

【表 2-4-3】サークル・同好会一覧（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

サークル／同好会名			
体育系サークル (10)		文化系サークル (10)	
バスケットボール	バレーボール	軽音楽	ウクレレ
バドミントン	剣道	吹奏楽団	劇団 Flame
男子フットサル (ViVi)	女子フットサル	日本文化 (茶道)	アウトドア
硬式テニス	ソフトテニス	日本文化 (華道)	イラスト
ダンス	卓球	聖歌隊	アジア文化研究
	スポーツ愛好会		
体育会系同好会 (1)		文化系同好会 (3)	
野球		ドローン	オールマイティ同好会
		ファッション	

【表 2-4-4】サークル・同好会数の経年変化（短大・大学合計）

年度	体育系 団体数	部員数	文科系 団体数	部員数	団体数 合計	部員数 合計
2017	12	188 人	15	177 人	27	365 人
2018	12	202 人	15	159 人	27	361 人
2019	12	187 人	13	219 人	25	406 人
2020	11	119 人	13	125 人	24	244 人

6) 学生表彰

学生表彰としては、他の学生の模範となるものに対して、各学科 1 人に「静岡英和学院大学短期大学部賞」を設けているが、平成 28(2016)年度には社会活動やボランティア活動に優れた業績を残した個人及び学生団体を表彰する「社会活動奨励賞」も設けた。

また、食物栄養学科には「全国栄養士養成施設協会会长表彰」、「日本フードスペシャリスト協会会长表彰」、「食品科学教育協議会成績優秀会長表彰」がある。

【エビデンス集・資料編】

【表 2-4-1】短大部スカラシップ・学費減免制度採用者人数

【表 2-4-2】日本学生支援機構奨学金受給者の経年変化

【表 2-4-3】サークル・同好会一覧

【表 2-4-4】サークル・同好会数の経年変化

【資料 2-4-1】短大部奨学金給付者数

【資料 2-4-2】サークル・同好会名一覧

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

教職員が一体になって、指導とサービス向上の両面の充実を図っていく。一例として大学敷地内の喫煙所は、平成30（2018）年度後期から2か所を1か所に削減し、令和1（2019）年度からは学生を受動喫煙から守るために全面禁煙に移行したことが挙げられる。大多数の喫煙習慣のない学生を受動喫煙から守るためにも、少数であるが学内及び近隣で喫煙する者に対しては、自己及び他者の健康面への問題を前面に全面禁煙への理解を求めていく。同時にチャペル後に1年生対象の講演会の実施、マナー向上のための全体指導、定期的な巡回指導も併せて対応していく。

集団活動、対人関係に問題を抱える学生への対応も必要であるため、授業への参加が難しいと感じた学生を対象に自主学習（事前学習、授業用、事後学習用に指示のあった課題への取り組み）を授業出席として認める制度が現代コミュニケーション学科から試案として出されている。この案は図書館を主たる学習場所としている。

また、不登校経験者、発達障害傾向の学生等の理解、支援方法等を全教職員が学ぶ場として教職員研修会を活用していく。特に学務課職員は外部研修会にも積極的に参加することで相談業務能力を高めるとともに、大学としての支援ガイドラインの策定を進めていく。

大学独自の奨学生については、奨学生の枠を拡充し経済困窮学生の枠を設けたとはいえ、十分なものとは言い難いが、奨学生の原資が大学後援会の寄付金であるため学生数が増えないと増額は困難な状況である。令和2（2020）年度から実施される高等教育の修学支援新制度との関連を踏まえ有効活用を考えていく。なお、経済的に困窮している学生に対しては、迅速に情報を把握できるように、学外も含めた奨学生の情報をポータルサイト、掲示板、電話連絡によって漏れなく周知していく。

中途退学につながる理由は多岐にわたっているが、学生委員会では中長期計画に示された数値目標の達成に向け、入学前から入学後の各期の面談等の情報共有のシステム化について引き続き対応していく。

その他として、学生からの要望が多い通学バスの増便は、引き続きバス会社とも交渉は続けていく。また、乗車マナー指導を行うことにより空席をなくしできる限り多くの学生が乗車できるように指導週間を設けている。運行遅延の一因となっている狭隘な道路ルートの変更についても申し入れをバス会社に行っている。

なお、留学生に対しては、留学生センターを設置し、非常勤の担当職員を置き、ボランティア学生とともに学生生活や教務面まで含めた支援を行っている。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

短期大学部の校地は、4年制学部大学とともに、池田山キャンパスにある。景勝地日本平に至る丘陵地にあり、富士山と駿河湾という海山の間に位置する。近隣には、東名高速道路沿いに、北に静岡県公立大学法人静岡県立大学、南に国立大学法人静岡大学を控えている。JR 東静岡駅からバスで約 10 分の、豊かな自然に恵まれた地にある。

【表 2-5-1】 大学・短期大学部の校舎・校地面積

収容定員 (人)	校 舎		校 地	
	基準面積 (m ²)	現有面積 (m ²)	基準面積 (m ²)	現有面積 (m ²)
静岡英和学院大学	940	5,421	9400	
静岡英和学院大学 短期大学部	360	3,650	16,216	28,150
			3,600	

校舎等の施設は、短期大学設置基準第 27 条（校地）、第 27 条の 2（運動場）、第 28 条（校舎等）、第 30 条（校地の面積）、第 31 条（校舎の面積）、第 29 条（図書等の資料及び図書館）の規定に基づいて設置され、校地及び校舎の基準面積を十分満たしている。

【表 2-5-1】

1) 屋外運動場

多目的運動場 (3,922 m²) を設置し、テニスコート (3 面)、フットサルコート (2 面) の兼用としている。施設は管理者（財務課所管）の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。また、地域との交流を目指し、本学の授業等に差支えない範囲で開放もしている。

2) 屋内運動施設

キャンパス内に体育館 (1,160.7 m²) を設置している。施設は管理者（学部事務室所管）の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。

3) 校舎

キャンパス内に本館、北館、西館、南館、東館及び新館の各建物があり、講義室、演習室、実験実習室、研究室、コミュニケーションスペース、事務室、食堂等を設置している。また、校舎は新館と新館以外に分かれており、新館以外の建物は連結している。またラウンジを新館と新館以外にそれぞれ設置している。

コミュニケーションスペースとしては、ラウンジ、食堂等 600 席を設置し、また、北館 2 階ホールにはパソコン 7 台とプリンタ 1 台を設置して学生が自由に使用している。

日常的な教室使用管理は学部事務室、その他の建物施設の管理は財務課が行っている。

建築基準法により義務付けられた特殊建築物定期調査は報告を2年ごとに行っており、維持管理に努めている。

防災設備・非常放送設備は年2回、専門業者による点検を行い、「消防法」等法令に基づいた維持・運用・管理を行っている。

時間外、休日は防犯のため全館警備システムを導入しており、教職員はセキュリティカードで入館することとしている。また、平日業務時間内は警備会社に巡回警備を委託している。

電気設備については、中部電気保安協会による2ヵ月ごとの巡回点検、年1回の定期点検を実施している。また、漏電監視装置により異常の早期発見に努めている。

下水道は、平成12(2000)年に公共下水切替工事を行い、静岡市下水道本管に接続した。

学内美化については、清掃業務を専門業者へ委託し、清潔な教育・執務環境の維持に努めている。

ごみ処理は専用の倉庫に集積し、処理業者が一般廃棄物については週2回定期回収を、大型ごみや産業廃棄物等は適宜回収を依頼している。

学外者の施設利用について、学生の利便性を図れる内容のものについては有料で使用を認めている。なお、各種試験で本学から依頼したもの、公共性の高いものについては無料で使用を認めている。

【資料2-5-3】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 図書館

静岡英和学院大学図書館は、「学生たちのための図書館」、すなわち学生の学修研究支援及び学生への教育支援をコンセプトに運営されている。学生たちの学びや活動の中心になるような、明るく居心地の良い空間及び学生ニーズに沿った基本図書、専門書が所蔵され、利用されている。年間利用実績は学内者延べ43,030人、学外者延べ119人である。

図書館は地上2階、地下1階で、総面積は1,702m²である。総座席数は186席である。蔵書数（令和2(2020)年5月1日現在）は、図書110,864冊、雑誌282タイトル、視聴覚資料4,068点であり、開館時間は平日8時45分から17時55分までである。通常の閲覧のほか学生たちの学びや活動のために、様々な用途にも利用できる研究個室・グループ学習室・セミナー室等があり、卒業論文作成およびレポート作成、授業準備、自主ゼミナール等で学生に活用されている。学生が利用できるパソコンが4台設置されている。

貸出数及び日数に関しては、図書は15冊まで2週間、雑誌は3冊まで1週間、視聴覚資料は2点まで3日間となっている。但し実習や卒業論文などでこれ以上の冊数が必要な場合、貸出制限を外すようにしている。

広報活動としては、ホームページに「図書館」コンテンツを設け、利用案内を掲載しており、学外者のための利用案内も掲載している。また学生に図書館を知ってもらい親しんでもらうため、「図書館通信」を随時発行し、新着資料・展示・トピックスなども紹介している。

外部との連携・協力では、「日本図書館協会」に加盟している。他に「静岡県図書館協会」、「静岡県大学図書館協議会」に加盟しており、県内図書館との連携・協力関係の下、情報交換や研修等を行っている。国立情報学研究所の NACSIS-CAT、NACSIS-ILL 及び国立国会図書館の図書館間貸出制度に加盟し、文献複写依頼や図書借受の要望に応じている。

学生に対するガイダンスとしては、入学時において入学者すべてを 20 人程度の小グループに分け、利用案内や図書館ツアーテーを行う「図書館オリエンテーション」を行っている。ゼミ生へのガイダンスとしては、希望のあったゼミに対し、図書館利用法、資料の探し方（OPAC：オンライン蔵書目録の使い方から卒論の資料探索まで）やデータベースの使い方などを説明している。

学生への学修サポートとしては、平成 24(2012)年度より大学での学修及び生活に役立つコーナーを設けている。学生生活全般・授業の受け方・レポート論文の書き方・パソコンの使い方等の図書を一括展示し、学生たちの授業や大学生活での悩みの解決用として活用されている。また指定図書コーナーや教員推薦本の展示を行い、学生と教員との連携を図っている。その他日経テレコンを導入し、そのデータベースを参照できるようにしている。

本館に所蔵のない資料については、学生が利用できる図書館での所蔵を確認し、そちらを利用するよう案内している。さらに卒業生にも在学中と同等のサービスが受けられるようにしている。これによって卒業生に対して職業人・社会人としての学修支援を助成するとともに、開かれた地域の図書館としての役割を積極的に果たせるよう努力している。

図書館ボランティアは、図書館を使って本に親しみたい学生や図書館という場を使用して他者と交流したい学生が活動を担いそれを支援している。令和 1(2019)年度の活動としては、おすすめ本の POP や冊子の作成、特集コーナーの設置、クリスマス等の図書館の飾りつけの他、学生による図書や視聴覚資料の選書を行った。また、本学の学園祭（楓祭）に参加し、古本市を行った。

【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】

2) ICT（情報通信技術）施設とコンピュータ

コンピュータ等 ICT 設備については、平成 25(2013)年にコンピュータ教室 2 教室でデスクトップパソコン 60 台を更新。現在利用しているソフトウェアの関係から、Windows10 にはアップグレードしていない。大学生は、入学時にノートパソコン（以下、ノート PC）を必携としている。コンピュータ利用授業でノート PC を忘れた学生に対し貸し出す目的で、貸出用ノート PC 6 台（本館 3 台、新館 3 台）を用意している。さらにコンピュータ教室である西館 W205 教室のプリンタは、授業を行っていない時間帯は有料に切り替えて出力できる課金型として利便性を確保している。さらに、北館 2 階学生ホールに 7 台、図書館 1 階に 4 台のデスクトップパソコンを整備し、学生の自由利用に供している。また学生系の無線 LAN については新館と本館学生ホールは整備済みであるが、西館・北館・南館などの教室については整備を進めている。

また、平成 28（2016）年度に、北館 5 階の L L 教室を英語学習ラウンジ「Nest」へ

改修し、タブレット端末や大型スクリーンを整備した。英語学習ラウンジでは、授業を通してアクティブ・ラーニングの実践を行っている。

【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】【資料 2-5-9】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

キャンパス内の校地や校舎等における施設設備は、財務課が日常的に維持管理を担当している。消防設備、放送設備、エレベータ、昇降機、自動ドア等については、専門業者に保守点検を委託し、警備業務も外部委託により安全性の確保を図るとともに快適な環境の保持に努めている。

耐震性については、昭和 56(1981)年の新耐震基準に適合しているかの耐震診断を実施し、その診断結果に基づいて昭和 62(1987)年に本館・北館・南館の耐震補強工事を実施したことで、キャンパス内の建物全ての耐震性が確保された。

バリアフリーについては、スロープや手すり、階段昇降機や昇降リフトを設置することにより南館と研究棟を除き各棟間の連絡の改善を図っている。また、新館には各階にユニバーサルトイレ（1か所はオストメイト対応）を、本館及び図書館にもユニバーサルトイレを設置し、どなたでも安全かつ快適に利用できるよう配慮している。

緊急時の避難経路は、学生に配付しているキャンパスガイドに記載するとともに、毎年 5 月に新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知徹底を図っている。

火災発災時等の危機対応については、平成 28(2016)年度に「自衛消防隊活動マニュアル」を策定した。毎年 10 月にはこの自衛消防隊活動マニュアルに基づき火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行い、キャンパス内の学生、教職員等の安全を図っている。

また、平成 29(2017)年 12 月には、大規模地震災害を主に想定した「危機管理マニュアル」を策定し、学内関係者の安全確保を図っている。

施設・設備に対する学生の意見をくみ上げる仕組みについては、学生生活に対する要望と同様に、学生課前に設置されている学生提案箱への投書により意見をくみ上げ改善に反映させている。

【エビデンス集・資料編】

【表 2-5-1】 大学・短期大学部の校舎・校地面積

【資料 2-5-1】多目的運動場の使用に関する内規

【資料 2-5-2】体育館使用内規

【資料 2-5-3】キャンパス案内

【資料 2-5-4】図書館の利用について

【資料 2-5-5】ウェブサイト 図書館

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/life/facilities/library/>

【資料 2-5-6】ゼミ向け図書館利用ガイダンス資料

【資料 2-5-8】無線 LAN アクセスポイント MAP

【資料 2-5-9】講演会整備の PC に関する資料

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

バリアフリー化は南館や研究棟では進んでおらず、教室や諸設備の有効利用の観点からも対応を進めていく。

学内には無線 LAN 環境が未整備の教室が北館や南館に残っており、一部の教室において授業でのインターネット利用に制限があることから、全ての教室で無線 LAN 環境を整備していく。

学生個人所有の情報端末（ノート PC、タブレット、スマートフォン等）を授業内で利用する教員が年々増えている。また、学生への学内情報提供手段としてインターネット経由でのものが趨勢となってゆくことを考慮すると、学生が学内で自由に使える無線 LAN 環境の充実に向けての整備検討をしていく。

新館は平成 20(2008)年の新築時に当時の最新機器を無線 LAN 環境として整備したが、近年の目まぐるしい情報技術の進化や著作権保護の厳格化に伴い情報の機器の規格の変更により、それに対応できていないため、最新の PC や AV 機器が接続できず、使用できる環境となっていないことから段階的に AV 機器を更新していく。

新館以外の教室の機器は更新されておらず、機器の老朽化・陳腐化がみられることから、優先順位を勘案しながら更新をしているところである。

大学改革の一環として、アクティブ・ラーニングの普及と自主的な学びのスペース確保という視点から、ラーニングコモンズやラーニングスペース、コミュニケーションスペースの設置について検討していく。

[基準 2 の自己評価]

教育環境は適切に管理されているが、新館以外の教室設備の老朽化が進んでいる。学内のバリアフリー化は各棟各階へのアクセス改善が進んでいる。防災訓練も年 2 回（春秋）実施し、教育環境の安全性も適切に確保されている。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する意見・要望の把握するため、FD 委員会が学生による授業アンケートを実施している。アンケートは前期・後期の全科目に対して専任・非常勤教員問わず課している。アンケートには学生がどのような態度で授業に取り組んでいるか、教員の授業への取り組み態度や指導法について、学生の評価が盛り込まれている他、評価対象の

授業についての回答カテゴリの人数や評価平均値、また全教科の平均値との比較もされている。さらに自由意見欄を設け学生からの具体的な意見、要望が書き込めるようにしている。集計・分析後、授業担当教員に結果がフィードバックされるので、各人でこれに対するコメントを作成し今後の授業改善に活かしている。また、アンケート結果等は、履修登録の際の参考資料として閲覧できるように図書館、学部事務室に配架している。

学生本人の学修行動に関するアンケートとしては「学修行動基礎調査」を毎年、実施しており、学科ごとの学生の状況を把握できるようにしている。

【資料2-6-6】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では保健室と学生相談室を置き、健康面で不安を抱える学生の相談に対処している。両室での相談件数、相談内容等については集計され、学生相談に関する定例会で報告されている。会議は学長、副学長が出席するため学生の健康面の現状や相談制度の課題が大学トップに理解されやすい体制になっている。相談希望者の増加に伴い予約が取りにくいとの学生意見に対して、学生相談室のカウンセラー担当日を1日増やすことになったことはその好例と言える。また、メンタルヘルスの充実を図るためにハラスマントの防止に関する規程を定め、相談員の一人として保健室職員が充てられている。

学生課では、学生の経済的支援を行うため奨学金に関する業務を担当しており、学内外の各種奨学金の周知、個別相談により学生の経済状況に応じた支援に務めている他、学費の分割・延納の相談にも対応している。また、福利厚生の面では、学生食堂の業者選定に主たる利用者である学生の代表として学友会執行部が教職員（学生委員会のメンバー等）と共に業者プレゼンの段階から参画し、意見・要望を述べる機会が設けられている。

【資料2-6-1】 【資料2-6-2】 【資料2-6-3】 【資料2-6-4】 【資料2-6-5】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活についての問題などは、新館2階に提案箱を設置して学生生活の向上のための意見を吸い上げている。投書の内容別に関係部署等に伝達され、回答を新館1階のラウンジに掲示している。また、卒業時には、学生生活全般の満足度を計る「大学生活に関する卒業生アンケート」を実施している。アンケートには、学修環境に関する学生からの意見・要望を自由記述する項目があり、そこには率直な意見が述べられている。満足度の改善を図るための重要事項として教職員で共有している。

【資料2-6-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-6-1】 提案箱についての資料

【資料2-6-2】 授業改善のためのアンケート資料

【資料2-6-3】 大学生活に関する卒業生アンケート

【資料2-6-4】 学生の「正課」・「正課外」活動中の事故対応マニュアル

【資料 2-6-5】保健室年報

【資料 2-6-6】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会規程

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では FD 委員会、学生委員会等において、アンケート調査を実施し、学生の意見・要望を把握、汲み上げる体制を整えている。今後も調査結果を基に、各学科、部署との連携をより密にし、組織的な学修支援に取り組んでいくと共に、調査項目等の見直し等にも着手したい。また、外国人留学生が年々増加していることから、留学生センター、学生委員会が中心となって、安心して勉学、日常生活が送れるように母国語によるガイダンスの実施にも取り組んでいく。

[基準 2 の自己評価]

学生の受入れについては、教育方針を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明示するとともに、本学ホームページ、入試要項等で周知がなされている。入学試験は、学科の特性に合わせた多様な入学区分を設定し多様な能力、個性をもった者を入学させるように努めている。現代コミュニケーション学科、食物栄養学科とともに収容定員ともに満たせていないが、入学試験の検討・実施体制は適切な運営が行われている。

学生が大学で学ぶために必要な学修支援については、教職協働で行い、適切な学修環境を整備している。留学生センターでは、センター長の指導のもと、日本人学生ボランティアに学修支援者となり、外国人留学生に対する学修サポートを実施していることはその1例である。

また、退学に至る恐れのある学生にはゼミ担当教員がオフィースアワー等を活用して面談等を行う制度となっており一定の成果を上げているが、その他にも、図書館を居場所と位置づけ、図書館との連携したセーフティーネット構築が試みられている。

社会的、職業的自立のためのキャリア形成については、キャリア科目と課外講座を連携し、学生個々のニーズに応じたキャリアガイダンスを展開している。また就職活動直前に業界勉強会と称して県内企業20社程度の参加を得てキャリア形成の機会を与えていている。教育や講座等実施のために就職支援体制を充実させ、教職員協働での取り組みを強化している。

学生生活の安定のための支援については、組織的な支援体制が構築されており、必要なサービスを提供している。留学生については留学生センターにて学修面、生活面その他の支援を実施している。障害学生に対しては明確な担当組織がないことから、担当組織の編成、大学全体として支援ガイドラインの策定等を進めていくとともに、心身の健康に対する支援にも力を注いでいきたい。経済的な理由での学業継続困難学生に対しては、授業料等学費の分納・延納による柔軟な対応を行っている。

教育環境は適切に管理されているが、新館以外の教室設備の老朽化が進んでいる。学内のバリアフリー化は各棟各階へのアクセス改善が進んでいる。防災訓練も年2回（春と秋）実施し、教育環境の安全性も適切に確保されている。

授業アンケートや卒業生への満足度調査、さらには、学修習慣を調査する学修行動基

基礎調査が実施されている。これらの実施を通して、学生の状況やニーズの把握に努め、教員相互の授業参観の実施も併せて、フィードバックを行っている。

基準3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、卒業認定・学位授与の方針を学科ごとに定めており、「大学ウェブサイト」から下記に全文を引用する。

1) 現代コミュニケーション学科

現代コミュニケーション学科では、課程に定める所定の単位を修得し、かつ次のような能力・資質を備えた学生に学位を授与します。

1. 社会、文化、自然についての知識・教養と、自らの専攻する学問分野の基本的、専門的な知識を修得している。（知識・理解）
2. 自らのキャリアを視野に入れ、専門分野の資格取得、検定合格を目指すことにより得られる技能・能力と、社会人として求められる実務能力であるコミュニケーション力、基礎的英語力、コンピュータ技能を修得している。（技能・能力）
3. 修得した知識、技能を総合的に活用することで、自ら課題を見つけ、その解決に向けての方法を提案することができる。（問題発見・解決力）
4. 他者の思いや考えを受け止め、理解するとともに、自らの思いや考えも的確に表現、発信し、円滑なコミュニケーションを取って協働することができる。（ジェネリックスキル）
5. 現代社会の市民として、多様な人々の存在、様々な文化、価値観の存在を理解し、建学の精神である愛と奉仕の実践に基づき、社会や他者のために主体的に行動し貢献できる。（市民性の涵養）
6. 自らの目標を絶えず持ち、その実現のための学修行動に主体的、自律的に取り組むことができる。（自律性・生涯学習力）

2) 食物栄養学科

食物栄養学科では、課程に定める所定の単位を修得し、かつ次のような能力・資質を

備えた学生に学位を授与します。

1. 社会、文化、自然についての知識・教養と、栄養士として必要とされる基本的、専門的な知識を修得している。（知識・理解）
2. 栄養士として多様化する社会に健康・食育・調理の専門家として幅広く対応できる技術・能力を修得している。（技能・能力）
3. 修得した知識、技術を活かし、栄養士として人間のライフステージ毎に健康に係る諸問題について理解し、地域住民に対して適切な解決策を摸索・提案できる。（問題発見・解決力）
4. 他者の思いや考えを受け止め、理解するとともに、自らの思いや考えも的確に表現、発信し、円滑なコミュニケーションを取って協働することができる。（ジェネリックスキル）
5. 現代社会の市民として、多様な人々の存在、様々な文化、価値観の存在を理解し、建学の精神である愛と奉仕の実践に基づき、社会や他者のために主体的に行動し貢献できる。（市民性の涵養）
6. 栄養士としての目標を絶えず持ち、その実現のための学修行動に主体的、自律的に取り組むことができる。（自律性・生涯学習力）

具体的な本学の卒業要件は、学位授与方針に基づいて、短期大学部学則第37条に定める教育課程の各科目を履修し、それぞれの区分ごとに定める単位数を取得した上で、合計単位数を満了することを定めている。

そして、2年以上在学し、学科ごとに定める別表の卒業に必要な授業科目及び単位数を取得した者に対して教授会の議を経て学長が卒業を認定すると短期大学部学則第37条で定めている。

平成28(2016)年度における卒業判定は、学位授与方針に基づき、当年度の成績が決定した後、事前に教務委員会で確認を行い、3月に開催される教授会（卒業判定教授会）で承認し、学長が決定している。

卒業に必要な単位数や資格については『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』『履修要項・講義内容』に記載して説明を行うとともに、履修モデルを示して履修漏れがないように指導を行っている。これらは、教務委員、ゼミ担当教員あるいは担任からも指導を重ねている。

【資料3-1-1】【資料3-1-2】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 単位認定

各授業の単位数は、短期大学設置基準に準拠して1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業形態（講義、演習、実験、実習及び実技）ごとに単位数を決めている。

1単位の授業科目は、45時間の学修を前提としている。講義、演習、実験、実習及び実技など授業の方法により1単位あたりの授業時間が異なる。したがって、学生が家庭学修等、授業時間以外に学修しなくてはならない時間数も異なる。1コマ90分の授業

は、2時間として計算する。1単位取得のために必要な授業時間数および授業外の学修時間は下表の通りである。

【表2-4-1】1単位取得のために必要な授業時間数および授業外の学修時間

授業方法	授業時間数	授業外の学修時間
講義	15時間	30時間
演習	30時間 別に定める科目は15時間	15時間 30時間
実験・実習・実技	45時間 別に定まる科目は30時間	0時間 15時間

単位の認定については、履修科目における授業回数の70%以上出席し、授業科目ごとに行われる試験等に合格することが定められている。オリエンテーションや授業の初回に担当教員より説明を行っている。出欠の扱いについても入学時オリエンテーションや学務課ガイダンス等で説明するほか、ゼミ・クラス等で指導を行っている。

成績評価方法については、平成21(2009)年度より従来の優、良、可、不可の評価方法に代わるGPA制度を導入している。履修登録科目の成績をS、A、B、C、Fの5段階で評価し、C以上を合格(単位認定)としている。Sにグレードポイント(GP)4点、Aに3点、Bに2点、Cに1点、F(不合格)に0点を割り振り、それぞれの単位数を乗じ、合計ポイントを履修単位数の総和で除して出した平均点としている。

科目担当教員は、上記による単位認定要件に基づいて厳正な成績評価を行い、各学期末に成績報告を行っている。各科目の『履修要項・講義内容』には授業内容の他に成績評価の際に考慮するファクターをパーセンテージで示し、評価基準の明確化、公平化を図っている。このように、定期試験の成績がそのまま成績評価とはならないことを明確にしている。

なお、学生に成績を開示した後、成績評価に関して疑問がある場合や異議を申し立てたい場合は、成績通知書を受取った日から1週間以内に「成績評価に関する不服申立書」を提出することになっている。問い合わせがあった場合は、該当科目担当者に文書で照会を実施し、科目担当者からの回答を当該学生に開示している。

また、他大学による単位認定では、静岡英和学院大学及び国立大学法人静岡大学農学部と単位互換協定を結び、幅広い学びの機会を提供している。修得した単位は、卒業単位(基礎教育科目の選択)に含めている。

他大学等における既修得単位の取扱いについては、学則第19条により、修学上有益と認める場合、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなすことができる。単位認定は、学生より提出された「既修得単位認定申請書」、「成績証明書」等を教務委員会で詳細に確認し、決定している。

2) 卒業要件及び卒業認定

教育目的を踏まえ、本学では卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』や大学ウェブサイト等で明示し、学生、その他に周知している。なお、平成 29(2017)年 4 月から学校教育法施行規則の一部が改正されることに対応し、ディプロマ・ポリシーを含む 3 つの方針を改定している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、学生の修得単位のほか、GPA を採用し学生の成績評価を数値化することにより、授業に対する学生の意識を高めるとともに、学期ごとの学修指導に役立てている。

成績ごとのポイントは、S にグレードポイント (GP) 4 点、A に 3 点、B に 2 点、C に 1 点、F (不合格) に 0 点を割り振り、それぞれの単位数を乗じ、合計ポイントを履修単位数の総和で除して出した平均点としている。GPA のポイントは、学生が自ら学修状況を把握し、目標をもって勉学に取り組むための指針となる。GPA の活用方法としては、「GPA の利用」として、毎学期の GPA を参考に、学生一人ひとりに対して、現代コミュニケーション学科はゼミ担当、食物栄養学科ではクラス担任からきめ細やかな指導が行われ、場合によっては、保証人（保護者）との面談を行うことになっている。これらは、学生の学修への奮起を促す判断材料としている。『履修要項・講義内容』に記載し、学生に周知している。

現代コミュニケーション学科

- GPA が 1.25 以下の場合または単一学期の取得単位数が 10 単位以下の場合は、ゼミ担当教員による面接を行う。

食物栄養学科

- GPA が 1.30 以下の場合、担任による面談を行う。
- GPA が 1.00 以下の場合、保証人に連絡の上、面談を行う。

なお食物栄養学科では、1 年次夏季休業中にクラス担任と学生、保証人の三者面談を行い、栄養士資格取得にむけた指導や進路あるいは生活面でのアドバイスを行っている。また、学生の状況にあわせて必要と判断した場合、随時面談や三者面談を実施している。

また、卒業にあたり、現代コミュニケーション学科においては「静岡英和学院大学短期大学部賞」、食物栄養学科においては「静岡英和学院大学短期大学部賞」、「全国栄養士施設協会会長表彰」、「日本フードスペシャリスト協会会長表彰」、「食品科学教育協議会会長表彰」の受賞者選定に GPA を使用している。

【資料 3-1-2】 【資料 3-1-3】 【資料 3-1-4】 【資料 3-1-5】 【資料 3-1-6】 【資料 3-1-7】
【資料 3-1-8】 【資料 3-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 静岡英和学院大学短期大学部学則第 16 条、第 18 条 【資料 F-3】 に同じ

【資料 3-1-2】 静岡英和学院大学短期大学部学則第 19 条、第 20 条、第 21 条

【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-3】留学生の単位認定

【資料 3-1-4】2019 年度用講義内容（シラバス）第三者チェックのお願い

【資料 3-1-5】履修要綱【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-6】授業用ハンドブック

【資料 3-1-7】静岡英和学院大学短期大学部学則第 40 条【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-8】卒業判定に関するマニュアル

【資料 3-1-9】ウェブサイト ディプロマポリシー【資料 F-13】と同じ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/>

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、1 単位あたりの学修時間を確保するため、授業の実施時間について厳格に運用し、シラバスに沿った授業計画の完遂を目指している。シラバスを前提とした適正な成績評価、単位認定がなされるよう科目担当者に周知している。シラバスの「授業目的と到達目標」、「事前・事後の学修時間・学修内容」、「その他 学生へのメッセージ」を明記することで、小テストや課題提出などで履修学生の習熟状況を把握しながら授業外学修時間の確保を学生に促し、学修効果の向上を図っている。

学修効果を正確に把握するために、それぞれの授業科目で明示している評価方法及び評価基準に従って適正に評価するよう、全教員に周知している。しかし、全体的には、科目担当者によって、単位認定率及び GP(Grade Point)に違いが生じている現状もあり、今後は、単位認定のあり方や適正な評価基準・評価方法について、教務委員会において検討を重ねていく。また、学修内容を着実に身につけるために、遅刻・欠席について全教員が厳正に対処するよう進めていく。

卒業認定は、毎年度 3 月に開催される教授会で審議される。なお 9 月卒業の場合は、9 月に開催される教授会で審議される。卒業直前に卒業要件の不足が生じる事態に陥らないよう、2 年次学生に対する履修登録確認を前期・後期の開始時に、現代コミュニケーション学科では特にゼミ担当教員、食物栄養学科ではクラス担任や教務委員と学部事務室職員が行っているが、今後は、事前チェックできる体制の強化を教員、学部事務室職員で図っていくほか、学位授与の方針にも留意していく。

GPA については、平成 21(2009)年度より導入し定着しているが、その他の活用方法について検討していく。

平成 28（2016 年）度後期の履修登録から学生に適切な登録が容易に行えるように、「学務システム」（教務事務に関するコンピューターシステム）の更新を実施した。また、システムで集約された情報について教務委員会など各部署と連携し、適正な管理、有効活用に努める。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では教育目的を学則第 1 条において「静岡英和学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法に規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の技術を授けることを目的とする」として掲げている。この教育目的に基づき、本学では教育目標を学科毎に学則に定めている。

現代コミュニケーション学科では、学則第 3 条第 2 項において「人と人をつなぎ社会を発展させるコミュニケーションについての教育研究を目的とし、幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うための教育を実施すること」を教育目標として掲げている。食物栄養学科では、学則第 3 条第 2 項において「栄養と健康についての教育研究を目的とし、科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成すること」を定めている。

本学では、教育目標に基づき、学則上の人材育成目的から 3 つのポリシーを定めており教育課程もこれに基づき編成されている。また、教育課程の編成においては科目の体系性の検討や、科目が編成に沿った教育目標に到達できるような授業内容であるかを客観的にチェックすることが重要となる。その手段として、科目の体系性を調べるために、編成内における科目の位置づけを示す「科目ナンバリング」を平成 29(2017)年度から、その科目が適切に授業として計画されているかどうかを「第三者によるシラバスのチェック」を平成 28(2016)年度から導入している。

学生には「履修要項・講義内容」や大学ウェブサイトなどの各種媒体を通じて周知し説明を行っている。

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を学科ごとに定めており、「大学ウェブサイト」から下記にその全文を引用する。

【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

現代コミュニケーション学科

現代コミュニケーション学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる目標を達成するために、基礎教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連性、履修の順次性、難易度を表現する科目番号システム（全科目に番号を付ける）を用いてカリキュラムの構造をわかりやすく明示します。教育内容・教育方法、評価方法については、以下のように方針を定めます。

1. 教育内容・教育方法

(1) 初年次教育

多様な入学生が早期に大学への適応ができるよう、大学における基本的な学修基礎知識と社会に出てからのコミュニケーション力（日本語、英語、コンピュータ）を修得します。

学修基礎知識の修得には1年次前期必修のコミュニケーション演習（ゼミ）において少人数での学びを通じて理解の定着を図ります。

(2) 基礎教育科目

- ①必修科目のキリスト教関連2科目を核とした人間の理解、自然と社会、言語表現力、情報処理、健康管理の5分野からなる短期大学部共通の教養教育科目を配置します。
- ②専門教育科目、キャリア科目の基礎となる科目ですが、それにとどまらず、心身ともに豊かな人間性を養うための幅広い教養を身につけることを目指します。

(3) 英語力

学生ごとの差が大きいため入学時に実力を測るためのプレイスメント・テストを実施することで、各自の入学後の英語力を磨く指針とし後の科目履修に反映させます。

(4) 専門教育科目

体系性と履修の順次性を配慮して、基本科目、基幹科目、キャリア科目を配置します。

①基本科目

企業が学生に求める資質のトップは、コミュニケーション力とされていることから、本学科の名称ともなっているコミュニケーション力を磨くための基本科目、コミュニケーション3科目を極力1年次に履修するように指導します。

②基幹科目

学生各自の多様な学びに即した科目を配置し、学外演習、実技や作品制作、会話、発表を重視する内容を取り組むことで、学生の実践的な力を引き出せるようにします。

③キャリア科目

本学科の特徴である資格取得、検定合格も視野に入れたキャリア教育に関する科目を多数配置します。「イングリッシュ・コミュニケーション」、「ビジネス・マネジメント」、「観光」、「医療事務」、「ファッション・ビューティ」、「ホテル・ブライダル」、「ライフ・デザイン」の7つのユニットを置き、この中から1つのユニットを選択して履修の核とします。また、興味のある他ユニットから科目選択して履修することもできます。

- ・社会の第一線で働くための基礎的実務能力の獲得をはかります。資格取得や検定合格をめざすことで学修目標を明確にし、継続して学ぶ習慣を身につけます。
- ・ユニット外にキャリアサポート科目として、フィールドワーク（インターンシップ、地域連携）を配置します。地域における実務体験を経ることにより地域の問題の理解、地域貢献の重要性を学びます。

2. 評価方法

- (1) シラバスに各授業科目の評価方法を明示します。定期試験・レポートだけでなく、各授業時での学修態度や成果の提出を求めるなど、事前事後学修も含めた総合評価を行います。
- (2) 学生の成長実感の把握を通して達成度が定量的に検証できる学修行動調査、組織内部での教育改善に繋がる授業評価アンケートを行います。

食物栄養学科

食物栄養学科では、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる目標を達成するために、基礎教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連性、履修の順次性、難易度を表現する科目番号システム（全科目に番号を付ける）を用いてカリキュラムの構造をわかりやすく明示します。

教育内容・教育方法、評価方法については、以下のように方針を定めます。

1. 教育内容・教育方法

(1) 初年次教育

生物や化学の基礎学力が不足している学生のために、導入教育として1年前期に「基礎科学Ⅰ」を卒業必修科目として履修させ、実験では「食物学基礎実験」を配置し、学修不安の解消を図ります。

(2) 基礎教育科目

- ①必修科目のキリスト教関連2科目を核とした人間の理解、自然と社会、言語表現力、情報処理、健康管理の5分野からなる短期大学部共通の教養教育科目を配置します。
- ②専門教育科目の基礎となる科目ですが、それにとどまらず、心身ともに豊かな人間性を養うための幅広い教養を身につけることを目指します。

(3) 専門教育科目

- ①体系性と履修の順次性を配慮して、必修科目、選択科目、展開科目を配置します。
- ②栄養士養成校に関する法令に基づき、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の6つの系列について、基礎的理解からその応用と実践的な技術が修得できるように科目を配置します。
- ③他大学と単位互換協定を締結し、本学以外の科目を選択することで幅広い知識、技能を修得します。
- ④キャリア支援科目では、栄養士の業務内容を学ぶことで、職業観を涵養、適正を把握するとともに、社会の中で栄養士に求められるニーズや課題を自ら考えます。インターンシップ、学外実習で実務体験を積むことで将来のキャリアデザインを自ら考える姿勢も身につけます。
- ⑤学修効果の観点から履修者数は1クラス40名以内を基本として、講義、実験・実習を編成します。

⑥ 学生の目指す進路が広がるように「フードスペシャリスト受験資格」、「フードサイエンティスト認定資格」を取得するための科目を「専門教育科目」の中に配置します。

(4) クラス担任制度

学年の定員 80 名を 2 クラスに分け担任を配置します。担任は、クラス学生の出欠席、学修行動、単位修得状況について把握するとともに、学科内教員との情報共有により指導の充実を図ります。

2. 評価方法

(1) シラバスに各授業科目的評価方法を明示します。定期試験だけでなく、各授業時での学修態度や成果の提出を求めるなど、事前事後学修も含めた総合評価を行います。

(2) 学生の成長実感の把握を通して達成度が定量的に検証できる学修行動調査、組織内部での教育改善に繋がる授業評価アンケートを行います。

この教育課程編成及び実施の方針は、『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』や大学ウェブサイトに明記され、学生、その他に周知されている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の教育課程における科目区分は、短期大学部両学科共通である「基礎教育科目」と現代コミュニケーション学科、食物栄養学科とともに「専門教育科目」からなっている。

基礎教育科目

本学の学生として身につけるべき教養を学ぶための科目群により編成されている。それぞれの科目群から指定された科目数を履修し、必要単位を取得しなければならない。

現代コミュニケーション学科は、「人間の理解」から 4 単位以上、「自然と社会」、「言語表現力」、「情報処理」、「健康管理」、「他学科開放科目」、「静岡英和学院大学との単位互換科目」、「静岡大学農学部との単位互換科目」から 12 単位以上、合計 16 単位以上を取得する。食物栄養学科は、「人間の理解」から 4 単位以上、「自然と社会」、「言語表現力」、「情報処理」、「健康管理」、「他学科開放科目」、「静岡英和学院大学との単位互換科目」、「静岡大学農学部との単位互換科目」から 12 単位以上、合計 16 単位以上を取得する。なお、「人間の理解」のなかの科目である「キリスト教学入門」及び「キリスト教と現代」は必修科目である。

① 人間の理解に関する科目

本学の「建学の精神」にかかわる事項と、キリスト教精神に基づくものの考え方や見方を学ぶことを目的としている科目に、「キリスト教学入門」及び「キリスト教と現代」がある。価値観が多様化するなかで「本質」を見極めるために必要な知識を身につけ、さらに知性を深めることを目的としている科目は、「文学と人間」、「音楽と文化」、「海外文化研究」、「心理学入門」、「失敗の心理学」である。

② 自然と社会に関する科目

自然と社会の分野において、社会で求められる一般的な知識や教養を学ぶことを目的としている。具体的には、「経営学入門」、「静岡の経済」、「生活科学入門」、「統計学」、「サイエンスコミュニケーション」、「産業・組織心理学」である。

③ 言語表現力

学生の能力に応じた言語学修を行い、社会において求められる言語運用能力の習得を目的としている。具体的には、現代コミュニケーション学科では「Everyday English I」、「Everyday English II」、「外国の言語と文化（中国語）I」、「外国の言語と文化（中国語）II」、「外国の言語と文化（ハングル）I」、「外国の言語と文化（ハングル）II」である。食物栄養学科では、「Everyday English I」、「Everyday English II」、「外国の言語と文化（中国語）I」、「外国の言語と文化（中国語）II」、「外国の言語と文化（ハングル）I」、「外国の言語と文化（ハングル）II」、「日本語表現力」、「英語表現力」である。

④ 情報処理科目

現代の情報化社会に対応できる能力を養うことを目的としている。具体的には現代コミュニケーション学科では、半期の「コンピュータ基本演習」である。食物栄養学科では、「コンピュータ基本演習」を1年次に通年設置している。

⑤ 健康管理に関する科目

健康や体力の維持・増進をはかるとともに、身体や健康について正しい知識を学ぶことを目的としている。具体的には、「ヨガI」、「ヨガII」、「エアロビクスI」、「エアロビクスII」、「グループエクササイズ理論」、「健康余暇論」、「健康行動学」である。

⑥ 他学科開放科目・静岡英和学院大学との単位互換科目・静岡大学農学部との単位互換科目他学科、他大学との単位互換科目として開講されている科目のため、専門が異なる学生同士で討論し、より深い学びを行うことを目的としている。

現代コミュニケーション学科の専門教育科目

現代コミュニケーション学科の専門教育科目として、「基本科目」、「基幹科目」、「キャリア科目」を配置している。

「基本科目」、「基幹科目」では、周囲と共同して創造力を発揮するためのコミュニケーション能力を育てる実践的な学びをする。具体的には、「基本科目」の3つの科目から4単位以上の取得と「基幹科目」である「日本語とコミュニケーション」、「英語」、「コンピュータ」、「生活」、「経営学」、「就職サポート」、「演習」の7つのカテゴリーに属する科目、そして「特別講義（富士山学）」から22単位以上を取得する。なお、「基礎英語」、「キャリアプランニング演習」、「コミュニケーション演習」、「プレゼンテーション演習」、「総合演習I」、「総合演習II」は必修科目である。これらの学びにより、日本語、英語などの言語やコンピュータ運用能力を高め、心理的側面からは、より自己と他者を理解する能力を養い、さらに地域で生活する力を磨き、就職に対応する能力を向上させることで、あらゆる場面で必要とされるコミュニケーション能力を養成する。科目の多くにディスカッション形式の授業を取り入れている。授業では、他者の意見を聞き、自らの意見を述べる能力を身につけ、必修科目のゼミでは、短期大学における知的探求の

方法を理解することをはじめ、ゼミ内での共同作業やディスカッションを通じて、人間関係のありかたやコミュニケーションについて学ぶ。

「キャリア科目」は、「イングリッシュ・コミュニケーション」、「ビジネス・マネジメント」、「観光」、「医療事務」、「ファッション・ビューティ」、「ホテル・ブライダル」、「ライフ・デザイン」で構成されており、これらの7つのユニットでは、資格に繋がる専門的実務教育を行う。履修はユニット群から1つを選択のうえ、当該ユニットの全科目的履修を原則としており、選択科目20単位以上を取得する。各ユニットは、各種資格試験取得支援を念頭において科目設置されている。具体的には、「漢字検定」、「日本語検定」、「TOEICテスト」、「秘書検定」、「日商PC検定」、「簿記検定」、「旅行業務取扱管理者」、「医療事務管理士技能検定」、「メンタルヘルス・マネジメント検定」、「色彩検定」、「リビングスタイルリスト2級」などの各ユニットに連なる32の資格支援科目が設置されている。それによって、社会の第一線で働くための基礎的実務能力を学ぶ。

食物栄養学科の専門教育科目

食物栄養学科の「専門教育科目」として、「必修科目」、「選択科目」、「展開科目」を配置している。

食物栄養学科では、「専門教育科目」の「必修科目」と「選択科目」は、栄養士養成の6領域（「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」）から構成されており、基礎から専門的な内容に至るまで体系的な学修ができるようにカリキュラムを編成している。また、「展開科目」では、食に関する幅広い知識および技能を習得できるように、履修モデルとして、フードスペシャリスト受験資格あるいはフードサイエンティスト認定資格を取得するための科目が設置されている。

栄養士の資格を取得するためには、「基礎教育科目」から16単位、「専門教育科目」の必修科目と選択科目から54単位の合計70単位を修得しなくてはならない。

「栄養士関連科目」では、大学での基本的な学びの姿勢・方法を修得するための体験学修やグループワーキングを通して栄養士として実践力を養うことを目的とした科目の配置を行っている。

栄養士資格に加えてフードスペシャリスト認定試験の受験資格を取得する場合は、「基礎教育科目」から16単位、「専門教育科目」の必修科目、選択科目及び展開科目を67単位の合計83単位を修得しなくてはならない。

栄養士資格に加えてフードサイエンティストの認定資格を取得する場合は、「基礎教育科目」から16単位、「専門教育科目」の必修科目、選択科目及び展開科目から64単位の合計80単位を修得しなくてはならない。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学はカリキュラムポリシーに基づいて、教育課程を学科ごとに体系的に編成している。

学生が履修登録した科目に責任を持ち、自主的、意欲的に取り組み、学んだ知識や技術をより深くかつ確実なものとするため、履修登録単位数に上限を設けるCAP制度を

導入し、年間の履修登録単位に上限を設けている。なお、前期に不合格となった科目の単位数を、後期の履修に持ち越すことはできない。

現代コミュニケーション学科は、1年次 38 単位まで 2 年次 44 単位までとしている（ただし、GPA が 3.5 以上の場合、年間 4 単位まで超過単位を認める）。集中講義科目に関しては、CAP 制度を適用していない。

食物栄養学科は平成 29(2017)年度より CAP 制度を導入し、1 年次 46 単位まで、2 年次 38 単位までとしている。実験、実習、演習科目、集中講義科目には CAP 制を適用していない。

履修登録単位数の上限については、『履修要項・講義内容』に記載してオリエンテーションで説明するほか、学期ごとの履修登録時にも、教務委員を通じて指導している。

幅広い学修を志したいと思う学生は、他学科の専門教育科目を履修して卒業単位（基礎教育科目の選択科目）に含めることができる。現代コミュニケーション学科では、食物栄養学科の「特別研修（テーブルマナー）」、「食品加工学特別実習」、「食品加工学フィールド演習」を、食物栄養学科では、現代コミュニケーション学科専門科目のカリキュラム中の開放科目を履修することができる。ただし、履修人数制限のある科目は、当該学科の学生を優先する。

静岡英和学院大学と本学は、大学間の交流と協力を推進し大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対して多様な学修機会を提供することを目的として平成 21(2009)年度より単位互換制度を、短期大学部学則第 17 条「他の短期大学又は大学における授業科目の履修等」に基づき実施している。これにより、静岡英和学院大学の授業科目を 8 単位を超えない範囲で履修することができ、卒業単位に含めることができる。

授業改善のための取り組みを実施する組織として、教務委員会の下に「FD(Faculty Development)委員会」を設置し、授業改善の工夫や学修時間増加の取り組みを行っている。詳細は「基準 2-8」に記載する。

また、大学全体、学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなど、本学の教育課程の根本的な編成に関して検討・見直しを包括的に行うために、学長、副学長、大学学部長、短期大学部部長、大学及び短期大学部の学科長、宗教主任、事務部長、企画部長などで構成する「IR 委員会」を設置している。

平成 18(2006)年度から教職員研修会を実施し、大学全体の意識の向上をはかっている。

【資料 3-2-4】【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

3-2-④ 教養教育の実施

現代コミュニケーション学科では、入学予定者を対象とした入学期前教育プログラムとして、高校で学んだ授業についてどのような学びを得たのかをアピールするための「授業ポートフォリオ」を提出させている。

高校の学びを振り返ることで、入学期前の高校生活の充実と入学後の学修に備えることを目的としている。

食物栄養学科では、入学予定者を対象とした入学期前プログラムとして、テキスト（基礎をしっかりと固める 高校トレーニングノート）による化学と生物の基礎的知識の確認を

行っている。これは、入学予定者が高校において理科を履修していないために生じる不安を解消すると共に、入学後の期待を確かなものにし、学修の習慣をつけてスムーズな大学生活がスタートできるようにするためである。

現代コミュニケーション学科では、1年次開講科目「コミュニケーション演習」において大学生活の基本を理解し、短期大学で何を学び、どのように進んでいくのかを考え、自らが決定し自己実現をしていく力を養うことを実践している。

食物栄養学科では初年次教育を目的とする科目は設けていない。しかし、昨今の高校在学時の履修状況により理科（生物・化学）の科目を未履修の入学者が多数であり、実験の理解度や実験操作の習熟度に差が生じる可能性が考えられるため、入学後初めての実験である「食物学基礎実験」や初めての実習である「調理学実習Ⅰ」の担当教員によるイントロダクションや、栄養士養成課程での学修内容を踏まえたうえで「生物」と「化学」の再学修の科目として、「基礎科学Ⅰ」を卒業必修科目として開講している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育効果を高め、学生の自主性と一人ひとりの能力に応じた教育を保証することにより、学生自らが学修及び研究の目的を確立できるように次の対応を行っている。

授業計画（シラバス）の提示

学生が履修計画を立てる際に、予め、より具体的な授業内容の把握ができるように、全科目について「授業の目的と到達目標」、「授業の内容」、「授業の計画」、「評価方法・基準」、「事前・事後の学修時間・学修内容について」、「教科書」、「参考書」、「その他学生へのメッセージ（学修方法等）」などを「履修要項・講義内容」に詳細に記載し、開講科目についての情報を提供し、学生が具体的に授業内容を把握できるよう配慮している。

それらの情報は大学ウェブサイトでも公開し、学内・学外からの閲覧も可能である。

教室外体験学修プログラムの実施

本学では、正課における実習科目に、理論の学びに加え実践現場を体験することで、より学びを深めることを目的に教室外体験学修プログラムを取り入れている。

現代コミュニケーション学科では、「フィールドワークⅠ～Ⅲ（インターンシップ）」においてホテル・センチュリー静岡、ホテル・アソシア静岡ターミナル、静岡新聞・静岡放送（SBS）等で指定された期間、研修を行う。また、「フィールドワークⅣ～Ⅴ（地域連携）」において、地元企業や自治体が地元と連携した行事等に参加して研修を行う。食物栄養学科では「インターンシップ」により体験型学修を一般公募している企業・団体等に対して一定期間研修を行っている。また、「特別研修（テーブルマナー）」では、静岡の老舗料亭「浮月楼」にて和食、市内ホテルにて洋食の研修を行い、食事マナーや料理、おもてなしの研修を行っている。さらに、「食品加工学フィールド演習」では、静岡大学の学生も交え、工場見学や圃場見学を行い、多様な視点からディスカッションを行っている。

静岡大学農学部との単位互換制度

平成 25(2013)年度から単位互換協定に基づき、国立大学法人静岡大学農学部の科目を 6 単位まで履修することが可能になった。これらの単位は、卒業単位（基礎教育科目の選択科目）に含めることができる。平成 30(2018)年度においては、静岡大学農学部科目の「フィールド科学演習 II」を 63 人、「先端フィールド科学演習」を 39 人が履修した。一方で、本学開講単位互換科目の「食品加工学特別実習」では、静岡大学農学部の学生 47 人が、短期大学部学生 20 人と共に履修し、「食品加工学フィールド演習」においても静岡大学農学部の学生 8 人が、短期大学部学生 27 人と共に履修した。このように、お互いの大学にない施設や設備を利用し、他大学の教員の指導のもとに他大学の分野の異なる学生と共にを行う学修は、学生のより深い学びに繋がっている。

教育方法の改善を進めるための組織体制及び開発

授業改善のための取り組みを実施する組織として、教務委員会の下に「FD(Faculty Development)委員会」を設置し、授業改善の工夫や学修時間増加の取り組みを行っている。詳細は「基準 2-8」に記載する。

また、大学全体、学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなど、本学の教育課程の根本的な編成に関して検討・見直しを包括的に行うために、学長、副学長、大学学部長、短期大学部部長、大学及び短期大学部の学科長、宗教主任、事務部長、企画部長などで構成する「IR 委員会」を設置している。

平成 18(2006)年度から教職員研修会を実施し、大学全体の意識の向上をはかっている。

- 【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】
- 【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】
- 【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-1】大学設置基準第 19 条、第 20 条
- 【資料 3-2-2】静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-2-3】カリキュラムポリシー【資料 F-5】と同じ
- 【資料 3-2-4】2019 履修要綱【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-5】「科目ナンバリング」の導入について
- 【資料 3-2-6】第三者チェックのお願い
- 【資料 3-2-7】FD 委員会規程
- 【資料 3-2-8】3 つの方針（ポリシー）【資料 F-13】と同じ
- 【資料 3-2-9】オリエンテーション資料
- 【資料 3-2-10】専任教員担当時間表
- 【資料 3-2-11】オフィスアワー【CAMPUS GUIDE（学生便覧）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 3-2-12】GPA の活用【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-13】静岡英和学院大学短期大学部教務委員会規程
- 【資料 3-2-14】静岡英和学院大学短期大学部学生委員会規程
- 【資料 3-2-15】非常勤講師のオフィスアワー具体例（2019 履修要綱該当頁）【資料 F-12】

に同じ

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は明確であるが、実際に受入れた学生が本学の方針をどの程度理解し同意しているか、また実践しているかについて、入学後のアンケートなどを通して明らかにしていく。

学士課程の質的保証の観点及び本学の教育の特色を明確にしてそれを推進していくために、学生が主体的な学びを実現できることを主眼に置いたカリキュラム策定、および履修登録した科目に責任を持ち、自主的、意欲的な学修に取り組み、学んだ知識や技能をより深くかつ確実なものとするため、CAP制度を徹底する。また、以下の事項について改善・向上を図っていく。

※ HIP（ハイ・インパクト・プラクティス）による教育方法の充実

学生の主体的な学びの実現を図ることを目的に、アクティブ・ラーニングや教室外体験学修プログラムなどを構造化し、学生に強いインパクトを与えるよう工夫された教育プログラムの開発を進める。現在、実行されている教育プログラムについては、推進するとともに、改善・向上を図っていく。

※ 学修成果の測定の充実

教育方法の充実を図るためにには、学生の学修成果に表れていることを確認できる評価体制が重要である。そのために現代コミュニケーション学科では、さまざまな資格を取得することを奨励しており、学修成果の可視化という観点から、2年間でどのような資格を取得したかについて学生に報告させている。食物栄養学科では2年次の12月に栄養士資格取得希望者に「栄養士養成施設協会主催栄養士実力認定試験」を実施している。2年間の学びの到達度を客観的に評価することにより、学びの定着度を学生も教員も把握することが可能である。3段階の判定結果を、更に向上させるための試験対策を強化していく。更なる教育方法の充実を図るため、評価法ツールなどに関する学内研修会の実施や試行を行っていく。

※ 科目ナンバリングの見直し

中央教育審議会（平成24(2012)年8月）の答申における「教育課程の体系が容易に理解できよう科目的関連や科目内容の難易を表現する番号を付ける（ナンバリング）など、教育課程の構造を分かりやすく明示する工夫が必要である」との提言を受け、科目ナンバリングを平成29(2017)年度より導入した。これにより科目の全科目における位置の明示、全学的な科目的構造化も可能となった。今後、コード配分規則と科目の対応については年度ごとに見直しを行い、より明確なものとなるよう改良していく。在学生に周知し体系的に履修に活用できるよう、また教員もそれに基づく履修指導が実施できるよう、改善・向上を図っていく。

※ シラバス第三者チェックの充実

「2019履修要項・講義内容」の作成においてシラバスの第三者チェックを導入した。しかし、点検を実施する教員の観点にばらつきがあり、内容が必ずしも統一された書き

ぶりにはなっていない。学生にとってさらに理解しやすい内容にしていくため、教務委員会で検討を行い、共通した基準を明示できるよう改善・向上を図っていく。

3-3 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

『履修要項・講義内容』による点検

それぞれの授業科目において学生がどの程度の達成水準に位置するかは、講義担当者により『履修要項・講義内容』に明記されている。学生は科目に沿って設定された「評価の方法・基準」に沿って、また予め設定された評定基準により、成績評価を受ける。

授業アンケートによる点検

マークシート方式の「学生による授業評価アンケート」を、前期・後期の全科目について、専任・非常勤を問わず原則として全員実施している。内容は、学生がどのような態度で授業に取り組んでいるか、教員の授業への取り組み態度や指導法についての学生の評価が盛り込まれている。評価対象の授業についての回答カテゴリの人数や評価平均値、また全教科の平均値との比較もされている。さらに自由記述欄を設けており、学生からの書き込みも併せて授業担当教員にフィードバックされる。

「学修行動基礎調査」による点検

2018 年度から学生一人ひとりの学修行動について継続的に追跡することを目的に、「学修行動基礎調査」を 1 年生全員に実施した。集計結果は、学科ごとに集計され、教職員が閲覧できるように本学のホームページに掲載している。

資格・検定の取得状況による点検

それぞれの学科では、教育内容と関連がある資格・検定の取得を推奨しており、この資格取得状況をもって、関連科目の教育内容についての学生の理解度をチェックすることもできる。

現代コミュニケーション学科の教育目的は、「幅広く豊かなコミュニケーション能力と社会において活躍し得る実務能力を養うこと」としている。この目的を達成するために学科のキャリア科目には「イングリッシュ・コミュニケーション」、「ビジネス・マネジメント」、「観光」、「医療事務」、「ファンション・ビューティ」、「ホテル・ブライダル」、「ライフ・デザイン」の 7 つのユニットが置かれ、各種資格取得支援を念頭においた科

目設置がされている。学生は自らの進路選択に寄与するものとして積極的に取り組んでいる。具体的には、医療事務管理士技能試験、調剤事務、色彩検定3級、マイクアップ技術検定3級、秘書検定、サービス接遇検定、消費者力検定他があり合格者が一定数出ている。

食物栄養学科の教育目的は、「科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成すること」としており、毎年、卒業生のほとんどが栄養士資格を取得し、栄養士として多数就職している。また、意欲的な学生は栄養士資格に加え、フードスペシャリスト受験資格、フードサイエンティスト資格のいずれか、または両方を得ている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) 「学生による授業評価アンケート」によるフィードバック

マークシート方式の「学生による授業評価アンケート」を前期・後期の全科目について、専任・非常勤を問わず実施しており、集計されたアンケート結果に対して、授業担当者はコメントや改善に向けての所見をまとめようになっている。アンケートの確認や所見のまとめの作業を通して、授業担当者は授業の運営方法などの改善のための材料として活用し、次期の授業に反映させることができるようになっている。また、学生もこれらの結果は図書館で閲覧が可能である。

2) 「学修行動基礎調査」によるフィードバック

学修行動基礎調査では、特定の授業における活動だけでなく、全体的な学修行動を調査した。調査結果を学科別に分析することで、その結果を踏まえて学科の特徴を明らかにした。また、学籍番号を記入させているため個人を追跡して状況把握することも可能である。集計結果は、教職員が閲覧できるように本学のホームページに掲載しており、教育改善に活用できるようになっている。

3) 教員相互の授業参観のフィードバック

教員相互の授業参観を、前期・後期の全科目、専任・非常勤を問わず実施している。それらの公開授業に対して、教員が授業参観を行い、授業についてのコメントを作成し授業担当者にフィードバックを行っている。授業担当者は他の教員からのフィードバック情報を通じて、授業の運営方法などの改善材料として活用することができるようになっている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在、本学での教育に関する卒業生へのアンケートを実施していない。但し、就職先の企業へのアンケートは平成28(2016)年度に実施した。今後、結果を検討後、その活用に向け学務課やキャリア支援課と学生委員会、教務委員会、就職委員会等で検討していく。

また、IR委員会、教務委員会、FD委員会などと連携を計りながら、平成28(2016)

年度に実施した「学修行動基礎調査」について分析をし、質問項目の追加、変更、及び実施時期の検討を行う。また、各種の調査、アンケートの重複、補完関係についても調査し、学修状況を的確に把握できるよう改善していく。さらにその結果の活用についての検討を始める。ここから得られた成果と課題をエビデンスに基づき検証していく。

授業アンケートや教員相互の授業参観など教育内容・方法及び学修指導法の改善に向けた種々の結果に関して、客観的な視点から教員個々の意識改革や自主的な改善を促すことについて、さらに教員の理解を深めていく。また、指導や助言に関する組織的な体制の構築や運用についても検討していく。

[基準3の自己評価]

本学では、教育目標や教育上の目的を明確に定め、これを実現するための方策として、3つのポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーを身につけた者に対して、学位授与を行っている。そのため、単位認定及び卒業認定基準を学生に明示し、厳正に対処している。

また短大部では資格取得課程を充実させている。そのため、それを効率よく取得するカリキュラム編成が大きな意味を持ち、複数の資格取得を希望する学生の単位取得が叶うような教育課程の体系的な編成を行い、現代コミュニケーション学科では7つのユニットにより、仕事に直結した知識やスキルを実践的に学ぶことにより、即戦力となる人材を育成している。

食物栄養学科では栄養士とのWライセンス（フードスペシャリスト・フードサイエンティスト）により、「栄養士」資格にこれらの資格をプラスし、より広い視野をもって「職」の分野で活躍することを目指している。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、学校教育法第92条第3項の規定に従い、学則第4条の2で「学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している。また、寄附行為施行細則第15条第1号で、学長の職務を「それぞれの学校全般を統轄し、教育、運営上の責任を負う。」と規定している。大学の統轄・運営に当たる学長の権限と責任は明確

に示されている。

また、学長を補佐する職として副学長が置かれて、これらの規程により、その職務は学則第4条の3第1項に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定されており、学長がリーダーシップを発揮するための補助役を担っている。

大学の意思決定については、平成22(2010)年度より、学内に学長、副学長、学部長、短期大学部部長、各学科長、宗教主任、事務部長、企画部長、学務部長を委員とした経営会議を置き、中長期的な展望、学内の様々な重要な事項、課題を協議し、学長の方針を示してきた。その後、教授会、評議会で審議する手順で学長を中心とした意思決定がなされている。

さらに、教授会規則第4条第1項第3号により、学長の最終決定権を担保するため、
学
長が決定するにあたり教授会の意見を聞くことが必要な事項について明確に定めている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、学則第8条の規定により評議会を、同第9条の規定に基づき教授会を置いている。

評議会は、大学の管理運営に関する重要な事項を審議するための機関である。この評議会は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、図書館長、主要委員会委員長、各学科から選出された者1人、宗教主任、事務部長が構成員となり、事務部門の部課室長が陪席し、大学全体の意見が反映された審議が行われている。同一キャンパス内にある静岡英和学院大学と連絡連携を図る場にもなっているため、両大学に関わることの他、短期大学部あるいは大学だけに係る案件の審議も行われる。どちらか一方の大学に係る案件の場合には、他校の構成員は外部委員としての立場で審議に参加している。評議会は、原則、奇数月に1回開催している。

教授会は、教授、准教授、講師及び助教をもって組織され、教授会規則第4条の規定により学長に意見を述べ、また、教育研究に関する事項について審議を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学院は静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程より、部署の所管業務、事務分掌及び職務の権限を明確にし、法人全体として一体化した事務組織体制を取り、適切な人員の確保と配置を行っている。

事務組織は、事務部、企画部、学務部及び法人事務局長に直属する出納室から構成されている。大学の運営は、主として学務部により担われ、入試、学生支援、教務、キャリア支援、図書館事務を担当している。

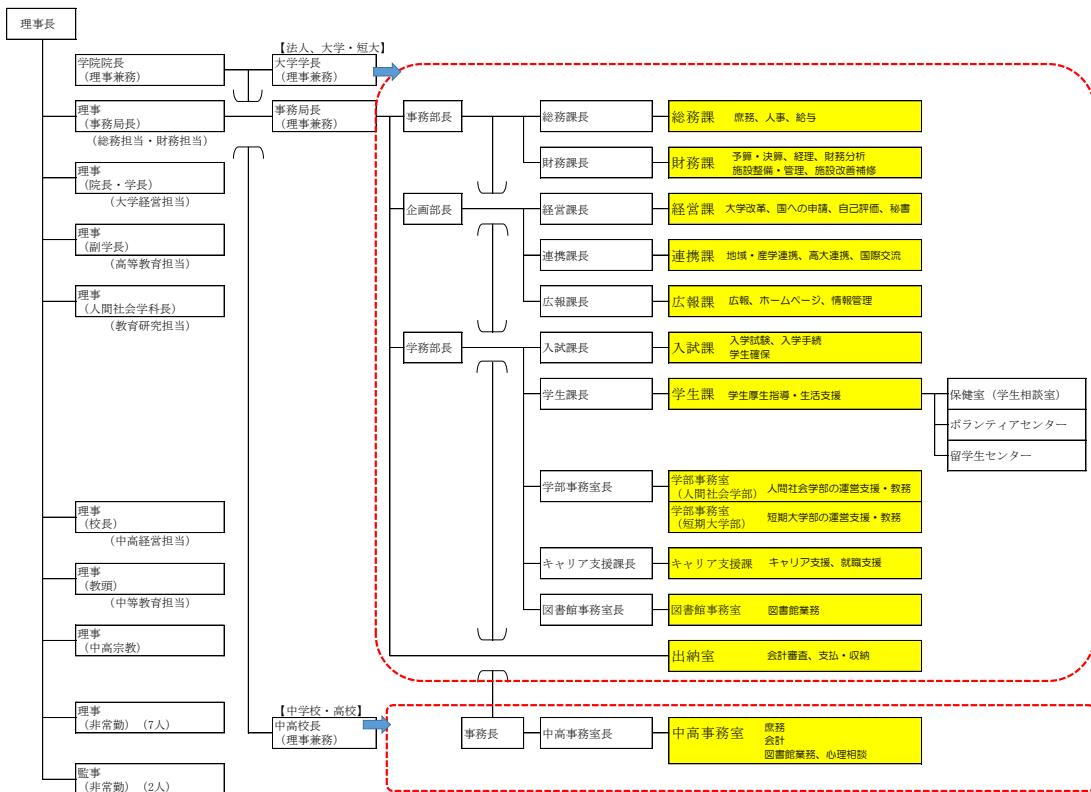
企画部は、大学の経営及び外部との連携を担当するとともに、法人の企画部門でもある。事務部は法人及び大学の総務及び財務を担当している。

各課室は、大学の教授会その他の会議、各種委員会の庶務を担当するほか、事務職員が、経営会議、評議会、学生委員会、教務委員会、就職委員会及び入試・広報委員会では正式な委員として参画することで、教職協働を実践しており、機能的な教学マネジメントが実現している。

【表4-1-1】事務組織と所管委員会等

部名	課・室名	主な所管業務	主な所管委員会等
事務部	総務課	総務に関する業務	評議会
	財務課	予算・決算、経理及び管財に関する業務	財務委員会
企画部	経営課	学長等の秘書業務及び法人・大学の将来構想・評価等の企画に関する業務	経営会議
	連携課	大学の地域・产学連携、国際交流、公開講座等に関する業務	公開講座委員会
学務部	広報課	法人・大学の広報に関する業務	—
	入試課	学生募集及び入試業務	入試・広報委員会
学務部	学生課	学生に関する業務	学生委員会
	学部事務室	教務及び学部の事務に関する業務	教授会 教務委員会
学務部	キャリア支援課	学生の就職に関する業務	就職委員会
	図書館事務室	図書館に関する業務	図書委員会
事務局	出納室	出納に関する業務	—

【図4-1-1】法人組織図



【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

【エビデンス集・資料編】

【図4-1-1】 法人組織図

【資料4-1-1】 静岡英和学院大学短期大学部学則

【資料4-1-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則

【資料4-1-3】 静岡英和学院大学短期大学部教授会規則

【資料4-1-4】 静岡英和学院大学評議会規則

【資料4-1-5】 静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学のように規模の小さな大学においては、各委員会での役割は重要であるが、教職員が一人何役も委員として担うことになり、負担が大きいことが問題であり、主要な委員会については、事務職員が委員となり、あるいは事務を所管するなどの対応をしているが、更に委員の負担の軽減を検討していく。学長のリーダーシップのもと、機動的かつ効率的な意思決定プロセスを構築できる組織を常に点検をしながら、権限と責任が明確な大学運営を行っていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和1(2019)年度における本学の学科別教員数は、設置基準上の必要な教員数は配置しており、教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員が確保されている。

本学の専任教員組織は、教授、准教授、講師及び助手によって構成され、教員の任用及び昇任については、「静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する規程」、「静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程」、「静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規」、「静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準」、「静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する規程」及び「静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用に関する申し合わせ」により定めており、適正に運用されている。非常勤講師の任用についても、静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準に規定されており、専任教員の「専任教員の資格」に準ずる者としている。

令和1(2019)年度の専任教員の年齢別構成は、61歳以上は26.7%、51歳～60歳は46.6%、41歳～50歳は26.7%、40歳以下は0%であって、61歳以上が増加したため年代構成は高齢化の傾向にある。専任教員の採用に際しては、職位、専門分野、業績の観点に加え、年齢についても一考して人事選考を行っていく。なお、教授、准教授、専任

講師の全体的バランスは適正である。

＜教員任用（採用）手続＞

各学科で専任教員の不足が生じる事態になった場合、学科長は学科会において専攻の分野及び職位等の条件を協議して部長に報告、部長は教員任用に関する特別委員会（学長・副学長・部長・各学科長及び企画部長で構成）の開催を学長に要請する。学長は、必要があると認めるときは同委員会を開催し、学科長からの「教員採用計画」（採用計画・採用の必要性・現職担当科目）に基づき、全学的観点から採用計画の適否を審議する。

採用計画の承認が得られた場合は常任理事会において審議、決定がなされる。この後、教授会、人事委員会での議を経て、人事委員会は選考委員会（当該学科2人と他学科1人で構成）を発足させ、公募により広く人材を求める。

公募期間満了後、選考委員会は選考に入り、最終候補者を2～3人に絞り込み、任用に関する特別委員会に諮った後、面接にて採用予定者を決定する。人事委員会、教授会での承認後、常任理事会で審議し理事長が採用を決定する。

＜教員昇任手続＞

部長は、毎年度9月末締め切りで提出されている各教員の履歴書・教育研究業績書を閲覧して昇任候補者の要件を満たす者がある場合には、副学長・各学科長とともに「静岡英和学院大学教員任用基準における『教育研究上の能力の判断基準』に関する申し合わせ」、「静岡英和学院大学教員の昇任選考に関する申し合わせ」を精査した上で、教員任用に関する特別委員会（学長・副学長・部長・各学科長及び企画部長で構成）の開催を学長に要請する。同委員会で昇任の要件を満たす者であることの承認が得られた場合は、常任理事会で昇任審査を進めることについて承認を得る。この後、教授会、人事委員会での議を経て、人事委員会は選考委員会（当該学科2人と他学科1人で構成）を発足させ、詳細な審査、選考を進める。

選考委員会は、審査結果報告書を学長に提出、人事委員会、教授会での承認後、常任理事会で審議し、承認をもって昇任を決定する。

【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】【資料4-2-5】【資料4-2-6】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

静岡英和学院大学との合同組織としてFD委員会を設置し、組織的に教育・研究内容及び教育方法の改善、向上を推進できるような体制を整えている。FD委員会は、短期大学及び大学の各教務部長（教務委員会の長）、各学科から推薦された専任教員、その他、学長が必要と認めた者から構成される。なお、各学科から推薦される専任教員は、ほとんどの場合、教務委員会の委員である。

これまで本学が継続して取り組んできたFD活動としては、「学生による授業改善のためのアンケート」、教員相互の授業参観、教育方法等の実践報告等が挙げられる。

「学生による授業改善のためのアンケート」は、前期、後期の年2回、専任、兼任（非

常勤) の全教員、全授業担当科目を対象に実施される。授業担当者はアンケート結果を読み、自己点検・評価を行い、反省と改善策を書いて FD 委員会に回答している。なお、学生にはアンケート結果（各授業科目、科目群、学科、全体で集計）をファイルにまとめ、学部事務室及び図書館カウンターに配架し公開している。

教員相互の授業参観は、いつでも可能としているが、参観意識を高めるために強化期間を設けてもいる。参観者は授業についてのコメントを作成、授業担当者にフィードバックを行っている。

毎年度、夏季休暇中の9月に教職員研修会を実施し、FD等の課題を取り上げている。平成28(2016)年度の教職員研修会では、テーマの一項目として留学生センター職員から「留学生支援の現状と問題点への対応策」について報告がなされた。平成29(2017)年度は「内部質保証のための学修成果の可視化について」と題した講演会を催し他大学の先行事例を含む研修。平成30(2018)年度は「障害のある学生の理解と支援～差別解消法を踏まえて～」と題した講演会で増加傾向のあるこれらの学生への基本知識を学んだ。

【資料4-2-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程

【資料 4-2-2】 静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程

【資料 4-2-3】 静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規

【資料 4-2-4】 静岡英和学院大学短期大学部任用基準

【資料 4-2-5】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する申し合わせ

【資料 4-2-7】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会 【資料 2-6-6】 に同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は地方の大学として地域に根づいた高等教育機関であり続ける。現在も、地域の自治体等、産官学との連携事業に携わって社会貢献している教員も多い。各教員の活動を客観的に評価することはむずかしいが、地域連携、社会貢献を奨励する制度を考えていく。

FD 活動として実施している「学生による授業改善のためのアンケート」、「教員相互の授業参観」については、今後も委員会として改善策による授業改善の進捗状況までを一つのサイクルとして把握することしていく。

教職員研修会については、教育の質の向上に繋がる具体的な研修内容を検討し、引き続き継続していく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院では、職員の資質、能力向上が組織力向上の重要な事項として捉え、研修会等への積極的な取り組み、支援を行っている。具体的には、毎年度、当初予算に研修費を計上し、職員の自己啓発のために研修会参加費や資料購入などの費用に充てている。

SD 研修に関しては、平成 29(2017)年 4 月 1 日に施行された SD に関する大学設置基準の一部を改正する省令改正により、「大学は当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うものとする」とあり、ここでいう職員には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれるが、本学の教職員研修会は省令施行前から事務職員のみならず、教員も参加して行っている。なお、平成 28(2016)年 4 月には「SD の全学的実施方針及び計画」を策定し、この方針に基づいて令和 1(2019)年度には 2 回開催している。

・第 1 回教職員研修会

令和 1 年 9 月 11 日 (水)

内容：「発達障害の学生への理解と具体的な対応について」

講師：福田 善通 氏 (静岡市発達障害者支援センター「きらり」職員)

教職員 69 人参加

・第 2 回教職員研修会

令和 2 年 3 月 17 日 (火) *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

・財務状況説明会

令和 1 年 9 月 11 日 (水) 大学 令和 1 年 9 月 25 日 (水) 中学・高校

現在の学院の財務状況に関する説明会を開催し、教職員における情報、理解の共有を図った。この結果、収容定員における充足率を高めることが重要であり、単年度の入学者数増加だけでは財務状況の改善は十分でないことを各教職員が理解できたこともあり、今年度も入学者数の増加に寄与することに繋がっている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

社会の動きが激しく、大学観の変更を求められるような現在、教学改革を進める上で、職員と教員による協働は欠かすことができない。高度な知識や対応力を有する事務職員の配置が不可欠であるとともに多様な学生に対して一定の学修成果を上げるために、事務職員には教育としての視点からの支援や対応が求められる。

そのためにも、次世代を担うリーダーの育成が急務であり、研修・指導を含め組織的な取り組みを強化していく。【資料4-3-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 SD の全学的実施方針及び計画】

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

1. 個人研究室

専任教員には、研究室が整備され、冷暖房も完備されている。学内は教員系の LAN 経由でネット接続も可能である。また、各部屋とも机、椅子、書架、電話機、水道等が標準装備されている。

2. 印刷室

研究室が配置されている研究棟に設置しており、随時使用できる。

施設の維持管理に関しては、定期点検に加え掃除業者による保全、さらには必要に応じて職員が点検・補修等を行い、教員の研究活動を適切に支援している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、本学で学術研究を行うすべての者に対して、研究倫理に関する以下の規程を設け、運用している。

(規程)

「静岡英和学院大学研究倫理規定」

本学では、個人を対象とし、行動・環境・心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われる研究を遂行するうえで求められる研究者の行動・態度の倫理的基準及び研究計画の審査に関する事項を定めている。

(運用・管理)

・研究倫理委員会の開催

上記の規程を厳正に運用、管理するために、必要に応じて委員会を開催している。平成 30 (2018) 年度は 2 回開催している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費に関する規程（「研究費取扱要領」）が整備され、適切に運用されている。

これは、教育目的を達成するために必要な額を「学校法人静岡英和学院寄付行為」および「静岡英和学院経理規程」により決定される予算に基づき、適切に配分している。

予算編成は、前年度に学部において教員から必要な物品、図書等についての要望を取り纏める。これを基に、学長、理事長の協議を経て予算案を作成し、法人本部を経由し理事会に諮り、決定している。直接学生の教育に関わる研究機器、備品、消耗品については、大学の機器備品として大学が購入し、研究室及び教室等に配置している。

【資料 4-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部研究倫理規程

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、受託研究の推進体制については、更なる向上を図る必要がある。今後は受託研究の推進を図ることができるよう、獲得方策について検討を進めて行く。

さらに、本学における教員の研究活動につき、外部資金の獲得を推進し、科研費の申請率や採択率の向上を図る方策として、今後は、科研費の申請予定者等に対して具体的なアドバイスをする体制を整備すること等を検討していく。

[基準 4 の自己評価]

大学の運営については、学長がリーダーシップを發揮するよう規程が整備されている。学長が主催する「経営会議」「評議会」において、大学を含めた短期大学部の基本的な経営方針や重要事項について審議され、学長の意思決定を補佐する役割を担っている。教員の意見は、学科会・教授会を通じて、学長に具申される体制となっている。教職員組織については、教育目標、教育課程に則した採用、昇任が規程に基づき行われ、適切な人材の確保と配置により体制整備を行なっている。教員は各委員会に所属し、事務職員は静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程により役割分担が明確となり、機能性を発揮している。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学院は、「学校法人静岡英和学院寄附行為」とこれに基づいた諸規程を整備し、高等教育機関の設置者として社会の要請に応え得る経営を行っている。【資料5-1-1】

「学校法人静岡英和学院寄附行為」第5条に基づき監事を置き、理事の職務遂行について

チェックを行うとともに、「静岡英和学院常任理事行動規範」、「静岡英和学院職員倫理規程」を定めて、常任理事及び教職員が誠実な業務執行を行うための規範としている。

理事及び評議員には学外から企業経営者等の学識経験者も選定し、専門的な知識、経験を有する学内外の役員から構成することで学院経営の規律と誠実さを担保している。

理事長は、建学の精神のもと、学院の経営方針を提示し、執行して、学院の発展に寄与し、学長は短期大学部及び大学の運営の責任者として、その権限と責任において教授会等の意見を聴いて、大学運営の判断を行っている。

院長は、学院全体の教学の責任者として、設置する各学校の全体の教育教務を総理し、建学の精神の推進を担っている。

【資料5-1-1】 【資料5-1-2】 【資料5-1-3】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、建学の精神である「愛と奉仕の実践」に基づき、「キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人間社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」（学則第1条）

この使命・目的の実現のために、平成27(2015)年9月28日に策定した学校法人静岡英和学院中長期計画において、平成28(2016)年度からの5年間を計画期間とする経営方針を示し、これをSD研修会で教職員に周知している。この中長期計画では、「建学の精神「愛と奉仕の実践」の徹底」、「教育体制・内容等の改革」、「社会貢献の徹底」、「健全な財務運営と適正な施設設備整備計画」の4つの目標を改革理念の中心に位置づけ、学院及び各学校における改革を推進していくこととしている。

また、この中で、教育活動資金収支差額の3億円以上の黒字化や「施設設備改修用の内部留保額10億円等の目標を定め、平成28(2016)年度からこの方針に従って予算編成している。この中長期計画の進捗状況については、毎年度、実施管理表を作成して理事会に報告している。

更に、平成29(2017)年度から、理事長は当該年度の重点事項を示した理事長方針を理事会及び評議員会で表明し、更に、学院全体の教職員がこの方針を共有してその達成に取り組んでおり、改革の推進が図られている。

【資料5-1-4】 【資料5-1-5】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、節電、省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的な施策としては、デマンド監視システムを導入して電力の消費を常時監視し、電力消費を抑える対策を講じている、なお、夏季の節電対策としては、熱中症防止も勘案しながらの室温設定、軽装によるクールビズを毎年実行している。

人権については、「静岡英和学院個人情報の保護に関する規程」、「静岡英和学院セクシユアルハラスメントの防止に関する規程」を設け、教職員一人ひとりに高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促してきたが、平成30(2018)年度に「静岡英和学院セクシユアルハラスメントの防止に関する規程」を「静岡英和学院ハラスメントの

防止に関する規程」に改正することで、セクシュアルハラスメントに限らず、パワーハラスメント等にも対応できる体制とした。

防犯対策としては、午前7時から午後10時30分まで警備員を配置するとともに、24時間の機械警備を行っている。

安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程」を設けて、防火に努めるとともに、火災・地震発生時の対応のため、自衛消防隊を設置している。

緊急時の避難経路は、学生に配付しているキャンパスガイドに記載するとともに、毎年5月に新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。また、10月には火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行っている。

学生の健康管理については、保健室が急病・外傷などの応急処置をするとともに、健康相談を実施している。また、学生相談室には心理カウンセラー（臨床心理士）があり、学生からのこころの悩みに対するカウンセリングを実施している。カウンセリングの受付は保健室が窓口となっている。

その他、社会情勢の変化により、様々な危機状況が生じているため、危機管理規程・危機管理マニュアルを設け、危機管理委員会による迅速な対応を可能としている。現下の新型コロナウイルス感染症における感染予防策、授業対応については、まさに同委員会において基本方針、対策を決定しているところである。

【資料5-1-6】【資料5-1-7】【資料5-1-8】【資料5-1-9】【資料5-1-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-1-1】学校法人静岡英和学院寄付行為

【資料5-1-2】静岡英和学院常任理事行動規範

【資料5-1-3】静岡英和学院職員倫理規程

【資料5-1-4】静岡英和学院大学中長期計画

【資料5-1-5】静岡英和学院大学中長期計画実施管理表

【資料5-1-6】静岡英和学院個人情報の保護に関する規程

【資料5-1-7】静岡英和学院ハラスメント防止に関する規程

【資料5-1-8】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程

【資料5-1-9】令和1（2019）年度避難訓練計画書

【資料5-1-10】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学危機管理規程

（3）5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学院は、役員・職員の誠実な職務執行を求める規程を置くとともに、学院の使命・目的を実現するための中長期計画を策定して経営上の数値目標等を定め、その実現に努めており、引き続き、誠実で規律ある経営を目指していく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院の最終意思決定機関である「理事会」は3月、5月に定期理事会として年2回開催するほか、必要に応じ開催している。理事会は、本学院及び本学院が設置する学校の管理運営に関する基本方針、理事・監事、評議員及び理事長の選任、予算及び重要な資産の処分に関すること、決算の承認、事業計画及び事業報告、寄附行為や諸規程の改廃等、寄附行為第12条に規定する重要事項の審議決定を行っている。

また、理事会の下に理事長、院長及び本学院の教職員である理事で構成する常任理事会を置き、日常の業務を迅速かつ円滑に執行している。理事長・院長以外の常任の理事は、それぞれの役割分担を定め、理事長を補佐して法人の業務を執行している。

監事は理事会、評議員会に出席して、理事の業務執行について適宜チェックをするとともに、会計・業務監査を行い、理事会に報告している。

寄附行為では、理事定数は15ないし16人と定めている。院長及び大学・短期大学部学長、中学・高校学校長を2人ないし3人、評議員である理事を7人、その他の理事を6人としている。また、理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任し、理事長の任期は4年としている。なお、令和2(2020)年5月1日現在、欠員が1人あり補充を予定している。

令和1(2019)年度は6回の理事会が開催され、意思表示回答書提出による場合も含めた「みなし出席率」は98.2%（実出席率は94.6%）であった。なお、理事会資料は事前に送付し、出席できない場合は意思表示回答書にて決議に加わることとしている。

過去5年間の理事の理事会への出席状況は概ね良好である。

【表5-2-1】理事の理事会への出席状況

年 度	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	年間実出席率
平成27(2015)	月 日	5月25日	7月1日	9月28日	2月1日	3月28日	—	—	90.4%
	出席状況	12人	14人	13人	13人	14人	—	—	
平成28(2016)	月 日	5月30日	9月26日	12月19日	2月27日	3月27日	—	—	94.7%
	出席状況	14人	15人	15人	13人	14人	—	—	
平成29(2017)	月 日	5月29日	9月25日	3月26日	—	—	—	—	95.6%
	出席状況	14人	14人	15人	—	—	—	—	
平成30(2018)	月 日	5月28日	7月30日	9月10日	12月17日	3月25日	—	—	88.0%
	出席状況	14人	14人	11人	15人	12人	—	—	
令和1(2019)	月 日	5月27日	7月1日	7月1日	12月23日	2月3日	2月12日	3月30日	94.6%
	出席状況	16人	16人	16人	15人	15人	14人	14人	

【エビデンス集・資料編】

【表5-2-1】理事の理事会への出席状況

【資料5-2-1】理事の理事会への出席状況

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く環境は大変厳しいものがある。このような状況の中で、法人の意思決定は的確かつ迅速に行う必要がある。理事会では、各理事が学校運営において適切な判断を行うことができるよう常任理事会での決定事項・協議事項についても、適宜、外部理事に報告していく。また、多様な意見を取り入れることを目的に、理事会の諮問機関である評議員会から意見を聴取し、実現可能な事柄を取り込み大学改革につなげていく。実出席率向上のため1年間の開催日程の早期決定及び事前通知による周知を行っていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校法人静岡英和学院は、寄附行為の規定に基づき、理事会の下に常任理事会を設け、日常的な業務執行を行っている。常任理事会は、理事長、院長、教職員理事6人（大学・短大教職員3人、高校・中学教職員3人）及び事務局長の9人で構成されており、大学・短大学長及び高校・中学校長は必ずその構成員となっている。理事長は、常任理事会においても、その議長として、法人の運営を統括しており、理事長のリーダーシップが發揮されている。

この常任理事会は月1回開催され、理事会に提案する議案の審議、日常的な業務執行についての決定及び法人及び各学校の運営についての協議が行われており、法人及び各学校の長による円滑な意思決定が行われている。

また、常任理事会の前週に事務職員連絡会議を行い、常任理事会の審議事項の調整を行うとともに、法人及び各学校の運営について協議する場にもなっている。

大学の運営については、学長が学則に則り大学を統括し大学運営の権限と責任を負っている。学長は大学の経営会議で教学部門、事務部門の代表との協議や、教授会、大学評議会での審議を通じて出された意見等を調整しながら業務を遂行している。また、学長が責任をもって大学運営を行う際の補佐体制として、副学長、事務部長、企画部長、学務部長を置いている。このように大学の意思決定と業務執行のリーダーシップを果たして、大学における円滑な意思決定を行っている。

1 評議会

学長、副学長、人間社会学部長、短期大学部長、人間社会学部・短期大学部の各学科長、各学科から選出された者各1人、宗教主任、事務部長及び学長が特に必要と認めた者により構成され、学則等の重要な規程及び大学・短期大学部の双方に関連する規程の制定・改廃や学長選考における学長候補者の選出等の審議を行っている。評議会には事

務部門の部長・課室長が陪席し、必要な場合には説明を行うとともに、情報の共有を行っている。

【資料5-3-1】

2 経営会議

学長、副学長、人間社会学部長、短期大学部長、人間社会学部・短期大学部の各学科長、宗教主任、事務部長、企画部長及び学務部長により構成され、①学長が本学の経営、運営に関して必要と認める事項、②教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項、③その他、本学の経営、運営及び改善に関し必要な事項について審議し、大学各部門の意思疎通を図って、円滑な意思決定に資するものとなっている。経営会議には事務部門の課室長が陪席し、必要な場合には説明を行うとともに、情報の共有を行っている。

【資料5-3-2】

3 教授会

教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教により構成され、学長に対して意見を具申するとともに、大学の運営についての協議を行っている。大学の教学の具体的な事項は各委員会が所管しており、その審議結果を大学で共有・審議し、学長への意見を具申するという、ボトム・アップの機能をも果たしている。

教授会は原則として月1回開催し、学務部長及び学務事務室員が事務担当として陪席している。

【資料5-3-3】

4 各種委員会

学内における教育活動を円滑に行うため、表5-3-1のとおり学内に各委員会を設置している。

(表5-3-1)

自己点検・評価委員会	I R 委員会
人事委員会	宗教委員会
学生委員会	国際交流委員会
教務委員会	情報システム委員会
入試・広報委員会	図書委員会
就職委員会	公開講座委員会
教職課程委員会	F D 委員会

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

1 法人及び大学の管理運営部門による相互チェックについて

大学から理事会・常任理事会への提出議案は、経営会議・教授会で審議され、必要に応

じて、評議会で審議した上で、学長が常任理事会に提出する。理事会に提出する議案については、常任理事会で審議された上で、理事会への提出が決定される。

常任理事会に提出した議案は、学長が説明を行うが、人間社会学部長及び短期大学部長が常任理事会に陪席しており、詳細な説明は両部長からなされる。

両部長は理事会にも陪席しており、提出議案の詳細な説明は両部長からなされている。

両部長は、理事会及び常任理事会の審議状況を教授会において報告しており、法人部門の状況を教員に周知し、相互チェックができる体制となっている。

事務部門については、法人部門及び各学校部門を統一した事務体制となっており、理事会・評議員会の審議状況は各部長・課室長による連絡会議において周知されている。

2 監事

監事は、「学校法人静岡英和学院寄附行為」第7条の規定に基づき、理事、教職員又は評議員以外の者から理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。現在の監事2人は、いずれも学外の者であって、客観的な視点から法人の運営のチェックを行っている。

監事は、理事会・評議員会に出席しており、理事の職務遂行について適宜チェックを行っている。毎年5月に行う定期監査では、理事長、学長、副学長、校長、事務局長等から前年度の事業報告と決算・中長期計画の進捗管理についての報告を行い、同報告に対する監事からの質問に答えるとともに、意見が出された点には改善を図ることとしている。

また、財務監査にあたっては、学院担当公認会計士から学院の財務状況等について事情聴取している。

監査の実施状況は【表5-3-2】、理事会への出席状況は【表5-3-3】のとおりである。

【表 5-3-2】監査実施状況

年 度	開催数	第 1 回	第 2 回
平成 27 (2015)	月 日 出席状況	5 月 7 日 2 人	—
平成 28 (2016)	月 日 出席状況	5 月 9 日 2 人	—
平成 29 (2017)	月 日 出席状況	5 月 10 日 2 人	—
平成 30 (2018)	月 日 出席状況	5 月 7 日 2 人	5 月 16 日 2 人
令和 1 (2019)	月 日 出席状況	5 月 9 日 2 人	

【表 5-3-3】監事の理事会への出席状況

年 度	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
平成27(2015)	月 日	5月25日	7月1日	9月28日	2月1日	3月28日	—	—
	出席状況	1人	2人	2人	2人	2人	—	—
平成28(2016)	月 日	5月30日	9月26日	12月19日	2月27日	3月27日	—	—
	出席状況	1人	2人	2人	2人	1人	—	—
平成29(2017)	月 日	5月29日	9月25日	3月26日	—	—	—	—
	出席状況	2人	2人	0人	—	—	—	—
平成30(2018)	月 日	5月28日	7月30日	9月10日	12月17日	3月25日	—	—
	出席状況	1人	2人	2人	1人	2人	—	—
令和1(2019)	月 日	5月27日	7月1日	7月1日	12月23日	2月3日	2月12日	3月30日
	出席状況	2人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

3. 評議員会

評議員会は、静岡英和学院寄附行為第 21 条において「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定められている。

また、同第 20 条において評議員会への諮問事項が規定されており、寄附行為の変更や予算等の重要な事項について理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くこととされている。

理事会で議決された決算及び事業の実績は、監事の意見を付した上で評議員会に報告し、意見を求めている。

評議員の定数は 31 人ないし 33 人であり、令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在、32 人で欠員が 1 人ある。評議員の評議員会への出席状況は【表 5-3-4】のとおりである。

【表 5-3-4】評議員の評議員会への出席状況

年 度	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	年間実出席率
平成27(2015)	月 日	5月25日	3月28日	—	—	—	73.5%
	出席状況	22人	14人	—	—	—	
平成28(2016)	月 日	5月30日	9月26日	12月19日	3月27日	—	80.1%
	出席状況	26人	23人	26人	24人	—	
平成29(2017)	月 日	5月29日	9月25日	3月26日	—	—	84.6%
	出席状況	25人	27人	25人	—	—	
平成30(2018)	月 日	5月28日	3月25日	—	—	—	80.3%
	出席状況	24人	25人	—	—	—	
令和1(2019)	月 日	5月27日	7月1日	12月23日	2月3日	3月30日	80.0%
	出席状況	26人	24人	29人	26人	27人	

4. 内部監査

内部監査については内部監査規程を設けている。同規程により内部監査委員として選任された教職員から内部監査委員会が構成され、業務、財務における監査を担当する。

同委員会は理事長の下に置かれている。【資料 5-3-4】

【エビデンス集・資料編】

【表5-3-1】各種委員会

【表 5-3-2】監査実施状況

【表 5-3-3】監事の理事会への出席状況

【表 5-3-4】評議員の評議員会への出席状況

【資料5-3-1】静岡英和学院大学評議会規則

【資料5-3-2】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学経営会議規則

【資料5-3-3】静岡英和学院大学短期大学部教授会規則

【資料5-3-4】静岡英和学院内部監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事会、常任理事会や経営会議等の各種会議を通じて法人と本学は意思疎通と連携が適切に行われており、さらに監事、評議員会によるチェック機能も有効に機能している。

一方、高等教育機関を取り巻く環境は厳しいものがあり、建学の精神に基づく本学の使命・目的を引き継ぎ実現していくため、一層の管理運営の円滑化とともに確実な情報共有を図ることで、監事、評議員会による適切なチェックに資するよう努めていく。内部監査については積極的に活用していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では平成22(2010)年度～平成26(2014)年度にわたる5か年の『経営改善計画』を理事会で計画立案を行った。経営改善計画では以下の目標を掲げている。

教育研究活動のキャッシュフローの黒字化、②帰属収支差額の均衡、③短期借入なしでの期末繰越支払資金 5 億円。また、この目標の他、人件費比率 65% 以内、人件費依存率 100% 以内の 2 つの人件費目標を柱として改善計画を実行してきた。

財務計画は着実に実行されつつあったが、平成 24(2012) 年度以降の入学者数は学校法人全体としての目標値を下回って推移し、財務状況に厳しさが残っていた。経営改善計画の計画期間終了後、新たな経営改善計画である「学校法人静岡英和学院中長期計画」を平成 27 年 9 月開催の理事会で策定した。この計画は、平成 28(2016) 年度～平成 32(2020) 年度を計画対象期間とし、以下の目標を定めている。①建学の精神「愛と奉仕の実践」の徹底、②教育体制・内容等の改革、③社会貢献の徹底、④健全な財務運営と

適正な施設設備整備計画。この中で財務目標を次のように定めている。

- ①教育活動資金収支差額 3 億円以上の黒字化又は同収支差額比率 15%以上
- ②施設設備改修用の内部留保額 10 億円（達成期限 2020 年度）
※施設設備資金引当特定資産 + 減価償却引当特定資産
- ③人件費比率 65% 以内、人件費依存率 100% 以内
- ④事業活動収支差額比率 5% 以上（達成期限 2020 年度）
- ⑤内部留保資産比率 10% 以上（達成期限 2020 年度）

令和 1（2019）年度決算における達成状況は次のとおりである。

- ①教育活動資金収支差額：目標達成
収支差額 2.8 億円の黒字、収支差額比率 18.2%
- ②施設設備改修用の内部資産留保：目標未達成
令和 1（2019）年度末の内部保額は約 5 億 3 千万円であり、前年度末より約 1 億 6 千万円増加している。しかし、目標年度の令和 2（2020）年度までに達成するのは困難な状況である。
- ③人件費比率・人件費依存率：目標達成
人件費比率 61.2%、人件費依存率 82.4%
- ④事業活動収支差額比率：目標未達成
収支差額比率 3.8%
- ⑤内部留保資産比率：目標未達成

令和 1（2019）年度末の内部留保資産比率 7.3% であり、前年度末より 2.4 ポイント増加した。目標年度の令和 2（2020）年度までに達成する見込みである。

【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人静岡英和学院の事業活動収支は、平成 21（2009）年度に約 3 億 6 千万円の赤字を計上し、財務状況の改善は喫緊の課題となった。これに対して、人件費削減などの改善を行って、翌年度には約 3 億 4 千万円の黒字化を達成した。しかし、その後も学生・生徒数の過減傾向もあって、収入は減少の一途を辿り、経営努力で辛うじて 7 年連続の黒字を達成することができた。平成 29（2017）年度に一旦赤字に転落するも、学生・生徒の確保を学院の最重要課題とする取り組みを行ってきたことが功を奏し、平成 30（2018）年度からは学生・生徒数が増加傾向に転じ、教職員数の削減や施設・設備関係支出の抑制を行い、平成 30（2018）年度及び令和 1（2019）年度決算では再び黒字化を達成することができた。

令和 2（2020）年度には、定員充足率が 78.8% まで回復しており、当初予算では更に改善する見込みであったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け先行きが不透明となっている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-4-1】 静岡英和学院大学中長期計画
- 【資料 5-4-2】 静岡英和学院大学中長期計画実施管理表

【資料5-4-3】静岡英和学院令和1（2019）年度決算書

【資料 5-4-4】令和 1（2019）年度決算説明資料

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画に基づく目標を堅持し、収入の予測を厳格に査定し、その範囲内で最大限の教育効果のある予算編成を行っていく。また、引き続き業務効率化による経費の圧縮と外部資金の獲得を推し進める。何よりも地域、社会の課題に重点をおいた取組みを推進し、地域の地（知）の拠点となりうる高等教育機関として、教学改革と充実した教育支援、地域貢献等を行っていく。そのためにも、安定した財務基盤を整備しつつ、適切な財政運営を図っていく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

予算編成は、理事長の策定する予算編成方針に基づき、予算要求調書を各部署予算担当者（学科長、予算所管委員会委員長、各課室長等）が事務部財務課に提出する。提出された予算要求調書は、事務部長、財務課長及び財務課予算担当者が要求内容を確認し、各部署予算担当者へのヒアリングを経て、事務部財務課で予算原案を作成する。予算原案に対して、更に修正を求める予算担当部署については、事務局長調整、理事長調整を経て予算案を作成している。

高等学校・中学校については、独立採算を原則とし、収入見込みや人件費等の固定的経費の見込みを事務部財務課から中高事務室に提示し、中高事務室で予算のとりまとめを行って財務課に提出している。事務部財務課では收支見込が適正か審査をし、必要に応じて中高事務室として協議した上で、予算原案を作成する。これについても、必要に応じて事務局長調整、理事長調整を行って予算案を作成している。作成した予算案は、常任理事会で審議した後、評議員会への諮問、理事会の議決を経て決定される。

会計事務は、法人全体及び大学・短期大学部の執行管理を事務部財務課で行い、高等学校・中学校の執行管理は中高事務室で行う体制となっている。出納業務は、事務局長に直属する出納室が独立して審査・出納を行っている。支出に当たっては、各部局予算担当者が起票し、財務課において会計システム上に入力し、予算管理を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

日常的な支出の審査は、予算担当部署や予算執行機関である財務課とは独立した組織

である出納室において行い、適正な支出を図っている。

私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく公認会計士による会計監査は、2人の公認会計士により年2回、各3日の日数をかけ、各伝票、元帳、証拠書類の監査を行っている。会計監査の結果については、報告書を法人に提出するほか、監事との意見交換により、監事による監査に役立てている。

監事は、理事会・評議員会に出席し、法人の運営状況を把握するとともに必要に応じて意見を述べている。

監事による監査は、理事長、院長、学長、校長、事務局長、人間社会学部長、短期大学部長、中高教頭、事務局事務部長・企画部長・学務部長、中高事務長が出席し、教学面等の業務監査を行うほか、収支計算書、貸借対照表等の決算書類について実施し、理事会・評議員会に報告している。

【資料5-5-1】 【資料5-5-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-5-1】 静岡英和学院令和1（2019）年度決算書

【資料5-5-2】 令和1（2019）年度決算説明資料

【資料5-5-3】 静岡英和学院経理規程

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

独立監査人及び監事による監査は適切に行われており、独立監査人の監査報告書及び監事監査報告書でも明らかなどおり、本学院の計算書類、財産目録は学校法人の財政状況及び経営状況を正しく示している。会計処理は適正になされ、会計監査の体制も整備され、厳正に実施されているが、会計関連業務や事務職員の能力、資質の向上を含め、今後もさらなる改善と体制強化を実施していく。

[基準5の自己評価]

本学院の院長及び学校長及び事務局長は理事であり、他の教職員である理事及び理事長と共に、常任理事会の構成員となっている。常任理事会は毎月開催されており、理事長は緊密に理事と意見交換することにより、各部門の改善に向けた意見、提案を聞くことができ、相互理解、協力体制の強化に資するものとなっている。また、理事長は、理事長方針を公表することにより、各部門に改革に向けた取組を促しており、この理事長方針は理事会・評議員会において報告され、学外理事・評議員からもその取り組みについての意見交換が行われている。また、監事による監査及び評議員会の開催が寄附行為の規定に従って行われており、そのチェック機能が果たされている。

このように本学は、整備された規程等に基づく学内の管理運営体制により、適正な大学運営がなされている。

また、静岡英和学院中長期計画に基づく経営改善の努力により、経営指標も事業収支等の単年度指標については達成されており、安定した経営基盤による適切な運営が可能となっている。

経営に関しては、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を基本に、単年度ごとに事業計画を立案し将来に向けた目的実現に努めている。これらを達成するための業務遂行が適正に行われているかをチェックする機能としての監査体制を整え、監事と独立監査人による監査及びガバナンスの強化を図っている。

事務職員の能力、資質向上として「学内 SD 研修会」実施をはじめ、学外での研修会や情報交換会にも参加している。

財務基盤の安定化については、人件費、教育研究経費や管理経費の適正な予算規模を確保しつつ、教育活動による資金収支差額の黒字を確保するとともに、課題である入学者（学生数）の確保に向けて中長期計画に記した施策を実施している。

会計処理は、学校法人会計基準等法令規則等を遵守し、また独立監査人の監査を受け適正に実施されている。

上記のように、本学院の「経営・管理と財務」については、その目的実現に対して、中長期計画を策定し適正な組織、監査体制、会計処理がなされているが、今後も安定した財務基盤を維持すべく努力が必要である。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では内部質保証に関し、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と大学学則第2条に規定されており、これに基づき「静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程」を制定されている。また、静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程第6条により、「静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱」が定められている。平成27(2015)年度には、大学教授会において、「静岡英和学院大学の自己点検評価及び第三者認証評価の受審について」を定めた。それにより、自己点検・評価報告書を公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準に準じて作成することを決定し、その内容は大学ウェブサイトを通じて外部に広く公表した。この平成27(2015)年度実施の自己点検・評価では、課題が多くあることが判明し、自己点検・評価の実施の周期に關係なく、平成28(2016)年度、平成29(2017)年度も自己点検・評価を継続し、課題解決に取り組んだ。こうして、平成29(2017)年度には、第2クールにおける日本高等教育評価機構による第

第三者認証評価を受審した。この第三者認証評価の評価結果を受けて、平成 29(2017)年度末には、受審した際の反省、評価員の助言と認証評価による評価結果を受けて、指摘、課題等を速やかに改善するため、平成 30(2018)年度も継続して、平成 29(2017)年度同様の評価項目内容で、自己点検・評価を実施することを決めた。その他にも、「自己点検・評価に関する規程」と「小委員会設置要綱」の改正を行い、規程の不備や不明瞭であった点を修正し、実施体制を見直し、適切な自己点検・評価を実施できるよう規定を改めた。平成 30(2018)年度以降の自己点検・評価の実施のための組織の見直しにより、自己点検・評価委員会については、学長が委員長となり、副学長、自己評価担当者、学部長、各学科長、宗教主任、事務部長、企画部長、学務部長での構成に変更し、より実質的、適切な自己点検・評価を行うことができる体制に変更した。

この改正により、より一層の自己点検・評価、今後の認証評価に向けての円滑な運営を目指している。自主的・自律的な自己点検・評価を実施できるよう、組織的な体制等の整備を行った。このように本学では、自主的・自律的な自己点検・評価が継続的に行われている。

また平成 28(2016)年度から学院の中長期計画として「静岡英和学院中長期計画」を策定し、毎年進捗管理を行ってきている。平成 30(2018)年度からは PDCA を明確にするため、その進捗管理表自体の見直しを行った。新たに具体的な数値目標を掲げ、取組内容の記載だけでなく数値目標に対する実績、成果などを示し、より具体的な評価や、翌年度に向けた改善点を導きやすい形に変更した。この中長期計画は、平成 30(2018)年 7 月、また今年度も令和 1(2019)年 5 月の理事会で進捗管理について確認され、この内容は、学院内で共有されている。自己点検評価書作成時には、学院の中長期計画の内容を十分に理解している理事会出席のメンバー大半が自己点検・評価委員会メンバーであるため、中長期計画の進捗管理の内容を踏まえた自己点検が行われている。

【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】静岡英和学院大学短期大学部学則 第 2 条

【資料 6-1-2】静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程

【資料 6-1-3】静岡英和学院大学短期大学部自己点検。評価委員会小委員会設置要綱

【資料 6-1-4】静岡英和学院大学短期大学部の自己点検及び第三者認証評価の受審について

【資料 6-1-5】静岡英和学院中長期計画

【資料 6-1-6】静岡英和学院中長期計画 実施管理表

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では組織全体の取り組みとして「中長期計画」と「自己点検評価」等で PDCA サイクルを確立しており、自己点検・評価が機能している。来年度からは、私立学校法の改正により学校法人作成の「中長期計画」の中に認証評価の結果を踏まえることが求められるため、相互に評価、課題、改善等を共有していく予定である。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

大学学則第2条において規定されているとおり、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価を行い、また平成29(2017)年度に認証機関による評価を受けてきている。2015(平成27)年度以来毎年度、自己点検を継続して行っており、その課題、改善を基に次年度以降の教育研究の深化を目指して取り組んできている。また毎年度実施の自己点検評価の内容は、毎年行われる学院の中長期計画での進捗管理における事業内容、評価、次年度に向けた改善にも反映している。年度末には、完成した自己点検評価書を、自己点検・評価実施委員会に諮られた後、大学ホームページ内で公表して、共有が図られている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

これまで本学では、平素から教学組織及び学務事務室、キャリア支援課では、卒業生アンケート、学修行動調査、進路希望に関するアンケート、夏休み前進路確認アンケート等を必要に応じてアンケート調査を実施してきた。【資料6-2-1】入試課では、オープンキャンパスの参加者数の実施日別毎、学科毎に、昨年比で新規参加者数、高3生の参加者数を、また入試種別毎、学科毎に、志願者数と合格者数と入学者数のデータを、昨年比で収集し、対応する入試委員会で現状を客観的に把握し分析している。【資料6-2-2】したがって、各部門での必要なデータ収集、分析は十分に行われてきているが、全学的に把握すべきデータを一元的に共有する場がなかったため、2015(平成27)年度にIR委員会を設置した。【資料6-2-3】委員はほぼ経営会議の委員と同じであり、委員長は学長である。これにより、必要な調査・データ収集と分析を統括する組織が整備された。基本的には、各部門でのデータ収集・分析が継続的に行われ、特にこの委員会では、全学的に把握すべき学生の学修行動調査結果が共有されてきている。また、卒業生アンケート、学修行動調査の結果はホームページ上においても公開している。

【資料6-2-1】【資料6-2-2】【資料6-2-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料6-2-1】卒業生アンケート、進路希望に関するアンケート

【資料6-2-2】オープンキャンパスの参加者数の実施日別毎、学科毎に、昨年比で新規参加者数、高3生の参加者数を、また入試種別毎、学科毎に、志願者数を合格者数と入学者数のデータ

【資料 6-2-3】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 IR 委員会規則

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

各部署での、現状把握のための調査・データの収集・蓄積、そして分析が行われてきており、また、公表できるデータは、ホームページ上において公開を行っているが、全学的な観点での多角的な情報の統合や分析という点で、IR 委員会を設置しているものの、委員会では十分には実施できていない。その理由の一つには、IR 委員会のメンバーが、大学の方向性を協議する経営会議のメンバーと同じため、必要な情報共有は経営会議で協議されることによる。しかし、今後 IR の重要性を鑑み、収集したデータを一元化し、IR 委員会で、教学・経営の両面で活用し様々な施策に活用できる仕組みづくりに取り組んでいく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、教育研究活動の改善と質的向上を図るため、「施行立案（本年度の課題）」→「実行」→「結果検証・改善」→「再施策計画（次年度の課題）」という恒常的な自己点検・評価のサイクルの仕組みを確立し、機能させることが重要であると考えている。具体的には、平成 27(2015) 年度から自己点検・評価を行い、自己点検評価報告書にまとめた。次に、そこで改善・向上が必要だと判断した事項を、自己点検・評価実施委員会において整理し、教授会に報告するとともに、改善・対応策が必要な各部門は、改善に向けた取り組みを検討し直ちに実施した。この平成 27(2015) 年度から継続した自己点検・評価により課題への改善を図り、平成 29(2017) 年度の日本高等教育評価機構による認証評価につなげた。そこでの意見は平成 30(2018) 年度の課題として、各関係部門で、改善に向けた取り組みが開始している。また、中長期計画を作成する際には、学部、学科、事務部門が担当する事業について、PDCA サイクルに従って実施し、その結果は毎年度、中長期計画表に記載され、組織的な振り返りと修正を継続することとしている。

このように、本学では組織全体の取り組みとして PDCA サイクルを確立しており、自己点検・評価が機能している。

【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】静岡英和学院大学短期大学部学則 第 2 条

【資料 6-3-2】 静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程

【資料 6-3-3】 静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱

【資料 6-3-4】 静岡英和学院大学の自己点検及び第三者認証評価の受審について

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成30(2018)年度から始まる大学評価基準に追加された「3つのポリシー」と「内部質保証」などの新たな項目が加わるため、認証評価内容も変更となる。「3つのポリシー」については、シラバスにおいてディプロマポリシー（D P）に掲げる能力、技能の修得が授業科目と紐づけることで可視化しており、科目ナンバリング、科目概要・目的については、学科として組織的に管理している。今後は、卒業時、学年ごと、授業について、各レベルで評価し、その結果をフィードバック、改善に繋げることができるようアセスメント・ポリシーを設けていくことで、「内部質保証」を担保していく。

[基準 6 の自己評価]

本学では、「3つのポリシー」に基づく教育活動の質保証と改善を図るために、本学の使命・目的に即した自主的な評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的かつ適切に自己点検・評価を実施する仕組みを設けている。

学修時間・教育の成果等に関する情報を収集分析及び提供により、本学の教育研究活動の推進に寄与することを目的にしたIR委員会も活用し、自己点検・評価委員会を中心にして、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施し、その結果を社会に公表した。

第三者認証評価によって指摘を受けた意見を参考にして、学内でその課題解決、改善に向けての対応も速やかに実施している。また、自己点検・評価活動によって立案された改善、向上方策は、中長期計画にも反映され、進捗状況を点検しながら継続的に実行している。

このように、自らの自己点検・評価の結果を活用するためのPDCAサイクルの仕組みが確立していることで、本学の自己点検・評価体制は有効に機能している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1 プラットフォームを中心とした連携等

A-1-① 自治体との連携

A-1-② 他大学との連携

A-1-③ 連携による地域課題解決に向けての取組み

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 自治体との連携

本学は、平成 26 (2016)年 6 月に地元自治体である静岡市と「包括連携に関する協定」を締結した。【資料 A-1-1】静岡市が掲げる「地域の持続的な発展」、本学の建学の精神である「愛と奉仕の精神」を目的として、相互が連携し、相乗効果により地方創生を推進するとともに、地域の人材育成のための連携を交わした。具体的には、本学の学部学科の持つ教育研究分野を中心にして「観光分野での連携」「子育て支援に関する地域の抱える課題解決」「教育活動による人的支援」「女性教員による女性の視点を生かした連携」「外国人留学生を活用した連携」などの取組みを実践していくことを取り決めた。

この協定締結後、静岡市と本学との連絡は密になり、特に「しづおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業」として、静岡市を中心とした地域課題事業に本学教員と学生がその解決のための事業に参画するようになったほか、それ以外でも静岡市の各担当課から実施する様々な事業に対し、本学学生の参画を促す紹介がされるようになった。

また、本学学生の出身は 44%が大学所在地の静岡市であるが、そのほか学生の出身先の多い自治体の沼津市と平成 31 年 4 月に、富士市とは令和 1 (2019) 年 7 月に包括連携に関する協定を締結し、いくつかの自治体との連携を深めている。これら自治体との協定締結により、具体的な活動が開始された。沼津市とは、令和 1 (2019) 年 5 月に開催された「第 47 回沼津水産祭り」においては、沼津の抱える課題解決に向けた提案を本学教員と学生が披露した。また、富士市とは、令和 1 (2019) 年 11 月開催の「第 12 回富士市環境フェア」には、SDGs を考えるため「オーバーツーリズム(環境と観光)」をテーマにし、教員と学生が参画する予定である。着実に具体的な事業が開始している。

【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

A-1-② 他大学等との連携

先述したように、本学と静岡市との連携協定の締結後、平成 29 (2017) 年 10 月には、静岡市及び「I LOVE しづおか協議会」と同市内にある静岡大学、静岡県立大学、同短期大学部、常葉大学、同短期大学部、本学(短期大学部含む)の計 7 大学で「静岡市文教エリア等の発展に向けた相互協力に係る協定」を締結した。これにより、市内の大学、企業等の団体が相互に連携して、所在地である自治体の抱える課題解決のため、平成 30 (平成 30) 年度～令和 5 (2023) 年度の中長期計画を策定し、事業を推進している。2 年目である今年度は、その進捗管理状況とその後の活動について、自己点検を行った。協定書に基づいた相互連携協議会を年 2 回開催して、活動の情報の共有を行っているほか、予定される事業については、提携先内のメール配信も行っている。また会長校である常葉大学の HP 上では、当協議会の活動内容を公表している。

本学はいくつかの事業について、実施計画を提案して事業の担当校となっているほか、協議会においては、副会長校の役割を担っている。

このように、市内にある大学を中心とした連携による具体的活動が開始し始めている。

【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】【資料 A-1-8】

A-1-③ 連携による地域課題解決に向けての取組み

協定では、連携先が連携して、静岡市の課題として①静岡市の地域経済の活性化及び

地域コミュニティなどを通じて、地域社会の発展に貢献するために、地域社会が求める素養と産業界で活躍できる専門力と人間力と人間力の相乗的な総合力を有する人材を育成すること。②加盟高等教育機関が相互に連携及び協力することにより、質の高い教育と特色ある教育研究基盤を確立し社会のダイナミックな変化に対応することができる組織体制を整備すること。③大学の枠を超えた学生同士のネットワークを強化することにより、サークル活動だけでなく、様々な事業に自主的に関わることができる環境を整備すること。など、3つの課題を掲げ、達成目標、課題解決のための具体的な取組みを行っている。

これら活動内容は、年2回開催される協議会に諮られ決定している。静岡市におけるプラットフォームとしての連携の枠組みができあがり、連携機関での具体的な活動が開始されている。今年度は計画の2年目にあたり、連携先間の交流も深まり、今後の活動が一層深まることを期待している。

【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】【資料 A-1-14】
【資料 A-1-15】【資料 A-1-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】静岡市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部の包括連携に関する協定書

【資料 A-1-2】令和1年しづおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業

【資料 A-1-3】沼津市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部の包括連携に関する協定書

【資料 A-1-4】富士市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部の包括連携に関する協定書

【資料 A-1-5】静岡市文エリア等の発展に向けた相互連携協力に関する協定

【資料 A-1-6】静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 中長期計画

【資料 A-1-7】2019年度 第1回静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会
次第

【資料 A-1-8】静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 組織名簿

【資料 A-1-9】静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 SD研修会実施計画

【資料 A-1-10】市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会公開講座
「防災マネジメントを考える」

【資料 A-1-11】静岡英和学院大学短期大学部学則第1条【資料 F-3】に同じ

【資料 A-1-12】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部並びに財務省東海財務局静岡財務事務所における連携及び協力に関する協定書

【資料 A-1-13】株アイワーカーシステムと静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書

【資料 A-1-14】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部と森永乳業株式会社静岡支店における連携及び協力に関する協定書

【資料 A-1-15】静岡英和学院大学と静岡県立清水西高等学校との包括連携協定書

【資料 A-1-16】静岡英和学院大学と静岡県立清流館高等学校との包括連携協定書

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学及び連携先の静岡市相互連携協議会の参画団体では、静岡市の課題解決に向けての3つの課題解決に向けて、当初の計画をほぼ実行できている。中長期計画にある3つの課題ごとに分析がされ、全体評価も実施された。①の人材育成では、静岡市商工会議所が当プラットフォームに参画し、学生の就職活動促進に向けての企画検討も開始した。②の連携のための組織整備では、年2回の協議会の開催、共同のSD/FD研修会の開催、公開講座については実施時期が当初計画より遅れたがその後実施できた。また、連携先同士の交流は進み、プラットフォーム内の委員及び事務局同士が気楽に連携できる風土ができあがってきていている。③の課題である学生のネットワークの環境整備については、協議会での協議及びインターの募集活動が計画されている。以上から本学所在地での地域連携は着実に実行できている。

しかし、当初計画した事業の中には、発令を伴う人事交流の実施などがあるが、各団体のルールがあり実施は難しい。また、全県単位で組織されている「公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム」での活動とも重複する企画などもあり、実施計画の中には課題等も明確になってきているため、今後、計画自体の見直しも含め目標達成に継続した努力が必要と思われる。

沼津市、富士市とは、まだ連携が開始したばかりのため、今年度実施の事業を通じて、今後の展開を検討していく予定である。

また、今後も、県内の他の自治体との連携を推し進める予定である。

[基準 A-1 の自己評価]

本学は、学則第1条にあるように「地域社会と人間社会に貢献する人材育成」を教育目的に掲げていることから、地域との連携は非常に重要な特色の一つとなっている。

地域との繋がりを強め、より実践的な活動を実施していくことの意義は大きい。すでに教員と学生による実質的な事業、活動が開始されている。本学の持つ教育資源を地域におおいに活用してもらい、地域活性化に少しでも貢献できることを願いたい。また学生にとっては地元地域への理解を深め、地元愛を強め、地域で活躍できる人材に育つことを期待したい。

また、自治体以外にも、企業、県立高等学校との連携も開始している。

企業からの様々な視点での寄附講座の提供を受け企業からの最新の情報を基にした講座の展開を得ることの意義は大きい。連携した高等学校においては、本学留学生を地元高等学校に派遣し留学生の出身の国の紹介を行ったほか、高校からは、本学での行われるイベントに参加するなどの交流が開始している。連携した企業においては、定期的に協議を重ねており、その中の意見交換を通じ、産業界からの教育現場への要望も聞くことができ、それらを寄附講座の中で盛り込んでもらうことで、学生たちの学びは大いに深まっている。

以上から、本学独自に設定した「基準 A プラットフォームを中心とした連携等」についてはおおいに評価できる内容となっている。

基準 A-2 社会連携

A-2 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

A-2-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

本学は「愛と奉仕の実践」を建学の精神として掲げているが、その前身である静岡英和女学院短期大学より、情操教育、知性教育、実践教育を通じて、建学の精神の実現を目指す教育活動を推進してきた。平成14(2002)年の4年制大学創設に伴い、建学の精神の具体的実践の場として、また情操と知性とを統合する現場として「ボランティアセンター」を設置し、このセンターを中心に全学的なボランティア活動の推進に取り組んできている。

ボランティアセンターの活動は、大学・短期大学部の各学科より選出された教員等による組織「ボランティア委員会」が事業計画を立て、その具体的な実施にあたっては学生スタッフの立場で主体的に関わる学生たちの参画を得て企画・運営を行い、学内における取り組みとともに地域貢献に繋がる個人やグループの活動を積極的に支援している。

【資料A-2-1】

A-2-②ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

ボランティア活動の拠点として、学内にボランティアセンターを置き、教職員から組織されるボランティア委員会が、学生主体のボランティア活動を支援している。活動推進に関わる取り組みと、ボランティアセンターが支援する学生主体のボランティア活動の取り組みの詳細、およびその他の取り組みについては、以下の通りである。

《ボランティアセンターの活動推進に関わる取り組み》

1) 活動の情報提供・調整

地域から寄せられる情報を学内掲示やチラシ、ウェブサイト等を通じて広報し、また教員の協力を得て授業やゼミで呼びかけるなど、様々な形で発信している。

2) 活動の広報・啓発

「ボランティア募集合同説明会」や静岡県ボランティア協会による「サマーショートボランティア小冊子」の配布により、学生たちの関心を高めるなどして、ボランティア活動に参加しやすい環境作りなどを行っている。

学園祭「楓祭」では「ボランティア展」を設け、グループ活動を紹介する展示をし、地域の福祉施設・団体（ウィングハート、ワーク薬師、ベンチタイム、フォルテあしきぼ等）の方々に自主製品の販売や広報の場として活用していただき、学生、教職員だけ

でなく、来場された一般の方々に向けても広く学生や地域の取り組みを伝え、啓発に繋げている。平成26(2014)年11月の学園祭では「生命のメッセージ展」を開催し、突然の事故や事件に巻き込まれて亡くなられた若者たちの遺品を展示し、生命や人と人との繋がりについて考える機会として、また被害に遭われた方々やそのご遺族に対しての支援活動への協力を呼び掛けた。平成28(2016)年の学園祭では東北復興支援プロジェクト「希望の環」の協力を得て、東日本大震災で被災した生産者の商品を販売した。その後も引き続き東日本大震災への支援の活動を行っている。

学生の取り組みの様子については、参加学生の意欲の向上や一般学生の関心が向くよう、ブログを通じて随時紹介している。

3) 個人・グループへの支援・相談受付

個人の参加に向けての相談やグループ立ち上げの支援、ボランティア保険への加入の手続き、活動を軌道に乗せ継続していくまでの支援、またグループ同士のネットワーク作りなどを行っている。

各年度に学内で「ボランティア交流報告会」を開催し、活動の振り返りや他の活動者との情報交換や交流を行うことで、活動の充実や広がりを目指している。

4) 学修・研修機会の提供

学修・研修会として「ボランティア講演会」と「ぼらんていあ・ランチセミナー」を行っている。ボランティア講演会では、地域で活躍されている様々な分野の施設や団体の方々を招き、1年生全員にボランティア活動の実際を学ぶ機会を提供している。

平成30(2018)年には、N P O 法人静岡県知的障がい者サッカー連盟の方を講師に招き、電動車椅子サッカー全国大会の運営に関するボランティアの役割等について、学生たちが学ぶ機会を設けた。また、平成30(2018)年のランチセミナーは、本学の学生が学外のボランティア活動に参加した体験を伝える場を設けた。令和1(2019)年度も同様に活動を行う予定である。

5) 活動参加プログラムの創出

大学の地域貢献活動の一環として、また学生自身が大学および大学周辺に目を向け身近な環境に关心を持てるような機会として、「エコウォーク」と「英和ECO大作戦」を、今年度も引き続き実施する。エコウォークは、第1～3回(5、7、12月)の実施とし、約3キロの通学路及び周辺道路を清掃する活動である。また、10月にはECO大作戦と称して、近隣の池田山団地の地域住民と共に、公園清掃を行う予定である。

《難民支援及び災害時支援の取り組み》

1) ブルンジ難民支援のための物資の収集活動

「ブルンジ難民支援の会」で活動されるルーテル菊川教会牧師夫妻のお話を伺ったことをきっかけに、平成17(2005)年に学内で難民支援のための物資の提供を呼び掛ける活動が始まった。当初は宗教委員会が中心となって行っていた活動であるが、平成21(2009)年度からは学生グループ「絵本を贈る会」が引継いだ。衣類や楽器、運動用具の提供及

び送料カンパを「礼拝」や授業を通じて広く呼び掛け、物資受付け、梱包作業などを担っている。平成30(2018)年は、5,367円の送料支援を行うことができた。

2) 災害時の募金活動・物資提供等

国内外で大災害が発生した際には、学生スタッフが中心となり、隨時募金活動に取り組んでいる。本学には、多くの外国人留学生が在籍していることから、自国の被災者支援のためにと、外国人留学生が自ら募金の呼びかけを行う動きもある。礼拝時や校舎の出入り口等で呼びかけを行い、集められた募金は、現地で支援活動を行う日本赤十字社や赤い羽根協同募金、NGO、被災学生家族などに届けている。

これまで、国内では東日本大震災や熊本地震、鳥取中部地震、海外ではネパール大地震などの地震や緊急医療支援などの被災地支援に取り組んでいる。平成30(2018)年には、大阪府北部地震災害、静岡県ボランティア協会年末年始とくべつ募金のための募金活動を行った。

また、平成29(2017)年から、使用済みインクカートリッジを回収し、これを山梨県の会社に送ることで、ハンディキャップを持った人たちの仕事となること、また、資源の再利用という点でも意義のあることと考え、ボランティアセンターの前のスペースに回収ボックスを置き、回収を呼びかける活動を行っている。

3) ボランティア活動を実践する各グループ（サークル活動を含む）による活動

学生たちは、学内学外でグループを形成し、様々な分野でボランティア活動に取り組んでいる。

「絵本を贈る会」は、「絵本を届ける運動」を主催するNGOを通してアジアの国々に絵本を届けている。学園祭にて模擬店を出店したりフェアトレード商品を販売したりして、資金作りを行い、その資金で購入した絵本に現地語の訳語シールを貼り付けしNGOに託している。平成15(2003)年から始まり、これまで300冊以上の絵本を贈った。

「ココッピー」は、リハビリが必要な障害児のいる家庭に対して、他の兄弟姉妹の育児支援を行うグループで、平成27(2015)年に活動を始めた団体である。静岡県立静岡中央特別支援学校内で、リハビリ訓練を行う静岡心理療育訓練会と連携して活動を行っている。

以上のグループ以外にも、発達障害児・者や更生施設で生活する子どものキャンプ、24時間テレビ、被災地の子どもとの集い、福祉施設での余暇支援などで活動が続けられている。各グループの活動が継続していくよう、学生自ら「ボランティア募集合同説明会」や「ボランティア展」、「ボランティア交流報告会」で後輩たちに活動を伝えていくとともに、ボランティアセンターでもその取り組みを支えている。

《その他の取り組み》

1) 授業との連携

コミュニケーション学科の子育て支援事業「みんなであちょば」や「はぴねすEIWAカレッジ」で、実践的な場面を通して学びを深めるためボランティア体験学修を取り入れている。

【資料 A-2-2】 【資料 A-2-3】 【資料 A-2-4】 【資料 A-2-5】 【資料 A-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会
規程

【資料 A-2-2】 エコウォーク資料

【資料 A-2-3】 ECO 大作戦資料

【資料 A-2-4】 ブルンジ難民支援

【資料 A-2-5】 学生による子育てばばまま広場「みんなであちょぼ」

【資料 A-2-6】 はびねる☆EIWA カレッジ

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

ボランティア活動は、学生の自主性を重んじることが重要であり、学生に対する動機付けの観点が重要となる。そのために、ボランティア活動の具体的な内容を学生に周知し、理解してもらうことが出発点となる。現在、大学ウェブサイトやボランティアセンター ブログあるいは、大学内の放送、毎週水曜日に行われている礼拝を利用して、情報提供を学生自らが行っているが、今後も継続して、より多くの情報提供の場を見つけ出して、活用していく。またその活動の成果を称え、多くの学生に関心を持つ機会を作るために、課外での積極的な取り組みを奨励する制度を設け、平成28(2016)年度から「社会活動奨励賞」として、学生および学生団体を表彰している。この制度は、本学の建学の精神を体現するような学生の活動を表彰する制度として、平成29(2017)年度より規程を整備し、今後も本学の継続した取り組みとなるよう図っている。

新たなボランティア活動の場を見つけ出すために、本学の学生主体のボランティア活動について、活動内容を地域社会により多く知らせていくことも重要であり、その効果的な方法について検討していく。

[基準A-2の自己評価]

本学は、建学の精神の具体的な実践の場として「ボランティアセンター」を設置し、このセンターを中心として全学的なボランティア活動を行うとともに、地域貢献に繋がる取組みへの支援も行っている。また、ボランティアセンターは、学生の情操と知性とを統合する場として重要な教育的機能も果たしている。今後も、建学の精神を具現化する場として一層の活性化を図る必要がある。

基準 B. グローバル化

B-1 留学生受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流

B-1-① 留学生受け入れの意味と留学生センターの運営

B-1-② 留学センターの活動

B-1-③ 国際交流

(1) B-1の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1 地域交流事業

最近ではどの大学においても PBL 型の授業を必修化することが課題となっている。本学短期大学部は、必修化にまでは至っていないが、その前段階として、地域交流事業に学生たちを積極的に関わらせるように促している。これは学生に積極性を身につけさせ、職業人として社会に出ていく準備をさせ、地域に貢献することの重要性を認識させるために行っているものである。また現代コミュニケーション学科では「フィールドワーク（地域連携 I, II）」を選択科目として設置し、机上の勉強だけではなく、実践的な訓練をカリキュラムの一環として実施している。以下は 2016（平成 28）年度の地域交流事業である。

1) 焼津みなとまつり

2014（平成 26）年 1 月 30 日、本学短期大学部は焼津市役所、焼津信用金庫と焼津市観光事業の活性化に向けて産官学連携基本協定を締結した。その提携の手始めとして、2014（平成 26）年度から本学現代コミュニケーション学科ではツーリズム・ユニットを履修している学生を中心に、焼津市の観光現状を把握するための地域調査を行っている。また、連携先である焼津信用金庫が企画・運営するイベント（焼津みなとまつり）に参加し、アンケート調査、スタンプラリーなどのアンシスタントを行っている。

2) るくる de オープンラボ

2018 年から「るくる de オープンラボ」という静岡の大学が自分の研究の研究をわかりやすく紹介するというイベントに参加し、毎年、失敗の心理学を体験的に理解してもらうブースを展開している。しかし 2020 年については新型コロナウイルス感染拡大の影響により参加を見合わせた。

2016（平成 28）年 7 月 26 日から 8 月 14 日まで国立科学博物館で開催されたサイエンス・スクエアにおいて、心理学実験のブースでアシスタントを行った。心理学教員の指導のもと、来場者に人形の手がいつのまにか自分の手に思えてくる心理学実験を行った。実際に来場者にその実験に参加していただき、人間の心理がいかに作用しているかを人々に実体験してもらうことができた。

3) しんきんビジネスマッチング

本事業は、静岡英和学院大学短期大学部と焼津信用金庫との産学連携協定に基づき平成 23 年より継続実施している。業務内容は、地域中小企業者のビジネスマッチングのブースにおいて、商品説明、会社説明、試供品、資料配布などを行った。2016（平成 28）年の参加者は 22 名だった。2017（平成 29）年は 25 名、2018（平成 30）年は 50 名、2019

(令和1) 年は29名、2020(令和2)年はコロナウイルス感染拡大のため、イベント自体が中止となった。

4) 高齢者施設訪問

本学のコミュニティ福祉学科と協力して高齢者施設を訪問し、「アロマテラピー」の実践を行った。高齢者施設の選定についてはコミュニティ福祉学科に依頼し、本学から車で10分のところにある「小鹿苑」を推薦してもらった。現代コミュニケーション学科には「アロマテラピー」という科目を設置しており、それを履修した学生に授業で習得した技術を活かして、高齢者に対してアロマによるハンドマッサージを行った。ハンドマッサージを通して、高齢者とコミュニケーションをとる良い機会となった。

5) キッズ食育フェア in エネリア

2016年度は、静岡ガスが開催している子どもを対象とした食育フェアに本学食物栄養学科の学生と教員が参加し、味噌玉によるおいしいみそ汁の作り方を教えた。

6) 食でリフレッシュ！ in 梅ヶ島

「食でリフレッシュ！ in 梅ヶ島」と題し、5年間「食」をキーワードに地域連携プロジェクトを行ってきた。具体的には、静岡市葵区にある中山間地の梅ヶ島において実施した、小・中学生への食育及び地域住民を対象とした講演会、フィールドワークを中心とした京都や滋賀県での一泊研修などがある。今年はその集大成として、200余年続く老舗の総料理長を講師に迎え、本学教員、学生、卒業生及び梅ヶ島の地域住民との座談会を行った。次世代へむけた中山間地の新たな価値の創造などが討論された。地域からの連携の期待も高く、今後も継続して実施していく。

(3) B-1の改善・向上方策

本学短期大学部はこれまでさまざまな地域や分野の団体、企業と交流を行ってきた。規模から考えると、それほど大きくない本学の短期大学部は比較的数多くの地域交流を行っていると評価できる。しかし、個々の教員の努力に依存していることが多く、教員の負担が大きくなっていることも事実である。地域連携課という担当部署はあるものの、この部署は大学全体の地域連携を担っており、各教員の地域交流事業のサポートにまでかかわることができないのが実情である。もう少し、地域連携課に余力があり、教員をサポートすることができれば、地域交流事業をなお一層発展させることができると思われる。また、個々の教員が行った事例を学内で発表する機会をもち、地域交流、貢献のあり方を学校全体で考え、教職員だけでなく、学生への地域貢献の意識もさらに高めていくことが必要であると思われる。

[基準Bの自己評価]

短期大学部では平成26(2014)年に焼津信用金庫と提携を結び、焼津信用金庫の要請に基づき、焼津みなとまつり、しんきんビジネスマッチングに学生を参加させ、地域との連携を強めてきた。その他にも、各教員がつながりを持った団体と連携し、さまざま

な企画、催しに積極的に学生を関わらせることで、少しでも地域に貢献しようと努めている。上記に挙げたほとんどの地域連携事業は単年度で終わるものでなく、毎年継続的に行われているものである。今後はこれらの事業はもとより、静岡市結んだ包括連携協定を基に、今後は静岡市との連携も強化されていくと思われる。

V. 特記事項

1. 毎週水曜日の「礼拝」の実施

クリスチヤンスクールとしての宗教活動や宗教教育として毎週水曜日に行われる「礼拝」がある。全1年生を中心に、教職員も含め自由に参加できる。聖書のことばから、大学生活にとって重要なメッセージに触れ、静かに自分自身を見つめる機会となっている。キリスト教精神に基づく人間教育を実践する大切な時間であり、本学の建学の精神を学ぶ特別な時間となっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	○	在学年限については学則第 12 条に明記し遵守している。	3-1
第 90 条	○	入学資格については学則第 23 条に定め、厳正に対処している。	2-1
第 92 条	○	職員組織については学則第 3 章に明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については学則第 7 条に明記している。	4-1
第 104 条	○	学位授与については学則第 37 条の 2 に明記している。	3-1
第 105 条	—	特別課程については設けていない。	3-1
第 108 条	○	併設する静岡英和学院大学については「静岡英和学院大学学則」第 1 条に明記し遵守している。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	自己点検・評価については学則第 2 条に明記し年毎の活動及び認証評価に対応している。またウェブサイト上で公表している。	6-2
第 113 条	○	ウェブサイトで公表している。	3-2
第 114 条	○	事務組織規定および就業規則で明記している。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則へ明記している。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録法令対象外。ただし、学籍、成績等について学則により適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒については学則第 60 条に明記し、対応している。	4-1
第 28 条	○	各担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	—	代議員会については設けていない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生に編入学資格がないため、	3-1

第 150 条	—	入学資格は、学則 23 条に定め、法令遵守している。	2-1
第 162 条	—	編入学制度がないため、法令対象外。	2-1
第 163 条	○	短期大学部の始期および終期について学則第 8 条で明記している。	3-2
第 164 条	—	学生以外の者を対象とした特別課程については設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	法令に定める、卒業認定、教育課程の編成・実施、入学者受入れの方針についての 3 つのポリシーは教育目的を達成するために一貫性をもったポリシーを策定し、短期大学部全体および学科毎で定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条で自己点検・評価について明示している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学のウェブサイトで教育研究活動等について公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位授与については、学則第 37 条の 2 に明記し遵守している。	3-1

短期大学設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○ 大学設置基準を短期大学部に必要な基準以上により運営している。	6-2 6-3
第 2 条	○ 教育研究上の目的については学則第 2 章に明記し目的達成に努めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○ 入学者選抜については本学学則第 25 条に基づき適切に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○ 教学関連諸委員会において、構成員として教員だけでなく、事務職員も参画することで教職協働を実現している。	2-2
第 3 条		1-2
第 4 条	○ 学科については学則第 3 条に明記している。	2-1
第 5 条	— 課程については設けていない。	1-2 3-2
第 6 条	— 学部以外の基本組織については設けていない。	3-2
第 7 条	○ 必要な教員組織を置いている。(学則第 3 章)	3-1
第 8 条	○ 学則第 15 条に明記している。	

第 9 条	<input type="radio"/>	学則第 14 条に明記している。	3-2
第 10 条	<input type="radio"/>	主要授業科目（ゼミ、卒論指導演習）は専任教員で担当している。また、食物学科に助手を採用し、実習関連を補助している。	2-5
第 11 条	<input type="radio"/>	授業を担当しない教員については配置していない。	2-2
第 11 条の 2	<input type="radio"/>	学則第 16 条に明記している。	3-1
第 11 条の 3	<input type="radio"/>	計画的に FD 研修、SD 研修を実施している。	3-2, 3-3, 3-4
第 12 条	<input type="radio"/>	専任教員を配置している。	3-2
第 13 条	<input type="radio"/>	本法令基準日の 5 月 1 日限愛、専任教員数は設置基準を満たしている。	3-1
第 13 条の 2	<input type="radio"/>	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。	3-2
第 14 条	<input type="radio"/>	教員の任用に関する規程に明記している。	3-1
第 15 条	<input type="radio"/>	教員の任用基準に関する規程に明記している。	3-1
第 16 条	<input type="radio"/>	教員の任用に関する規程に明記している。	3-1
第 16 条の 2	—	助教は置いていないため、法令対象外。	3-2
第 17 条	<input type="radio"/>	教員の任用に関する規程に明記している。	3-1 3-2
第 18 条	<input type="radio"/>	収容定員については学則第 3 条第 3 項に明記している。	3-1
第 19 条	<input type="radio"/>	教育課程の編成方針についてはカリキュラム・ポリシーを定め、学則 19 条に定めている。	3-1
第 20 条	<input type="radio"/>	授業科目については学則 13 条で明記しています。	3-2 4-2
第 20 条の 2	<input type="radio"/>	学則第 4 条に明記している。	3-2 4-2
第 21 条	<input type="radio"/>	単位については学則第 14 条に明記している。	3-2 4-2
第 21 条の 2	<input type="radio"/>	学則第 4 条に明記している。	3-2 4-2
第 22 条	<input type="radio"/>	授業期間については学則第 15 条に明記している。	3-2 4-2
第 22 条の 2	<input type="radio"/>	学則第 4 条の 2 に明記している。	4-1
第 23 条	<input type="radio"/>	学期を前期、後期としていて、それぞれの授業期間は 15 週単位で行われている。	3-2 4-2
第 24 条	<input type="radio"/>	授業を行う学生数については履修登録された科目に応じて教育効果を考慮して適切に対応している。	3-2 4-2
第 25 条	<input type="radio"/>	学則第 13 条、14 条で明記している。	3-2

			4-2
第 25 条の 2	○	全教員へシラバス作成を義務づけており、学内ポータルで明示している。	3-2 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制については設けていない。	3-2 4-2
第 27 条	○	単位認定については学則第 18 条に明記し厳正に対応している。	2-5
第 27 条の 2	○	運動場については設けている。	2-5
第 28 条	○	学則第 17 条により明記している。	2-5
第 29 条	○	学則第 18 条により明記している。	2-5
第 30 条	○	学則第 19 条により明記している。	2-5
第 31 条	○	科目等履修生については学則第 53 条により明記している。	2-5
第 32 条	○	卒業要件については学則第 37 条に明記している。	2-5
第 33 条	—	授業時間制をとる場合の特例については設けていない。	2-5
第 33 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備については設けていない。	2-5
第 33 条の 3	○	毎年度、例外なく教育研究費を予算化している。	2-5 4-4
第 33 条の 4	○	学則第 1 条に明記している。	1-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するに適当な空地も備えている。	4-1 4-3
第 35 条	○	運動所については設けている。	2-4 4-1
第 35 条の 2			2-3
第 35 条の 3	○	計画的に FD 研修、SD 研修を実施している。	4-3
第 36 条	○	校舎等施設については設置基準に示されている建物等は設けている。	3-2
第 37 条	○	校地の面積は設置基準を満たしている。	3-1
第 38 条	○	第 38 条で備えるべき資料、人員等すべて備えている。	3-1
第 39 条	—	第 39 条の学部学科の設置はないため、法令対象外。	3-2 4-2
第 40 条	○	各授業科目を行うに必要な機械、器具等は整備している。	2-5
第 41 条	○	各運営に必要な事務組織を設置している。	2-5
第 42 条	○	厚生補導担当は、学生部が担当しており、適切に職員を配置して対応している。	2-5
第 50 条	—	外国に学科その他の組織は設けていない。	1-2

第 52 条	—	新たに短期大学を設置する計画はないため、対象外。	2-5 3-2 4-2
--------	---	--------------------------	-------------------

学位規則

遵守状況	遵守状況の説明		該当基準項目
第 5 条の 4	○	学則第 37 条の 2 で明記している。	3-1
第 10 条	○	学則第 41 条の 2 で明記している。	3-1
第 13 条	○	学位記授与に関する事項は学則第 37 条の 2 第 2 項で明記している。	3-1

私立学校法

遵守状況	遵守状況の説明		該当基準項目
第 35 条	○	理事及び監事については寄付行為第 5 条で明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については寄付行為第 11 条に基づき理事長が招集し理事会を運営している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、寄付行為第 12 条で明記している。監事の職務については寄付行為第 16 条の 2 により明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については寄付行為第 6 条および第 7 条に明記している。	5-2
第 39 条	○	寄付行為第 7 条に明記し遵守している。	5-2
第 40 条	○	寄付行為第 9 条に明記し遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄付行為第 18 条に明記している。	5-3
第 42 条	○	寄付行為第 20 条に明記している。	5-3
第 43 条	○	評議員会は役員に対して意見を述べ報告を受けることについては寄付行為第 21 条に基づき適正に運営している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については寄付行為第 22 条に基づき適正に運営している。	5-3
第 45 条	○	寄付行為変更の認可等については寄付行為第 37 条に定めて適切に運営している。	5-1

第 46 条	○	評議員会に対する決算及び実績の報告については寄付行為第 30 条に基づき適切に采井している。	5-3
第 47 条	○	寄付行為第 31 条に明記している。	5-1
第 48 条	○	会計年度については寄付行為第 33 条に明記している。	5-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	—
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人静岡英和学院寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	University guide2020	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	

	静岡英和学院大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱 2020 年度入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧 CAMPUS GUIDE2019	
【資料 F-6】	事業計画書 平成 31 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 平成 30 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど Campus map	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など） 規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 平成 31 年度役員（理事・監事）・評議員名簿、理事開催・出席状況、評議員会・出席状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間） 平成 26～30 年度 計算書類	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 2019 履修要綱	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 大学ウェブサイト本学の 3 つのポリシー（大学） http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
資料 1-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-1-2】	大学要覧	
【資料 1-1-3】	ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp	
【資料 1-1-4】	CAMPUS GUIDE（学生便覧）【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-1-5】	2019 履修要綱【資料 F-12】と同じ	
【資料 1-1-6】	ウェブサイト 学長あいさつページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/greeting	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学要覧【資料 1-1-2】と同じ	
【資料 1-2-2】	大学案内【資料 F-2】と同じ	
【資料 1-2-3】	入試要項【資料 F-4】と同じ	
【資料 1-2-4】	2019 履修要綱【資料 F-12】と同じ	
【資料 1-2-5】	CAMPUS GUIDE（学生便覧）【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-2-6】	Maple 通信	
【資料 1-2-7】	EIWA UNIVERSE	
【資料 1-2-8】	静岡英和学院中長期計画	
【資料 1-2-9】	静岡英和学院中長期計画実施管理表	
【資料 1-2-10】	大学ウェブサイト本学の 3 つのポリシー	

【資料 1-2-11】 2019 年度学科別委員等一覧

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部入学者選抜規程	
【資料 2-1-2】	学部学科の教育目的（2020 年度入学試験要項の該当頁）（F4 に同じ）	
【資料 2-1-3】	2020 年度入学試験要項の該当頁【資料 F4】に同じ	
【資料 2-1-4】	アドミッションポリシー（F13 に同じ）	
【資料 2-1-5】	入試問題作成要領	
【資料 2-1-6】	静岡英和学院大学短期大学部入学者選抜規程【資料 2-1-1】に同じ	
【資料 2-1-7】	CAMPUS GUIDE（学生便覧）【資料 F-5】に同じ	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2019 年度学科別委員等一覧【資料 1-2-11】に同じ	
【資料 2-2-2】	CAMPUS GUIDE【資料 F5】に同じ	
【資料 2-2-3】	静岡英和学院大学評議会規則	
【資料 2-2-4】	静岡英和学院大学短期大学部学生委員会規程	
【資料 2-2-5】	静岡英和学院大学短期大学部教務委員会規程	
【資料 2-2-6】	静岡英和学院大学短期大学部就職委員会規程	
【資料 2-2-7】	履修要綱【資料 F-12】に同じ	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2019 履修要綱【資料 F12】に同じ	
【資料 2-3-2】	進路希望に関するアンケート	
【資料 2-3-3】	インターンシップ関係委資料	
【資料 2-3-4】	保護者会次第、当日資料	
【資料 2-3-5】	中途退学者に対する図書館の協力	
【資料 2-3-6】	保護者会面談希望者一覧	
【資料 2-3-7】	資格取得等対策講座（公務員・日商簿記 3 級）関係資料	
【資料 2-3-8】	業界勉強会資料	
【資料 2-3-9】	キャリア支援課が行うキャリア支援	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	短大部奨学生給付者数	
【資料 2-4-2】	サークル・同好会名一覧	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	多目的運動場の使用に関する内規	
【資料 2-5-2】	体育館使用内規	
【資料 2-5-3】	キャンパス案内【資料 F5】に同じ	
【資料 2-5-4】	図書館の利用について	
【資料 2-5-5】	ウェブサイト 図書館 http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/life/facilities/library/	
【資料 2-5-6】	ゼミ向け図書館利用ガイダンス資料	
【資料 2-5-7】	平成 25 年度 PC 教室整備の資料	

【資料 2-5-8】	無線 LAN アクセスポイント MAP	
【資料 2-5-9】	後援会整備の PC に関する資料	

2-6. 学生の意見・要望への対応

【資料 2-6-1】	提案箱についての資料	
【資料 2-6-2】	授業改善のためのアンケート資料	
【資料 2-6-3】	大学生活に関する卒業生アンケート	
【資料 2-6-4】	学生の「正課」・「正課外」活動中の事故対応マニュアル	
【資料 2-6-5】	保健室年報	
【資料 2-6-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会規程	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 16 条、第 18 条 【資料 F3】に同じ	
【資料 3-1-2】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 19 条、第 20 条、 第 21 条【資料 F3】に同じ	
【資料 3-1-3】	留学者の単位認定について	
【資料 3-1-4】	2019 年度用講義内容（シラバス）第三者チェックのお願い	
【資料 3-1-5】	履修要綱【資料 F12】に同じ	
【資料 3-1-6】	授業用ハンドブック	
【資料 3-1-7】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 40 条【資料 F3】 に同じ	
【資料 3-1-8】	卒業判定に関するマニュアル	
【資料 3-1-9】	ウェブサイト ディプロマポリシー【資料 F13】に同じ) http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学設置基準第 19 条、第 20 条	
【資料 3-2-2】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F3】に同じ	
【資料 3-2-3】	カリキュラムポリシー【資料 F-5】に同じ	
【資料 3-2-4】	2019 履修要綱【資料 3-1-5】に同じ	
【資料 3-2-5】	「科目ナンバリング」の導入について	
【資料 3-2-6】	第三者チェックのお願い【資料 3-1-4】に同じ	
【資料 3-2-7】	FD 委員会規程	
【資料 3-2-8】	3 つの方針（ポリシー）【資料 F-13】に同じ	
【資料 3-2-9】	オリエンテーション資料	
【資料 3-2-10】	専任教員担当時間表	
【資料 3-2-11】	オフィスアワー（CAMPUSGUIDE2019 該当頁）【資料 F5】 に同じ	
【資料 3-2-12】	GPA の利用（2019 履修要綱該当頁）【資料 F12】に同じ	
【資料 3-2-13】	静岡英和学院大学短期大学部教務委員会規程	
【資料 3-2-14】	静岡英和学院大学短期大学部学生委員会規程	
【資料 3-2-15】	非常勤講師のオフィスアワー具体例（2019 履修要綱該 当頁）	

	【資料 F-12】と同じ	

3-3. 学修成果の点検・評価

【資料 3-3-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F3】と同じ	
【資料 3-3-2】	カリキュラムポリシー (CAMPUS GUIDE (学生便覧) 【資料 F-5】)	
【資料 3-3-3】	2019 履修要綱【資料 F-12】と同じ	
【資料 3-3-4】	「科目ナンバリング」の導入について【資料 3-2-5】に同じ	
【資料 3-3-5】	第三者チェックのお願い【資料 3-2-6】と同じ	
【資料 3-3-6】	FD 委員会規程【資料 3-2-12】と同じ	
【資料 3-3-7】	履修要綱【資料 F-12】と同じ	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F3】と同じ	
【資料 4-1-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則	
【資料 4-1-3】	静岡英和学院大学短期大学部教授会規則	
【資料 4-1-4】	静岡英和学院大学評議会規則	
【資料 4-1-5】	静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程	

4-2. 教員の配置・職能開発等

【資料 4-2-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程	
【資料 4-2-2】	静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程	
【資料 4-2-3】	静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規	
【資料 4-2-4】	静岡英和学院大学短期大学部任用基準	
【資料 4-2-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する申し合わせ	

4-3. 職員の研修

【資料 4-3-1】	SD の全学的実施方針及び計画	

4-4. 研究支援

【資料 4-4-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部研究倫理規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人静岡英和学院寄付行為【資料 F1】と同じ	
【資料 5-1-2】	静岡英和学院大学常任理事行動規範	
【資料 5-1-3】	静岡英和学院職員倫理規程	

【資料 5-1-4】	静岡英和学院大学中長期計画【資料 1-2-7】と同じ	
【資料 5-1-5】	静岡英和学院大学中長期計画実施管理表【資料 1-2-8】と同じ	
【資料 5-1-6】	静岡英和学院個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-7】	静岡英和学院ハラスメント防止に関する規程	
【資料 5-1-8】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程	
【資料 5-1-9】	平成 30（2018）年度避難訓練計画書	
【資料 5-1-10】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程	

5-2. 理事会の機能

【資料 5-2-1】	理事の理事会への出席状況	

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

【資料 5-3-1】	静岡英和学院大学評議会規則【資料 4-1-4】と同じ	
【資料 5-3-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料 4-1-2】と同じ	
【資料 5-3-3】	静岡英和学院大学短期大学部教授会規則【資料 4-1-3】と同じ	

5-4. 財務基盤と収支

【資料 5-4-1】	静岡英和学院大学中長期計画【資料 1-2-7】と同じ	
【資料 5-4-2】	静岡英和学院大学中長期計画実施管理表【資料 1-2-8】と同じ	
【資料 5-4-3】	静岡英和学院平成 30（2018）年度決算書【資料 F11】と同じ	
【資料 5-4-4】	平成 30（2018）年度決算説明資料【資料 F11】と同じ	

5-5. 会計

【資料 5-5-1】	静岡英和学院平成 30（2018）年度決算書	
【資料 5-5-2】	平成 30（2018）年度決算説明資料	
【資料 5-5-3】	静岡英和学院経理規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 2 条【資料 F3】と同じ	
【資料 6-1-2】	静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 6-1-3】	静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱	
【資料 6-1-4】	静岡英和学院大学の自己点検及び第三者認証評価の受審について	
【資料 6-1-5】	静岡英和学院大学中長期計画【資料 1-2-7】と同じ	

【資料 6-1-6】	静岡英和学院大学中長期計画 実施管理表 【資料 1-2-8】に同じ	

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

【資料 6-2-1】	卒業生アンケート（資料 2-6-3 に同じ）、進路希望に関するアンケート（資料 2-3-2 に同じ）	
【資料 6-2-2】	オープンキャンパスの参加者数の実施日別毎、学科毎に、昨年比で新規参加者数、高 3 生の参加者数を、また入試種別毎、学科毎に、志願者数を合格者数と入学者数のデータ	
【資料 6-2-3】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 IR 委員会規則	

6-3. 内部質保証の機能性

【資料 6-3-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 2 条【資料-3】に同じ	
【資料 6-3-2】	静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程【資料 6-1-2】に同じ	
【資料 6-3-3】	静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱【資料 6-1-3】に同じ	
【資料 6-3-4】	静岡英和学院大学の自己点検及び第三者認証評価の受審について資料 6-1-4】に同じ	

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 自治体との連携		
【資料 A-1-1】	静岡市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-2】	令和 1 年 しづおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業	
【資料 A-1-3】	沼津市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-4】	富士市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書	
A-1-2. 他大学との連携		
【資料 A-1-5】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互協力に係る協定	
【資料 A-1-6】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 中長期計画 2018～2023 年度	
【資料 A-1-7】	2019 年度 第 1 回静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 次第	
【資料 A-1-8】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 組織名簿	
A-1-3. 連携による地域課題解決に向けての取組み		
【資料 A-1-9】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 SD 研修会実施計画	

【資料 A-1-10】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会公開講座「防災マネジメントを考える」	
【資料 A-1-11】	静岡英和学院大学学則 第1条【資料 F-3】と同じ	
【資料 A-1-12】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部並びに財務省東海財務局静岡財務事務所における連携及び協力に関する協定書	
【資料 A-1-13】	㈱アイワーカシステムと静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-14】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部と森永乳業株式会社静岡支店における連携及び協力に関する協定書	
【資料 A-1-15】	静岡英和学院大学と静岡県立清水西高等学校との包括連携協定書	
【資料 A-1-16】	静岡英和学院大学と静岡県立清流館高等学校との包括連携協定書	

A-2. 社会連携

【資料 A-2-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会規程	
【資料 A-2-2】	平成30(2018)年度エコウォーク資料	
【資料 A-2-3】	ブルンジ難民支援	
【資料 A-2-5】	学生による子育てばばまま広場「みんなであちよば」	
【資料 A-2-6】	はぴねす☆EIWA カレッジ2018	

B-1-1 留学生の受け入れの意味と留学生センターの運営

【資料 B-1-1】	留学生センター事業報告	
【資料 B-1-2】	オーストラリア留学プログラム	
【資料 B-1-3】	ニュージーランド、フィリピン語学研修プログラム	